

精
義
四

精義四

藤田俊一郎著

信仰と思想の
大問題
旅寝の天理教祖像
全

六全莊發行

御木像關係假處分申請證明書 (寫)

假處分命令申請ノ證明書

奈良市 西木辻町
申請人 中井勝治郎

奈良縣山邊郡丹波市町大字三島
被申請人 天理致會本部

教祖木像保管人 中山新治郎

右申請人ヨリ被申請人ニ對シ明治三十八年十二月二十日假處分命令申請ニ及ビ御廳ニ明治三十八年(ト)第三三二號假處分命令申請事件トシテ係屬セシ旨ノ證明書一通御下附相成度此段申請候也

昭和九年一月八日

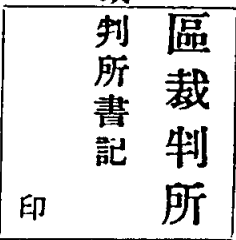
申請人 中井勝治郎
奈良區裁判所御中

右之通り相違ナキコトヲ證明ス

昭和九年壹月八日

奈良區裁判所

裁判所書記



萩村健之助印

木像關係裁判沙汰記事 (寫シ外ニアリ)

大阪朝日新聞明治三十九年九月十九日第八千七百九十八號
第九頁第三欄乃至第四欄ニ左記内容ノ掲載アリ

自分は信仰と謂ふものを持つて居ない爲めか、神佛の加護に依りて自分の運命を開拓し幸運を冀らさんなどの考へを有せない。古い言葉だが、自己を助くる者は、神之を助くとの信條の下に歩みつつあるが、自分の此迄の経験に徴して、自己の否人間の頭で考へ及ぶ程度は、實に淺薄なもので、是は斯くなるべし。斯くなる外なかるべし。などと思つたことが、思ひも奇らぬ結果を來たして、不審感に路が拓らけ、或は意外の蹊蹙を招くなど、人智を以ては到底推測し得ざるものがあることは、何人と雖之を否定し能はざる所で、一世の英雄と呼ばれ、且つ、「困つた」と云ふ様な文字は、自分の持つて居る字引には載つて居ないと迄豪語した負けじ魂の奈緒さへも、陣中日に一回は、必ず「トランプ」を弄びて、自分の思惑に對する運命の方向を探る爲め、獨り占を試みたと云ふのだから、智識の判斷計りでは頗る頼りなきもので、あることが分かると全時に宇宙間には、人間以上の偉大なる力が、働いて居ることを肯定せない譯には行かない。

人間以上の力、然かも偉大なる力の存在は、艱險に遭遇する機会が多ければ多い程、之を認むる機会も多く、且つ大きな人物程、艱險に遭遇する機会も多いから、隨つて此の人間以上の偉大なる力の存在を認める機会も亦多い筈で、其偉大なる力が、神であり、佛であると謂へば、自分も亦其力の存在を認

識して疑はない。其存在の認識が信仰なりと謂ふのであれば、著者も亦信仰を有することとなるのだが、著者は此の偉大なる力に對して絶対の敬意を表するも、進で其偉大なる力の働きがけによりて、自分が特に恩恵を享けんなどと謂ふ心願みは持つて居らない。乃ら極樂淨土を望んで佛敎に歸依したり、天國行きを樂んで基督教を信じたりする氣にはなれない。隨つて宗教に對する特別の研究などは試みたことはないと謂ても可なりである。爲に、自分の宗教に對する知識は淺薄である。殊に天理敎に對しては、全然何等の理解をも有せぬものである。然らば、自分の如き門外漢が、何故に此著作を試みんとするに至つたかに付ては、自分は、宗教的に信仰を有する者は、人間として幸福である。殊に熱烈の信仰を有するものは更に幸福で、精神的に最も恵まれたものであると思ふのであるが、自分の見る天理敎信者は、一般に、他の宗教の人達に比べて、其信仰程度が確に熱烈で、他の追従を許さないものがある。此等天理敎信者の信仰の力は、何ものをも征服し得るに足ると思ふ。此熱と此力は、現代稍もすれば、不心得の考へを有する者があつて、思想の惡化を虞るゝ折柄には、苟も神の敎を奉して、神の道を一路に進まんとする天理敎徒の如き強き信念に生きつつ行ひ濟まして居るのを、何となく、或意味に於て一種の羨しさを覚ゆると共に、其心丈夫さを見出さずには居られない。所が此等の信仰者は、舉て其敎祖を中心に、渴仰隨喜しつつあり、且之れあるが爲に、力強き信念を保つものである。隨つて敎祖の後繼者たる現管長を中心とする天理敎本部の幹部に對しては、絶対服従否專ら盲従的であるのも無理

はない。此は宗教其ものの立場より謂へば、甚だ結構なるが如きも、絶対に然りと雖へない。是は兎も角、斯かる柔順の信者に對しては、本部の幹部は深く内省し、此等信者に對する行動の上に、特に注意を拂ふべきである筈だが、事實は裏切られて居る様である。現に管長の周囲にも、相當意見を抱きて異に天理教の現状に顧みて、將來を憂慮しつつある者も、多少は有るやに聞及ぶが、事實上の権力者とも謂ふべき一二の者を俾つて、有や無やに過ぎて居るらしいのである。

著者は、人事百般、凡て信義を主眼とすべきは申す迄もない事と思つてゐる。殊に如何なる宗教も亦其教義に、此信義の文字を遺忘するものは絶対にない筈である。然るに何故か、天理教幹部は、最も大切な信仰上の信義を破り、信徒が崇拜恩慕の目標たるべき教祖木像の存在を否定し、所謂教祖像として吹聴せられ居るものは、何人にも直に其相違を認め得べき男性の木像なりと、殊更に簡単に片附けて口を拭ふのである。畢竟茶釜蓋を丁鋸と言ひくめて居るのだが、教祖の女性であることは、申すも野事の骨頂で、本来此御木像は、教祖の禁厭を受けて、不審議にも安産の歌を見たる機會の記念彫刻にかゝる、有り難き、孝出度製作なると共に、教祖が身後自分と思ふて祀り呉れと云つた、豪傑深き唯一の化身像なるが故に、存命の理により、奉仕の目的に出で、惜氣なく、事實は二千萬圓以上を投じた今回新設の教祖殿には、是非共祀らねばならぬ等の大切なる御木像である。隨て此木像を祀らざる限、折角の教祖殿も、全く無意義たるべきが、天理教の本部幹部等は、何時迄信者諸君を欺き續けんとする

ものか、確に大なる疑問で、題して「旅籠の天理教祖像」と謂ふも之が爲めで、著者は本部幹部等の言に惑さるる信者諸君の爲に、諸君の熱愛教祖恩慕はざる教祖の木像は、確に實在し、完全に保存されて居ることを、立證的に、明かに諸君に告げ、諸君が、立教百年祭、教祖五十年祭を目途に控へ、折角巨資を投じて建設されたる教祖殿に、當然否必然御祀りをなすに到ること、並に之を祀るべき機會の促進を計らんとするに外ならぬものであるが、此が達成により、天理教信徒諸君が、信仰上一層の強味を加へ、信仰を持たずに惑へる同胞の精神救済に邁進し、惹ひて、無氣力に陥れる他の宗教の神官僧侶並に其信徒歸依者の奮起を促し、相倚り相扶けて、邦家思想の善導上に、相應の貢献を致したを得ば、著者の努力も強ち無益ならざる乎。

旅寢の天理教祖像目次

第一 教祖祭と立教祭

第一 果て然らば、教祖像は實在するか

- (イ) 教祖殿は立派だが..... 三一
- (ロ) 雖も教祖像を祀つたものはなきか.....
- (イ) 何時頃から實在を主張するか..... 六
- (ロ) 御木像の仮處分と新聞記事..... 六
- (ハ) 未だ信するは早い支教會の謹告..... 八
- (ニ) 支離滅裂の辨解..... 一
- (ホ) 生きた聖人もあることじや..... 一
- (ヘ) 十柱の御神体から御筆先迄..... 七
- (ト) 引渡後の善後策..... 九
- (チ) 御木像の由来..... 二〇
- (リ) 教祖像である最も確かな証據..... 二五

第三 教祖像は今何處に祀らるか

- (イ) 中井氏一家で個人的に..... 二八
- (ロ) 御木像を今迄宣傳せざりしか..... 二九

二

第四 天理教本部は一支教會の存在否定に對し何故に黙過するか

- (イ) 献納の形式なら..... 三二
- (ロ) 眞疑忍許すべからず..... 三三
- (ハ) 最早懲り々々したのか..... 三三
- (ニ) 苦辛も水の泡では..... 三四
- (ホ) いらぬ御心配である..... 三六
- (ト) 互に接近を圖れ..... 三七

第五 何ぞ信徒の渴仰を醫して信仰力の更新を計らざる

- (イ) 一枚の紙片にも劣る何千萬圓の殿堂..... 三九
- (ロ) 教祖殿よりは御木像..... 四〇
- (ハ) 方便は穿き違へぬよう..... 四三
- (ニ) 君子にも過あり。改むに憚る勿れ..... 四六

第六 非常時思想國難に際し、強力宗教の活躍を望む

- (イ) 強き宗教に俟つ..... 四九
- (ロ) 力強き宗教であるが..... 五一
- (ハ) 何が準備行為か..... 五二

第七 國賊呼ばりをするもの、根據に就て

第八 現在の天理教は果て教祖の衣鉢を襲くものか

(イ) 國賊なりとする理由は何か	五六
(ロ) 國賊呼ばりの理由は尤もなるか	五八
(ハ) 先づ、貨物借物の理に付て	六〇
(ニ) 泥海古肥に付て	六二
(ホ) 學問智識を興へしめずとに付て	六四
(ヘ) 律があつてもに付て	六四
(ト) 高山を崩し、谷底をせり上げてに付て	六六
(チ) 堂宮讓ち云々に付て	七一
(ツ) 教語其他を輕視せりとに付て	七九
(ス) 上は神じやの點に付て	八一
(セ) 再來を信じたるものとの點に付て	八二
(ワ) 人類創造の場所とせる點に付て	八四
(カ) 猶太教に出發せしやの點に付て	九一
(ク) 非難する場合、特に注意を要す	九二
(コ) 年 中 行 事	一〇八

第九 寧ろ奚ぞ祀らざる

(イ) 免罪符を發行した法王	一一二
(ロ) 私の心のある處じや	一一六
(ハ) 若し偽物ならば、何故表立ちて本部自ら教祖像を否認せざるか	一二〇
(ニ) 本部幹部の意中を解剖せば	一二一
(ホ) 且に死するも悔なけん	一二八
(ヘ) 教祖像の前には低廉の對價	一三三

第十 天倫教の存在價值と首腦者の反省を促す

(イ) 一家一黨の教團	一三七
(ロ) 結局現狀維持	一三八
(ハ) 御神輿は少しも動かぬ	一四〇
(ニ) 別派の新設に累さるゝか	一四三
(ホ) 到底六つかしき問題	一四六
(ヘ) 妻女の心も空しく	一四八
(ト) 同様の話を耳にした	一五二
(チ) すつかり抜き取られ、無理な工事も是非なし	一五五
(ツ) 髮首を掻かれぬ用心	一五六
(ス) 保存の勞苦を忘るべからず	一五七
(セ) 手渡したい考ではあるまいか	一五八

(ア) 此 機 會 に 思 案 せ よ	一五九
第十一 何時にても引渡し得る情態に於て之を祀るも亦可なり	
(イ) 奉祀關係を成人に託したが	一六二
(ロ) 某電機會社との交渉	一六四
第十二 豈信徒の満足を冀ふのみならんや	
(イ) 案ずるよりも生むが易い	一六九
(ロ) 此の次ぎにはとの期待	一七二
(ハ) 中井氏は、面目を慮るゝものではない	一七三
第十三 「兩年祭の意義と活動」と題する冊子を読みて	
(イ) 差し控ゆる筈だったが明確に	一七八
(ロ) 本部幹部の心の普請	一八二
(ハ) 自分自身の心の立替	一八二
(ニ) 今が納消の時機	一八三
(ホ) 一見見誤ることの出来ない程はつきり	一八五
(ヘ) 御神体たる書像並に御筆先に就て	一八九

信仰と風俗の 旅寝の天理教祖像目次終

第一 教祖祭と立教祭

仄に聞く所によれば、天理教祖歿後五十年祭に、天理教立教百年祭とは、之を一所に、明后天多分十月二十六日舉行さるべく、之が爲に教祖殿の建設も、既に昨年春、竣工を告げたりとのことである。

(イ) 教祖殿は立派だが

殊に、新に建設されたる教祖殿は、宏壯の構造に加へて、輪奐の美を添へ、教祖の祭祀に十分の設備を有するを信ず。而して其所には教祖由緒の品々、例へば教祖の膚身に纏はれたる衣類襦袢類を始め、下駄草履等苟も多少の資縁あるもの全部を網羅し祀り込めんとするもの、如し。以前よりも教祖殿は存在

せしが、存命の理に據り奉仕するに、兩大祭典を控へて、大規模に遺品縁故の物件を蒐集せんとして、此大教祖殿の建設に至りたるは強ちに無理からぬのみか固より此舉たるや、寔に教祖の遺徳を偲び、遺靈を慰むるに付、信徒等の志に副ふに足るべきものあるを疑はぬが、若し噂さる、教祖像の如きものありて之を奉祀することを得ば、蓋し千百の遺品縁故物件に優るべし。天理教幹部に於ても、恐らく此點に着眼考慮を拂ひたることあるべきに拘らず、未だ教祖像を祀るべき計畫を耳にせざるは遺憾なり。若し教祖像が現存せずば、何故新に教祖五十年祭、立教百年祭を好機に、之が製作を企圖せざるか。其れも教祖像は、既に現存するも、現在天理教本部を離れて存在するが爲めに、新規製作は、却て信仰上面白からぬ結果に導くを虞れ、殊更之を避くるかは別として古き信者の中には、教祖像の存在を知悉せるものあるべし。又信者中其存否に付、半信半疑を抱き、一種の謎として解釋するものあるべし。然れ共實在を知るものは、尙確實に現存することを、半信半疑者は、其存在の事實ならんこ

を哀ふであらう。

(ロ) 誰も教祖像を祀つたものなきか

今を去る約三十年、即明治四十年の頃、天理教の一派なる天倫教の管長中井勝治郎氏が、北島治房男、其他有力者の勧誘後援の下に、奈良市木辻現在の同市中辻町なる中井氏居宅に、六間に四間の拜殿を設け、階段掛にて教祖殿を造り、木彫の教祖像を祀つた事がある。其時中井氏の門前は、縁日の如き、人出にて澤山の出店あり、天理教信徒の参詣するもの引きも切らず、頗る盛况を呈したるものご稱せられて居る。處が教祖殿の構造が、建築法違反の廉を以て、取毀を命せられた。中井さて、容易に之に應ずる筈はない。爲に警官は、中井氏の門戸を閉し、竹矢來を施し、信徒の参拜を拒んだものだが、敬慕渴仰の念に燃へて居る信者は、中々立去らんごもせず、門外に跪き坐りこんで、眼にも視へない四寸足すの御木像に、隨喜の涙を流して百拜を捧げたものである。中井は頑として争つたが、元來前記の教祖殿の柱は、皮つきの松材で、屋根

は青松葉葺で、此は別段差支なきも、屋上には、官幣大社春日神社の夫れに倣ひ、千木を置き竝へたるによる建築法違反なりし爲め、到底頑張り通す譯に行かず、據なく取毀つの已むなきに至つたものである。

序に附つて置くが、如何なる理由で北島男爵が、此の御木像の祭祀を勤めたかと請ふ点である。當時北島男爵は、法隆寺に退官隠棲して居つたが、末だ天理教が宗教として認められず、危険の志を宣傳し、人心を惑亂する邪宗として教義を疑はれ、教祖は度々奈良の裁判所へ呼出され、拘留の處分を受けたことも曾に一再ならざる時、北島男爵は、當時同裁判所に奉職したりし關係上、度々取問へたることもあり、十分の面識あり、中井氏の所持する教祖木像を視て、生報しである。宜しく祀る可しと請つたに因るもので、北島男爵は、人も知る、多年の法官生活をなし、最後には、大阪控訴院長を勤め、退官後、故犬養木堂の率ひたる國民黨の重鎮たりし人物である。

附け加へて置くが、何故に中井氏が北島男爵を知るに至つたかと云ふに、同じ國民黨の地方有力家に、當時上村某あり、中井氏は向人と相知の關係にて、北島男爵が上村より、中井氏が教祖像を所有せるを聞きし、一見を免め、上村の紹介によりて、中井氏が教祖像を携へ同男に面會、奉祀勸誘を受くるに到りたるものとす。

叙上によれば、之を讀むの天理教信徒中、實在を知れるものは、只た其通り

である。謂ふに過ぎぬが、半信半疑其存否を一種の謎として、然かも其實在を暗に冀ふ者等は、驚喜の眼を見張ると同時に、却て昇かれたる場合の失望を懸念して、寧ろ謎の儘ならんことを望むものもあるべし。然れ共冗談にも、教祖愛に燃ゆる信徒諸君を弄ひて、徒に筆を呵し、余計の勢力を拂ふの必要何處にかある。著者は、只だ信徒諸君が、若し其實在を確め得たらんには、諸君は飲んで、斯かる機會に萬難を排けしても、之が奉祀に突貫するであらうと思へばこそである。

第二 果て然らば、教祖像は實在するか

中井氏即現在の天倫教管長が、今を距る約三十年前に、自邸に教祖殿を造營して、天理教教祖像を祀りたることは、前に述べたる通である。然れ共、此事あるを以て、直に教祖像の實在を肯定するは甚だ早計なり。何となれば、天倫教は現在に於ても、神道大成教の直轄の下に、僅に存在する、謂はば名のみの

五

天理教の一派にして、殆ど信徒を有せざる一家一門の宗派に過ぎず。故に天理教今日の隆盛を羨み、天理教の信徒を自派に引付けんが爲めの術策に出でて、天理教徒の歡を買ふに恰好の教祖像なる題目を提へて、恰かも實在するが如く吹聴するものなりとも考へられるからである。

(イ) 何時頃から實在を主張するか

然し中井氏が、教祖像の實在を主張したるは、決して昨今の事ではない。既に三十年前の事に屬して居る。當時天理教の情態は如何であつたか、天理教の別派獨立の認可は、明治四十一年だから、當時の天理教は、未だ獨立の宗教として認められて居らなかつた時代で、固より當時の信徒數も、極めて少數であつた。到底今日の隆盛を豫想し得ない時代である。故に、中井氏の非望に出發したるものなりと、單純に解釋するは其當を得ないことは明かである。

(ロ) 御木像の仮處分と新聞記事

茲に牢記すべきは次の事柄である。中井氏は、奈良區裁判所へ、明治三十八

年十二月廿日に、天理教祖尊像の仮處分申請を遺つて居ることである。中井氏が、當時の天理教管長中山新治郎氏を相手取り、訴訟を提起したと謂へるは誤にして、教祖像の仮處分申請をしたのである。固より相手方は、當時の中山管長である。此の仮處分は、相手方たる中山管長の自由處分を禁止し、教祖像が他人の手から手に轉展するを防止する目的に出たものであるが、教祖像引渡請求の訴訟の前提として、取敢へず此申請に及んだもので、一回の口頭辯論があつて示談解決し、天理教本部より、教祖像を中井氏へ引渡すこととなり、中井氏の方で、右仮處分申請を取下げ、終に訴訟には到らずして終結したと謂ふ事件である。本件は、奈良區裁判所明治三十八年(ト)第三三二號仮處分申請事件として、當時の事件簿に明記されて居る所である。又當時の大坂朝日新聞明治三十九年九月十九日第八千七百九十八號第九頁第三欄より第四欄に亘り、「奈良の天倫教」と題する見出の下に、此事實を報道掲記して居る。尤も全新聞も「天理教本部を相手取り、同教祖おみき婆生寫しの木像と稱する物体取戻訴訟

を起し、訴訟中、天理教本部より同人へ、其木像を返戻せしことあり云々」と謂ひて、訴訟によりて、中井氏に引渡さるゝに至れりと言ひて居る。然し訴訟ではなかつたのである。同新聞記事によると、「丹前姿の親分は、俄に衣冠束帯の教會長様と變じ云々」と述べて、所謂木猿にして冠するものなりと謂はぬ計である。

(ハ) 未だ信ずるは早い支教會の謹告

此所迄説明し來たるご、半信半疑謎ご心得て居つた信者達も、或は其實在を肯定したいかも知れぬ、然し大正二年八月一日に、天理教錦生支教會理事杉森安次郎、全支教會長西岡平九郎兩氏の連名にて、「謹告」として、「近頃奈良市中井勝次郎なる人、各地に向ひ天理教祖木像を所有致し居候趣を吹聴致し居り候、然る處、之れに就きては、私共聊か關係有之、御本部並に各教會信徒に對して甚だ申譯無之候間、左に一應其來歴を辨明致し申候。

明治三十五年一月二十六日、大和國宇陀郡三本松村大字瀧口の人、松崎長八と言ふ人(松崎勝次郎の

父) 弊教會に尋ね來りて申す様、自分過日佛壇を求めしに、其内に木像あり。然るに夢に、それは天理
教祖の像なりと言ふ事を見れば、自宅に最も近き土地に在る貴殿教會へ寄附致すべしと、長さ四寸位
の羽織袴を着けたる坐像人形一個を差出され候。弊教會は、上級教島分教會より會長を兼任し居ら
れ、私理事の身を以て、専ら會務を處理致し居候。仍て如何せん、内々支教會役員の者と相談致
候得共、兎に角先方の厚意にて、教祖の像なりとて寄附するものなれば、一應受納して、上級教島分
教會へでも差出すべしとの事に相成り、受理致し置き、直に大和國三輪町の上級教會教島分教會に差出
置候。

然る處其後、上級教島分教會より、右木像の儀に付きては、一旦之を大和丹波市町の本部に差出せし
に、本部に於ては、元來教祖の木像寫真などは一個も傳らず。殊に此木像の如きは、聊かも教祖に似た
る所無之且頭に海老折あり、之は男子の人形ではないか。斯くの如きものは、本部に於ては、不用の品
なりとて、返却せられたれば、上級教島分教會にも保存の必要なし、仍て是を返戻すと申渡され候。
されば弊教會に於ても、不用のものと思へども、寄附者の厚意に對して、捨てられもせずと思ひ、其
儘棚の中に仕舞置候。

云々、今回其木像の所有權を、奈良市の中井勝次郎と言ふ人に譲り渡したりとて、前記中井氏より本
部に對つて、右木像取戻訴訟を起したりとの事に有之候故、私共は誠に驚入り、且御本部に對し

て申譯無之事出來致せしものと、深く恐縮致候次第に御座候。然る處本部より、本部長代理として
山中幸七氏、辯士玉田金三郎氏と共に出庭致す事に相成候間、私共は之に隨行して裁判所に參り
其事件の成行を傍聴致し候。

奈より當方に於ては、不用の品に候間、直に先方へ返却致しても不苦候に付、別に六ヶ敷辯論有之
にあらず。裁判所は双方に對して、示談を希望致居候。次第なれば、奈良市木本源吉氏の仲介に依り、
私より木像を一旦木本氏の手に渡し、其の上岡氏より先方に返戻したる次第に御座候。

然るに其後奈良市に於て、右木像を教祖の眞像と稱して之を祀り、天倫教會と稱する教會を設けて、
天理教信徒の參詣を希望致し居候もの有之候。越傳承致し居候。然るに昨今に至り、又々右木像
に關しては、教祖親ら精神を込めて彫刻せしめたるものなれば、又と得難き尊像なりと言ひふらし、而
して教會本部より之を引上げたる如き印刷物を散布するもの有之、御本部並に各教會に對し、甚だ心外
千萬に存存候云々。

ご、發表されてゐる。此の謹告の趣旨は、つまり先年中井勝治郎なるものより
教祖像引渡請求を受けて驚いた。實は或人より、天理教祖像なりと稱して當支
教會に献納を受けし處、るび折の男性の坐像で、且似ても似付かぬ問題になら
ぬものだったが、献納者の好意に對し、捨てる譯にも行かず。其儘棚の隅にこ

ろがして置いた位だから、問題となりし當時、早速一議に及ばず中井へ引渡し
たものである。教祖像なりなごは以ての外である。中井は之を利用し、私利
を計らんとするものなれば、決して惑はされてはならぬこの意味の宣言書であ
る。

尤も本件に關しては、天理教本部は一切口を緘して居るのである。

(二) 支離滅裂の辨解

口を緘するが是か、緘せざるが非かは別問題とし、錦生支教會理事者等本件
謹告の如きは、寧ろ余りに其思慮の淺薄さを暴露するものではなからうか。理
事者等の宣言は、立場上辦疏的に看做さるる關係上、何人にも首肯せらるるに
足る宣言でなければならぬ。處が冒頭から間違つて居る。乃ち「及び折」の
男性の坐像なりと謂ふに至つては、辨疏の爲に曲言したものとより思はれない
中井氏の保有せる教祖像は、茶筌に結びたる氣品ある女性の坐像であるが、仮
に若し此等理事者等の謂ふが如く、異性の像であつたとすれば、最初は教祖像

として受けたが爲に、飛付程のうれしさに、お木像が眼の中に入つて仕舞つて
男女性の判断がつかなくなつたと謂ふのであろうが、それ程無中に喜んだとして
も、苟も上級教會敷島分教會へ差出す迄には、再三再四念入りに見直すべき筈
である。殊に此「謹告」による「敷島分教會より會長を兼任し居られ」とあ
るから、錦生支教會には、當時會長がなく、又「私理事の身を以て専ら會務を
處理」とあるから會長代理をして居つたことも明かで、會長代理ならば、責任
も亦重い筈で、故に「内々支教會役員との相談致候」と言ふ言葉も出て来る
譯で、役員達とも、内々相談をしたのでないか。其時寄附を受けたと云ふ木像
を、役員達に見せず相談する筈もない。又其結果、「上級敷島分教會へでも差
出すべしこの事に相成」とあるから、此は結構なものが手に入つた云ふこと
で、上級教會に差出すに至つたに違ひない。最初から男も女も、目鼻のつ
かぬ木像なら、錦生支教會の理事者や役員達も、躊躇したであらうが、一直は大
和國三輪町の上級教會敷島分教會に差出置候」とあるから、男女性の判断に迷

ふが如きものでなかつたことも、推測が出来るのみならず、若し男性か女性かが疑はるる様のものであれば、理事者や役員の方が皆迄、節穴の様な目を持つた人計りではなからうから、誰れかが此はおかしいとか、何ぞか言ひそうなのだ。随て上級教會へ、「直に」差出す筈もない。而して上級教會でも、怪しまなかつたのだが、本部へ持つて行つてから、男性の像と言ふ事になつたのである。それは兎も角、支教會の理事や、役員達は更なり、上級教會でも、聊かおかしいとは思つたがなご云ふ様なことは、此の「謹告」の中には、少しも顯はれていない。また怪しい様なものならば、敷島分教會に於ても、本部へ提出せぬ筈だ。又會長代理の立場もあり、支教會の理事者は、其責任上余程注意深く取扱つたことも想像が出来る。又寄附者が教祖像なることを夢で見たから寄附することであるが、寄附者は佛教信者であることは、佛壇を買つたと言ふので分る。随て自分には不用に付寄附すると言ふのだから、本來ならば、夢で木像を天理教祖像なりと見たとすれば、先づ佛壇屋へ寄附者が居ける

が順序ではあるまいか。若しも古道具屋から買つたにしても同様である。其佛壇屋又は道具屋が、天理教の信者であるかも知れぬとの考へは、直に寄附者の頭に湧いて来なければならぬ。故に寄附申出に先ち買求めた佛壇屋か、道具屋へ返しに行くが順序ではあるまいか。若し賣主が御自由に云へば、始めて寄附を申出つるも遅くはないが、其順序が踏でない様である。若しも寄附者が天理教信者であつたとしたならば、驚喜の余り、順序を忘れて、直に最寄の教會に馳せ付けて、夢の告げで斯くくださつても無理とは聞へない。殊に「謹告」の中には「過日佛壇を求めしに云々」とある。即ち寄附をしに参つた時佛壇を求めし時の間には、何程も時日が経過して居らない。寄附者がずつと以前に買つたとか、前から所持して居つたなら兎も角、最近買求めた佛壇の中から出たのだから寄附者のものでないことは當然で、寄附者が勝手に處分することは筋違である。随て全支教會の理事者も、寄附者が佛壇を何處の佛壇屋、又は道具屋で求めたものであるか、並に既に賣主へ斷り済か否、若し未だ賣主

の方へ挨拶がしてなければ、當方より挨拶をするに申出で、賣主の名前も聞いて置くべきである。さもなければ、將來どんな迷惑がないとも限らない。

尙ほ又佛壇などは、滅多に遠方から買ひ求めて来るものではない。何れも近くの商人から買ひ求めたに相違ない。挨拶に何の面倒もない筈だ。普通の骨董品などを貰ひ受くるのは違ふ。苟も教祖像なりとして貰ふのであるから、此位の順序を踏むは當然のことで、又將來御祀りをする上からも、之が來歴を知りたいのは人情で、挨拶旁々問合せの結果、どんな縁話を聞き得る手懸となるかも知れないので、上級教會へ提出の準備行為にしても、此の程度の勞力を支拂ふは必要否寧ろ當然のことはあるまいか。又物が物丈に、筋の通つたことでなければ、上級教會又は本部に、提出の上にも都合が悪い譯であるが、錦生支教會から木像を差出たる際、上級敷島分教會でも、此事に關して何等注意を與へず、其儘本部へ差出した模様である。尙其後本部から、似ても似つかぬ男性像として下戻す時にも、寄附者に自由處分の權限あるや否やを取調べさせ

た上、

若其權限がなければ、寄附者の名前と住所は、前記の通りで判つて居るのだから、支教會の人達が、宣傳布教の序に、寄附者に佛壇を賣つた云ふ道具屋なり、佛壇屋を尋ね探さして、厄介物の木像を處理して仕舞はなかつたのか。大体寄附を受けたからとて、おいそれと筋道も立てずに、之を受理することも、又不用として、終に棚の隅に轉がし置いて、後始末を付けないことも、共に間違つて居ると思ふ。寧ろ常識を逸して居るから、こんでもない異性像なごをつかむのだと申したいが、實は此こそ正眞まらがない教祖像であつたのだ。其れを返さなければならぬに至つた爲、後で糊塗せんが爲に、尤らしく見ゆる文句を付けたのだから、其處に自然無理が出来て、支離滅裂の辨解に至るのも亦已むを得ないのである。

(ホ) 生きた證人もあることじや

且「謹告」の中に、「奈良市木本源吉氏の仲介により、私より木像を一旦木本氏の手に渡し、其上同氏より先方に返戻したる次第」とあるが、洋行中であつ

た現天理教管長が、先般歸朝の節、横濱で大歡迎を受けて、京都から丹波市入の際、町長や警察署長等始め、大勢の出迎人があつたこの新聞記事を見たが、出迎人中に、右木本源吉氏の名を見出し、其健在を知つたが此の人に聞けば、當時の事情も良く分る筈だ。

尙御木像は錦生支教會から、上級敷島分教會を経て、本部迄参つたに拘らず本部さへも識別を誤つて、似ても似つかぬ男性の坐像と見做たりとすれば、よく教祖から見離されたる人々でなければならぬ。彼是非難するも詮なき程氣の毒なものである。

(一) 十柱の御神体から御筆先迄

然し事實は、右謹告と天壤の相違あるを認めざるを得ず。信者諸君は、中井氏が教祖像の返還を本部に請求し居りたりし當時、橋本清と謂へる天理教の大教正ありしを知らん、同人は何が爲に、天理教本部を去るに至りしか。當時の橋本は、現在の松村大教正の如く、天理教本部の實権者で、當時は松村氏より

は遙に上席の幹部であつたのである。然し此人は學者であり、且つ眞率なる教祖の崇拜者であつた爲に、教祖像を中井氏に返還することは、絶対に反對であつたから、松村大教正等と争つたものだ。橋本の心では、天理教の天理教たる所以は、十柱の神に加へて教祖を崇敬するにありて、教祖像を離れては天理教の存在價值なしとし、歿後我と思ひて仕へよこの遺言附の教祖心霊の化身とも見るべき尊像を、丹前姿の親分に手渡すは、如何にしても忍ぶことが出来なかつたのであろう。處が終に此大切な御木像が、中井氏の手に渡ることゝなつたから、御木像に分れることの出来ない橋本は、斯くなる上は本部に止まることは無意義である。自分は教祖像を一日も離れることは出来んとして、十柱の神の御神体たる、雌雄二体の竜神畫像五幅、並に朱引の野紙に認められたる教祖肉筆の御筆先二巻を携へて、曩には丹前姿の木強漢と侮蔑して居つた中井氏の許に、恥も外聞も顧みず飛び込んで来たものである。此は天理教存在の生命とも謂ふべき教祖像が、中井氏手許に移つたので、教祖像のある處が所謂天理教の

日の照る處で、日の照らぬ本部には居られない。又日の照らぬ本部に置くも證なき二品であるから、之を教祖像の御傍に一所に置いた方がよいと考へて、前記十柱の神の御神体、並に肉筆の御筆先をも携帶して、自分も一所に飛出したものである。

橋本清が中井氏の許に奔りしは、教祖像が中井氏の手許に取戻されて後の事であるが、此迄は教祖像の爲に、或は仇敵の如くに視て居つた中井氏を頼りて中井氏の息を未來の管長たらしむべく、天理教義を始め管長學をうんと仕込んだものである。中井氏息も、學校の勉強外に仕込まれるので、遊ぶ暇が殆どなく、子供心に随分苦んだと謂ふことである。

(ト) 引渡後の善後策

現在の松村大教正にしてもが、教祖像を大切に思はない筈はない。然し松村教正は、機略家であり、又多智の人物である。離れ難き教祖像には相違なかりしも、何と申しても、今日の世の中は、證據裁判である。元來教祖像は、錦生

支教會理事者の謂ふが如く、或る者より寄附を受けたものではなく、舊保有者たる松峯某より、全支教會に預け置いたものであつたのを、本部より全支教會に命じて差出さしめ、本部にて大切に御祀り致居りたる折柄、舊保有者より讓受けたる中井氏から、突如返還を請求したので、據なく裁判沙汰の結果、中井に引渡すの外なしとしたるものなるが、機略家丈に、一時は中井に引渡すも、後に之を話し合ひの上で取戻の手段方法を胸中に書いて居つたこのことである。其れかあらぬか、裁判所では示談話が出来た際、教祖像の引渡は、奈良市の素封家木本源吉氏を介して授受することになつた。其際木本源氏は、中井氏に對し裁判上君の主張は通つたのであるから、君の顔も立つた譯だ、君が保有して居つても詰まらぬ事だ、本部に渡して遣つてはどうかと、交換利益の提供を前提に、盛に勧誘を試みたとの事であるが、中井氏は終に應じなかつたのである

(チ) 御木像の由來

因に此教祖像が、如何にして製作されしか、何が故に信者諸君の崇敬を高む

るやの理由を、一言附加すること、せん。(本項は大體米村嘉一耶氏著「國賊天理教」所載に據る。)

丁度今より六十余年程前、時は明治四年十月、大阪の立賣堀土橋南詰東へ入る、阪手文右衛門と言ふ男が居つた。此者の妻は産癖が悪く、何時も難産で、今度も亦臨月となつて、主人の文右衛門始め身寄一同は、一方ならず頭を悩まして居つたが、到頭産氣づき、今回は更に一層の苦痛を訴へ、此儘に過ぎんか到底一命も覺束なく見へたが、折柄近所の者より、美伎子教祖の禁厭は、實に不可審議の力があること、之を受くれば十中八九迄は安産であるとの事を聞き所謂苦しきときの神頼み、溺るゝ者の藁をも掴むて早速教祖の禁厭を受くることとし、直に使を馳せて教祖を迎へた。教祖は出先から、使者の案内を受け、文右衛門方を訪ね、獨特の禁厭を施したが、不審議にも、玉の様な男兒の安産を見た。今迄の悲痛な雰囲気は、忽ち歡喜の叫に變つて、一同平身低頭心からなる感謝の意を表した。文右衛門の如きは、御禮も口には出さず、出るのは

感激の涙計であつた。居合せた大工の伊八と云ふ者が、余りの不審に打たれて感激の余り、教祖の御木像を彫刻して、後世に傳へたいと切に願つた。之を快諾した教祖は、文右衛門方の一室を淨めさせて、一七日間斷食修業の上で彫刻せしめた。喜び勇んだ伊八は、齋戒沐浴、彫り上げた上は、生命は其儘絶えても、不亂の努力と精根を傾けて彫刻した。一七日の終りに彫り上がった木像を見て、教祖も其精巧入神の妙技を深く嘆賞満足し、自ら筆を執つて、其像の裏に、七十四歳の女と認め、「此の姿の在る所は、自分の心の在る所」なりと言つて、記念に之を文右衛門に與へたので、文右衛門夫婦は大に喜で、之を祀り神の如く敬ひ拜んで居つた。其の内夫文右衛門は、西南戰爭に従軍することとなつたので、之を知友の松峯熊次郎に御祀り方を託した。文右衛門は不幸役歿したので、松峯は故人の意思を尊重して、一層町噺に御祀し來つたものだ。所が如何なる廻合せか、熊次郎は財的には一向恵まれず。段々貧乏神の寵兒となつて、落魄のごん底に沈み、住み馴れし大阪にも暇を告げ、放浪の余儀な

きに到り。流れ流れて奈良へ辿り着いたが、固より知る邊もなき身の置き所あらばこそ、將に一家餓死を免れざる折柄、全地の俠客後の天倫教管長中井勝治郎氏が、憐んで之を救ひ、自分の手許で親切に世話を焼いた。

熊次郎は、中井氏より受けし、一家再生の恩誼を憶ふにつけ、且つ中井氏は、當時近郷は更なり、大阪京都邊迄も、其俠名を誦はれて居つたので、此人に祭祀を託するが、故人の心も副ひ、併て再生の恩に報ずる一端を考へ、中井氏に相談したるに、同氏も大に喜び、必らずや倚託の趣旨に背かず、且つ故人文右衛門の志をも無にせざるべしと誓ひ、茲に相談が纏つて、改めて熊次郎より中井氏に、此木像を贈與することとなつたのであるが、其際熊次郎の手許には、木像がなかつた。其譯は、流浪の旅鳥を永く續けて、伊賀の上野在を彷徨へる當時、天理教錦生支教會の人達が、決して粗末なき様御祀りするからこの言葉を信じて、御祀も出來ず氣に病んで居た際とて、何處かに落着く迄、預り呉れ之を托し置たからである。其處で中井氏には、追て取戻の上贈呈すとの確證を渡

すことゝした。

其後熊次郎は、取戻の爲、度々錦生支教會へ足を運んだが、ごういふ譯か返戻して呉れない、之を聞いた中井氏は、當時賣出の俠客丈に憤慨して、右の贈與證書に基いて、同支教會に談じ込んだが、結果右の木像は、既に全支教會から本部に收つて居ることが分明になつたので、更に本部に交渉した所が、是亦中々埒が明かない。此方も名うての俠客なり、はい左様かと辛抱はしてゐない屢々揉み合つたもので、腕力沙汰の爲、中井は度々警察の厄介にもなつたところである。自分の所有物だとして今日は、他人が占有して居る以上、腕力で持歸ては、理屈に勝つて法の制裁を受けねばならぬ世の中である。同人も之を繰返すの愚をささり、終に明治三十八年の暮に、奈良區裁判所に手續を執るに到り、前掲の如く、中井の手許に右の木像が戻つて來る事になつたのである。此所迄説き來れば、教祖木像の來歴も、且つ其尊かるべき所以が、明瞭なつたことと思ふ。

(リ) 教祖像である最も確かな証據

問題の御木像は、全長四寸許りの二重臺坐像にして、臺の高さ全長の約半を占め、茶笠鬘羽織袴の氣高き老女の姿であるが、著者の聴く所によれば、天理教では、悪きを拂ひ助け給へし神を禮讚祈禱する場合に、伊弉册尊の場合の手振りには、兩手の掌を下に向け押へ付ける様にし、伊弉册尊の場合の手振りは、反對に兩手の掌を上に向けて持上げる様にする。其意味は著者には分らぬが、教祖の御木像は、掌を上に向けて兩手を膝の上に措かれてある、普通なれば、掌を下向けにしたものでなければならぬ筈である。教祖は伊弉册尊の再來を信じたとの説もあるから、手の措き方も斯くなるのでなからうか、尙今一つ教祖像であるこの動かし難き信念を確むべき点は、教祖は「あかき」とか謂つて、赤い衣類を纏ふを恒こされたこのことであるが、問題の御木像の羽織袴は、何程か色は褪せて居るが、何れも赤色のものであることである。此が何よりの証據だ。然るに本部幹部等が、前記の始末であるから、二大祭典を扣へての今日

彼等本部の幹部をして、正しく教祖像を肯定せしむるの必要上、著者は據なきに出でて、彼等に巨彈を投ずるものなるを、信者諸君が明に認識せんことを望むものである。尙信者諸君は、或は著者を以て、中井氏の爲に、殊更本部を攻むるものであるかも知れぬなごの謬見を抱かば、大なる見當違である。著者は正しきものを正しとする以外、本部の幹部の様に、其立場上、白を黒と云はねばならぬ何等の必要を感じざる程氣樂な立場にあるものであること、且中井氏が祀らんとして祀り得ざる當然の境遇に對してさへ、著者は本部の幹部と同様、宗教上の大罪を冒せるものとして、指彈を憚らざるもので、其間決して甲乙の區別を措かぬのである。只偏に本部並に中井氏俱に、信者諸君の爲に、教祖渴仰の念を醫する機會が、かゝる二大祭典を控へての際、一日も早く到來せんこと、而して渴仰を醫するによりて、彌や増す殉教精神を以て、信者諸君が他の同胞の心靈的陶冶に猛進せんことを望むの熱意に出發したに過ぎないのである。此点は本著を讀むの信者諸君が、特に最も明確に承知せんことを切望

に堪へない處なると共に、著者の説く所が全然誤つて居つて、看板に詐ある香具師的著述であつたごすれば、著者は甘んじて如何なる制裁をも辭せざるものである。本部幹部等も亦、著者に對して、反對の意見を固執するものならんには、從來の如き鶴式態度を取らずして、大々的に著者を駁撃すべきである。自分が大宗教丈けに、尙更寛過すべきでない筈だ。然し斷言する。著者の謂ふ所説く所に就いては、如何に大宗教の權威を以てしても、些の施すべきものがないことを信する丈其れ文に、本掛を讀むの信者諸君は、丸嚙に著者の言を信する。雖、絶対に腸胃を損することなき信者諸君の良藥たるを、太鼓判を押して保証するものである。

第三 教祖像は今何處に祀らるるか

教祖像の出來た資縁と、中井氏が之を保有するに至りし経緯とは、既に讀者の諒解を得たる所である。然れ共其木像は、今猶依然として中井氏の手許に保

有して祀らるるや否の問題は、信者諸君が、異口同音聽かんご欲する所である

(イ) 中井氏一家で個人的に

中井氏は三十年一日の如く之を保有し、且之を祀て居ること丈は確實である加ふるに今日は、俠客渡世は全然足を洗つて、熱心なる信者として、専念御祀に執はれることも亦事實である。否別派たる天倫敦管長として、一派の管長様である。然し天倫敦會には、信者が参拜し得る様の設備もなければ、一個の殿堂の施設さへない。謂はば中井氏一家で、個人的に之を祀つて居ると謂つた方が適切で、佛教信者が佛壇を自己の爲に備へ付けて、祖先を祀ると略ご同じ形式に過ぎない。門には天倫敦本部の大きな掲札はあるも、信者の参拜せるものは殆ご稀で、天倫敦なるものは、中井氏一家耶黨の宗教其ものの様な感じがするに過ぎない。然し中井氏は、自己一人の信者と減じて、決して驚かぬであらう。それは終には天理教の現在の信者は、結局自分の主宰する天倫敦の信者であらねばならぬと思つて居るからである。其考へて三十年押通して來たのであ

る。

(口) 御木像を今迄宣傳せざりしか

尤も今日迄、何等宣傳に努力しなかつた譯ではないが、元來が俠客出の人物
ごと、階段を一步宛踏み登つて行く様な迂遠な、然し乍ら最後の勝利である遣
り方は、中井氏の膚合に副はぬので、曩にも述べた通り、餘りに派手に過ぎて
建築法違反となるが如き、何んでも世間の耳目を驚かす遣方で行きたい性格の
爲に、今日迄順序あり、秩序的の宣傳の方には、殆んど手が着いて居ない云
つてもよい有様で、偶々後援者又は支持者ありても、兎角堅實味なき香具師的
の遣方をするもののみで、折角遣り懸ても、永續せぬと云つた具合で、結局頓
と宣傳は出来て居ないのは遺憾である。

(ハ) 知る者が少ない…紛失したら何とする

隨て中井氏の手許に、教祖像が保有され、祀られて居る事を知る天理教信者
も餘り多くないと思ふ。又天理教本部並に分教會支教會等に於ても、前掲錦

生支教會の宣言を楯に、教祖像の存在を否定し來たれるが故に、大部分の信者
は其存在を疑へるは已むを得ざる所である。然れ共事實は事實として、之を
曲ぐる事が出来ない。唯だ存在は確實なる事實だが、現在之を祀る者は、獨り
中井氏一家耶黨の天倫教信者に限らるるの實情に徴して、祀り甲斐無く、存在
價値を著しく減殺さるるの情態である。「だいやもんど」も磧の砂礫の中に混つ
てゐては、矢張石や瓦と區別せられる譯には行かず、之を市中の寶石商の店舗
に飾り、始めて其値打が出ると同斷である。吾人は何が故に、天理教の教祖殿に
祀るべき尊像を、天倫教磧に遺棄して、更に顧みざる天理教本部幹部の意中を
疑ふと共に、教祖の崇拜奉祀者たる中井氏が、何時迄も自己一家に私して、弘
く大衆信者と歎を俱にすべき道程を踏まざるやを不審に思ふものである。殊に
中井氏己人の保有に屬する以上、保存の設備施設に不完全不十分の点あるは、
想像に餘りあり、一旦不幸にして、火災紛失等の不祥事出来せば、眞乎回復し
難き信仰上の恨事たるのみならず。我意自責の苦痛は更らなり。天理教大衆信

徒憤怨の的となり、天理教の罪人として、永く悪名を傳ふるに過ぎないと思ふ。是れ唯だ中井氏に對するの非難のみに非ず。天理教本部の幹部諸君は、殊に其罪惡の甚だしきものありと謂はねばならない。何となれば、錦生支教會理事者等の宣言に放任し、敢て之が訂正を試みんとせざるのみならず。教祖像の存否は、今日の天理教に於ては、最早問題とする所に非ずとて、信者をして徒に教祖像の物質的宏壯築美に眩惑させ、精神的否敬神的心念の退嬰を顧みずして終には信仰上懷疑を生ぜしめ、天理教の發展を阻碍するのみならず。天理教教義自体の壞敗を來たすなきやを虞るるものである。况や天理教の天理教たる所以は、教祖崇教の念慮を捨てて、果して幾何の眞意義を見出し得べきに於てをや。

第四 天理教本部は一支教會の存在否定に對し 何故に黙過するか

教祖像は錦生支教會によりて、海老折の男性坐像なりとして、曩に否定し去

られて居る。之に對して天理教本部は、其後何等の是正をもなさず。沈黙を續けつゝ、然かも反面機會ある毎に、木像の回收を圖つて居る。畢竟御木像を讀めそやせば、之が回收は愈々困難になるこの考から、心ならずも、表面態と黙過しつゝ、裏面で一支教會を踊らし、却て之を否定せしめて、本部自身は余所事の様には装はんとするが爲めである。

(イ) 献納の形式なら

此迄中井氏手許の木像を以て、或種の策動者が、天理教本部に向つて、交換利益を目標に、幾回となく言寄つたものである。其時何時でも本部の言分は、交換利益の提供は困る、献納の形式で當方の考に任かすならば、獻て之を受けらるに躊躇するものでないといふのが、常套語である。之に據つても、教祖像の存在を否定する所か、内心之を肯定せるも、若申出の交換利益を提供して之を受けたりといふことが、信徒の耳に入つた時は、今迄存在否定を訂正せざりし内情が暴露されて、音に信徒を欺き續けた罪惡を鞭打たるのみならず、更に

惹て色々の疑惑を抱かしめ、今日迄に天理教宗團の擴大、建築眩惑の陋策を以て、糊塗し來れる樂屋の操縦が、白日下に暴露されて、恰も今日の政黨者流の遣り方だ、世間からも見做され、宗教としての存在價值を著く減損し、信仰の念慮に缺陥を來たすを懼るるのも無理はない。

(ロ) 頑冥殘忍許すべからず

然し交換的利益の提供によりて之を受くると、獻納の形式に酬ひて、單なる謝禮の寸志を表して之を受くることを問はず。教祖像の教祖像たるに、何等軒輕重の問題はなき筈である。随つて之を受くるの方法如何は、多く之を顧みるの必要なかるべきを慮ふも、何が故に其形式に抱拵、今日迄幾度も之を受け得る機会を逸して、純眞なる信者の渴望に背くやの心意を知るのに苦しむのである。中井氏の頑冥、天理教本部の殘忍とは、俱に恕すべからざるの罪惡である。

(ハ) 最早懲り々々したのか

元來天理教本部の首腦者は、先年中井氏に教祖木像返還の己むなきに至りし際、必ず之を取戻し得るを豫想し、當時としては、少からざる黃白を投して、取戻策を講じたることは事實なるも、斡旋者の努力足らざりしに因るか、將又天理教本部の意向を、十二分に反映することが出来なかつた爲に因るか、左迄頑張るべき理由を、最早有せざりし中井氏の心意を、和ぐるに至らざりしのみならず、却て何故か、不快を估ふの羽目に陥り、峻拒に出逢つたものである。天理教本部も、豫想に反して馬鹿を見たから、爾來手を焼かない様にご、癩に懲りて膾を吹くに至つて、兩者の溝渠は、埋め難き深いものとなつたのである。隨て手軽に回収し得ざる限り、再び馬鹿を繰返して、天理教本部の体面を損すまいとするのは自然の勢で、木像に對する否定を默過する、否支教會をして否定せしむるのも、己むを得ざるに出づる當然の事情として、寧ろ本部の立場に同情すべきであるかも知れない。

(ニ) 苦辛も水の泡では

然れども中井氏側より觀れば、仮設ひ天理教本部の意向を汲んで、之が献納を圖るも、支教會の否定を黙過せる、前記本部の態度に徴し、本部の幹部も、裏面は兎も角、表面は信徒に對し教祖像を否定せるものと認めらるるが故に、是迄の経緯から、如何なる都合で、中井氏の献納を機會に、從來信徒に疑惑を抱かしめし中井氏保有の所謂教祖像は、終に本部に收め取りたり。然らば今後かぬ男性の海老折像なることは、先年錦生支教會の宣言せる通りである。既に全支教會の宣言によりて、疑惑を一掃したるを信するも、此機會に於て、敢て全支教會の宣言の妥當なりしを附加的に確言するものであるなど發表されては、中井氏今日迄の奉祀は、徒に奇を好み、利を圖る、香具師的行動と未來迄も、嘲笑さるるに了り、折角の苦辛も一朝水泡に歸して、天理教信徒大衆と、歎を分たんとする同氏の念願も、終に酬ひられざるを懼るるのも、決して無理ではないのである。

(ホ) いらぬ御心配である

だが之は偏狹的杞憂と謂はねばならない。何となれば若も教祖像が贗物であつて、或者が徒に之を振り舞して、信者の耳目を惑はし、信仰上稍もすれば、動搖を來たさしむる虞ある場合ならば、本部が之を手中に收むるや、必ず此舉に出づるに違ひない。否當然かくすべきである。然し教祖像に對し、存在否定の宣言を黙過する根據は、天理教本部が、立場上據なく、血を吐く思で、心に咎め、自ら責めつゝ之を忍んで遣つて居るに過ぎない。此は全く己むを得ざるに出でたる方便で、いらぬ心配だ。彼等は泣くにも泣けぬ苛責を受けつつ、表面を街つて居るので、率直に本部の首腦者が、教祖像の實在を瞭にせば、斯かる大切な信仰上の対象物を、何故遺棄しあるやの問題を惹き起し、幹部大不信の化の皮を剥ぎ去られ、天理教の存在意義全く没却し、今日の盛隆も、忽ち槿花一朝の夢と消へ、首腦者等幸福の生活も、俄に脅かされもするのは當然だが、彼等の生活を脅威するが爲に、幹部が之を懼るるに由るとするは、果して

如何か。中井氏方面に於ては、天理教首腦者中、殊に松村大教正を眼の敵として、彼氏を目して、單に自己の榮華を夢みて、教祖を崇敬すべき所以を知らざる不敬不徳漢となせるが如きも、固より當らざるの甚だしきものである。天理教本部首腦者に於ても、亦中井氏を目して、教祖像を賣物にする物質以外何ものをも考へざる私利私慾漢と侮蔑して居るが、俱に核心に觸れざる誤れるも甚しき觀察である。

此間の消息を熟知し居る者は曰く、兩者の溝渠が斯く余りに深く大なる以上到底松村、中井兩巨頭の在世中は、絶対に兩者の詐らざる切々偲々の衷情を、渾和すべき術なし。姑く大自然の成行に任かすべし。

(一) 互に接近を圖れ

此が一人一家の宗教であれば、暫く之を忍ぶも亦可なりである。中井氏側は今日一家郎黨の宗教の如き觀あるも、教祖像の背後には天理教の大衆信徒がある。松村氏側は言はずもがなであるから、本問題を從來の行掛に委して、一日

の安を偷むべきでない。良しく大處高所より着目して、接近を計るべきである殊に松村氏は大宗教の大宰相たる立場よりして、より多く非難の焦点に立たねばならぬ譯で、徒に方便に托して、教祖像存在否定の宣言を駄過し、時の推移に任かせて成行を靜觀するが如きは、餘に宗教殊に天理教の何ものたるかを識別せざる譏を免がれ難い。徒に朋黨を作り、勢力を拏みて、國政を左右するものは、政黨あるを知りて、政事あるを知らざるの徒なり。斯かる政黨の跋扈は、百害ありて一利なきは、國民の齋しく認むる所で、天理教にして、斯かる信仰上且立教の根本義に、重大關係の問題を閉却瞞過せんか、國民が政黨に對する不快の認識以上に、天理教の信者をして、信仰上の懷疑に陥らしめ、幹部不信の聲は、信仰の念慮に一大影響を及し、斯教今日の隆盛も、亦避け難き道筋として、一路衰勢の方向を辿るの已むなきに至らんか。

第五 何ぞ信徒の渴仰を醫して、信仰力の更新を計らざる

の無謀を嘆息して居るであらう。殊に信徒中、教祖像の實在を信する者は、天理教本部が、何時迄も教祖像の實在を否定し、永遠に信者を欺瞞せんとする陋策に出でて、教祖由緒の遺品を收むる建造物の美觀さに眩惑せしめ以て其内容たる物件の貧弱を蔽はんご力むるを悲むの半面、本部が何故に、糊塗瀾縫の仮面を脱ぎ、進で信者の渴仰を醫するが爲に、此等建造物に無益の巨費を投出すを休めて、教祖像の回收に費すを、遙に優れりごなすべく、其存在に付き半信半疑を抱く者は、倅に實在することあらんか、庶幾くば斯る宏壯偉觀の建造物に祀らんごて、彼等信者は、其實在を信する者たるご、半信半疑者たるごを問はず。教祖殿を仰て、絶えず教祖像の回收に心を勞し、又は在否如何に付人知れず思を惱せるが、昔羅馬の「シーザー」が、從來の三頭政治より、政權を己れ一人に收めし時に、世間の物議を憚りて、木戸錢なしに競馬や猛獸闘争の見せ物を公開したり、大道に無料飲食の出来る設備をなして、大衆を欣ばせ、彼等の耳目を他に外らせた故智を學びてか、本部首腦者が信徒の心を建造物の美觀

る建築なるが爲に、其ものの價値を上下する譯では毫もない。要は只だ、教祖の肌身に纏はれたりとの所以を以て貴いのである。苟も實縁あるものは、仮一枚の紙、一本の糸でも、之を蒐めて教祖を偲び、崇敬の念慮を高め、信仰の度を彌が上に深からしめ、教祖の高徳を渴仰思慕する以外何ものもないのである。武夫が命に代へて、名を惜むが如く、天理教の信徒は、生命財産に代へて教祖を渴仰思慕するので、無論教祖殿の奂美宏壯を觀て、悦ばざるに非ざるも之は彼等信徒の渴仰崇敬の目標たる教祖由緒の品を、安置する爲めの建造物として、從的價値以上に評價し難きものたるは勿論、仮令何百萬金何千萬金を費して、建造せられたりごも其建造物に收むる教祖由緒の一枚の紙片、一本の糸屑の價値にも、到底遙に及ばぬものである。

(ロ) 教祖殿よりは御木像

隨て此等由緒の品々を、安置すべき建造物に、必要程度を超へて、巨財を投ずるは、到底無益の浪費たるを免れない。心ある信者は、内心警覺して、幹部

の無謀を嘆息して居るであろう。殊に信徒中、教祖像の實在を信する者は、天理教本部が、何時迄も教祖像の實在を否定し、永遠に信者を欺瞞せんとする策略に出でて、教祖由緒の遺品を收むる建造物の美觀さに眩惑せしめ以て其内容たる物件の貧弱を蔽はんご力むるを悲むの半面、本部が何故に、糊塗瀾縫の仮面を脱ぎ、進で信者の渴仰を醫するが爲に、此等建造物に無益の巨費を投出すを休めて、教祖像の回收に費すを、遙に優れりとなすべく、其存在に付き半信半疑を抱く者は、倅に實在することあらんか、庶幾くば斯る宏壯偉觀の建造物に祀らんとて、彼等信者は、其實在を信する者たるご、半信半疑者たるごを問はず。教祖殿を仰て、絶えず教祖像の回收に心を勞し、又は在否如何に付人知れず思を惱せるが、昔羅馬の「シーザー」が、從來の三頭政治より、政權を己れ一人に收めし時に、世間の物議を憚りて、木戸錢なしに競馬や猛獸闘争の見せ物を公開したり、大道に無料飲食の出来る設備をなして、大衆を欣ばせ、彼等の耳目を他に外らせた故智を學びてか、本部首腦者が信徒の心を建造物の美觀

宏壯に奪んごせる土木建築の散財も、却て信徒をして、教祖像の回收を望み、或は其實在を冀ふの念慮を高むるに過ぎざる結果に了はつたが、本部首腦者は之を以て、信徒を瞞過し得たりご信じて居る様である。此れ耳を掩て鈴を盜むの類であつて、聞かぬは自分計りで、其愚や救ふべからざるものである。畢竟天理教首腦者が、之を掩蔽せんごすればする程、尾を出し尻を暴はし、終に拾收する能はざるに至らん。唯だ直接に信者の聲を聴かざるが爲に、之を欺き得たりと考ふるが如きは、苟も信仰の指導者たる天理教首腦者の不量見も亦甚だしと謂はざるべからず。信者に覺むに、不信を以てし、信者に覺むるに、信を以てす。斯くて斯教の隆盛擴大を求むるは、恰も木に縁りて魚を覺むるが如く、奚ぞ夫れ難い哉である。結局何處迄も離る可からざる味方だごして、今が今迄思ひ込んで居つた信者が、却て敵ごなつて隊を組んで、本部の幹部に七首を擬するに至ること、恰も「シーザー」が、已を的ふ兇漢の中に、親友の「ブルタス」を見出して、大に驚き、「ブルタス」汝もかご叫んで、終に凶刃に斃れ

たと全じ様な運命が、来ないとも限らない。而して惹ひては、天理教自体の破産となるかも知れない。

(ハ) 方便は穿き違へぬよう

尤も虚言も方便と云ふ諺があるが、其れは何等他を傷けず、寧ろ禍害を防ぎ有益無益の場合、又は人情上當然の場合、例外的に許さるゝものであつて、原則的には、孟子に所謂、大行と雖加へず。窮居と雖損せず。分定まるが故也。ごある通りにて、如何なる場合に於ても、君子の性即道とする所には増減なく決して便法に出つべきではない筈だ。

葉公が孔子に、吾黨に直き者あり、父が羊を捕ひた處、其子之を證明したと語りたるに對し、孔子は吾黨の直き者は之に異り、父は子の爲めに隱し、子は父の爲に隱くす。直きこと其中に在りと答へて、人情の純理を教へたるが如き例外の場合なきにしもあらずである。

佐々木高綱が覆朝に乞ふて、其良馬池月を得、宇治川に櫓つた處、梶原景季が之を見咎めて、我君の與ふる所かと尋ねたるに對し、否々々々、吾良馬なきを思ひ、主君の厭に就て借用せんとしたるに、慶應は既に子に賜り、池月を殘すのみ。然し聞けば、池月は子にも許されざりしとのことである。高綱如

きが頼んでも、許されぬは當然である。去り乍ら君事急の場合であるから、無断引出したるも、後の咎は必定である。其節は何分友達甲斐に、主君の怒をなため給へと所て答へたので、景季も吾も亦斯くの如くせざりしを悔ゆとて、幸に事なきを得たるが如きは、主君に累の及ばんことを慮れた方便で何等の差支はない。

織田信長が桶狭間に、今川義元を攻むるに當りて、熱田の祠に戦捷を祈つた時、將士を顧みて、若表が出たらば、戦は必ず勝利に間違がないとて、賽銭を投げた處、偶然にも表が出たので、一同の勇氣が百倍して、夜裏終に義元的首を擧ぐる事が出来たが、其賽銭には、豫め「からくり」がしてあつたと云ふのは、二枚の錢の裏と裏とを糊付にして、用意し置いたのであるから、表が出るのは必然である此れも將士の勇氣を鼓舞する爲めの方便で、此亦何の害もない。

豊臣秀吉が嘗て上杉景勝に、郷の領地の收入は何程かと尋ねたに對して、景勝が余り多しと削られんことを恐れて、臣の歳入は七十万石であると答へた所、秀吉は驚いた風で、其れは余りに少いとて、會津百二十万石に移封した。爲に景勝は、實收三百万石を俸に振つたとのことである。此は豫て秀吉が景勝の氣量と大封とを畏れ嫌ふて、機會を覗つて居つた際、秀吉の注文に乘つた譯だが、此れとて景勝が怒の間違で、聊か方便を超へたる虚言の罪である。然し他を害せぬ丈、其罪の恕すべきものがある。明智光秀の如きに至りては、随分虚言も念入りで、信長の命によりて、丹波を攻めたが、國主素秀

治容易に降らざる爲め、自分の母を人質として安心させ、漸く降参せしめた處、忽ち之を執へて、信長の居る安土に送つて磔刑に處した。其功によりて、自分は丹波を領分としたが、自分の母は、丹波の國人の爲に磔殺さるるに至つた。光秀が功を急ぎ、富貴榮達を念ふて、其親に害の及ぶを恐れ、國主を欺いたが如きは、戦國時代のことは謂へ、不仁も甚しきもので、大関記十段目の、執り苦し氣丈の老婆は、單に浮瑠璃の戲作で、其老母は山崎合戦前に既に世を去つて居つたのだが、春秋の筆法で、光秀其母を殺すとしたものである。

光秀の虚言は、只だに此れのみではない。荒木村重反せりと讒言するものあるや、光秀は村重が新参に拘らず、聲續己の右にあるを嫉みて、戦友の間柄に拘らず、頗る之を嫌悪したものが、村重は讒せらるゝを知つて、自ら信長に來り、其真心なきを告げんとしたるを、光秀は途中に逢り、主君の怒解くに由なしと告げたので、之を聞いた村重は、嫌なく引返し、始て叛逆を決心するに至りしが如き、其友を買ひて、敢て其主君に背かしむるの殘忍は、終に因果は廻りて、自分が其主信長を殺し、其身も亦士民の竹槍に、敢なき最後を遂ぐるに至りしも、當然の制裁と謂ふべきであらう。

光秀の如きも、亦己れ信なくして、人に信を求め、自己の都合計りを考へて、三日將軍の夢を見たが、余りの不信は、自己清算の已むなきに至つたもので、豈慎まざるべけんやである。

(二) 君子にも過あり。改むに憚かる勿れ

天理教首腦者自身も、固より據なきに出でて居ることは諒察はする。全く一種の方便には相違ない。然し方便と言へば、權道である。決て常道ではない筈だ。隨て此が一時の權宜に出づるものならば兎も角、既に中井氏に、教祖像を引渡して以來三十數年、之を續けて居るのである。すれば最初は一時の權宜に出でたものが、今日では、何時の間にか常道となり了つて居るのである。君子でも過は免れない。論語に、君子の過は日月の食の如しとある。即日蝕や月蝕の如くて、一時まつ暗になつても、直に常道に復りて復た明るくなることを忘れないこの意である。決て常闇ではないのである。天理教首腦者の遣り方は常闇である。即ち常道復歸を忘却して仕舞つたのである。否復歸には大努力と、大苦辛とを要するのみならず、折角築き上げたる勢力と、宗教の隆盛を根底から覆し去らざるやを、深く懼るるが爲に、躊躇逡巡苟安を偷んで居るに過ぎない。然し此は余計な心配で、惡まれ口を聞く様だが、門外漢より之を見る時は

今日の天理教は、餘りにも恵まれ、順調に成育し過ぎて、既に或は靡爛崩壞の危機を孕んで居るのではなからうか。此時に當りて、從來の方便主義より、敢然常道に立ち復りて、教祖像の實在を提唱し、信徒大衆多年の渴仰を醫せしめんか。彼等信徒の歎びは、眞に旱天の豪雨にも増して、更に幾倍の信仰を加へて、或は免れがたき崩壞の危機を、案外簡單に脱却し、茲に自主的革新を招徠して、更始一新益々斯教の隆盛擴大を圖り得るに非ざるか。固より信者大衆は今日迄欺かれたる信仰上の問題乍ら、本部首腦者多年の苦心を諒し、寧ろ大なる満足と歡喜の前に、唯だ感謝感激の涙あるのみで、決して憤怒を發して痛罵を恣にするものではなからう。殊に偶々立教百年祭と教祖五十年祭を控へての折柄、好機を逸す可からずである。本部首腦者にして、斯の如くならんか。到底結で解けざりし天理教、並に天倫敦二大巨頭の精神的融和は、求めずして到り、兩者間埋むるに余り深く、且大なりし相互の溝渠も、容易に填塞さるるに至るの結果、中井氏方面に於ける杞憂も一掃され、進で教祖像の献納を申入

るるの機運を醸成するに至らん信するものである。

第六 非常時思想國難に際し、強力宗教の活躍を望む

現下世界を觀て、經濟的に非常時で、内外國俱に、經濟救済を講じつつあるが、未だ協力一致之を打解するの方策を見出し得ず。徒に焦慮煩悶を重ねつゝあるの一方、赤化思想は、之が間隙を的ひて襲ひ來り、經濟並に思想の兩方面に救済防禦の必要を生じ、まさに經濟の非常時たると同時に、我邦に於て、尙且つ思想の國難期に直面せるを如何せんやである。

金野無缺世界に比類なき我帝國に於てすら、學業ある學生の「ヤマキシズム」感染者あり。最高學府の學生にして、好で之が研究宣傳を試むるあり。隨て對すれば隨て觸れ、果ては覆れる直接不穩の行動となり、甚しきは銀行ヤング事件として顯はれ、無學不良の徒が其類に倣ひて、更に惡辣手段を用ゆるもの續き、一時世人に對からざる不安と恐怖を感ぜしめたる一方、今日の思想國難は、固より赤化思想の傳播によるも、政黨政治家財閥、並に一部特權階級の、私利私慾を計るが爲めの腐敗墜落が國民思想を惡化し、赤化思想の潛侵を容易ならしむるによるとなし、更に日蓮主義信奉者の某々等と、海軍少壯軍人、並陸軍士官候補生等が、直接間接に提携し、首相官邸に亂入、大衆首相を殺害し、教

野内府邸、警視廳並に日本銀行敷設直接行動となり、其動機は純兵愛國の至情に於ては、何人と雖之を否定せざるも、國法又は軍律を蔑如したる行為として、昭和維新の治下に、一大不祥事を惹起し、五、一五事件として、世人の耳目を聳動せしめたるものあり。此れ畢竟極端なる左翼思想の既成に對し極端なる右翼思想の彈壓であるが、左翼思想の絕對に防壓すべきは勿論なると共に、極端なる右翼主義の脱糞も、其弊害の及ぶ所、角を矯て牛を殺すに至る場合なしとせず、豈に滅しめざるべけんや。

(イ) 強き宗教に俟つ

此の思想國難時に當り、思想の善導を計り、世道人心に指針を與ふるもの、唯り力強き宗教に俟ざる可からず。然るに現在の我邦に於ける佛教は、果して斯かる使命を托するに足るか。固より佛教信徒の数は、全國民の大半を占めつつあるも、今日の佛教は、渡來后千數百年を経て、宗派五十有余派、各派互ひに對立して、中々一致の行動を取るに至らない。比較的勢力を有し、大衆信徒を率ゆる淨土眞宗東西本願寺の如きすら、開祖を俱にし同一宗派なるに拘わらず、互に小節に拘泥し、更に両者の融和を計らず、個々別々の行動に出て、協同一致宗門信徒の爲に、努力するの考へもなく、只だ汲々私利を圖り、祖師が

つゞれの九十年の意氣は、既に銷磨し去り、到底大局を見て、世道人心を誘掖指導すべき大任に堪へず。爾余の淨土宗日蓮宗の如き、其中の一部には、烈々々の意氣と信仰を有するものなきにしも非ざるも、全体としては惰氣漫々、刻下の急務を担ふに適せず、以下の宗派に至りては、殆ど論ずるの價値なし。概評すれば、今日の佛教は、老翁老嫗の極樂淨土紹介所たるに止まる消極的意義以外、何等世道人心を指導し、裨益する積極的意義を見出し得ざる程、無氣力沈滞の情態である。基督教信者は、宗派別に相當數を有して、多少の活動をなすも、固より渡來後千數百年の經歷を有し、然かも我が邦に於て最も異常の發展を遂げ、今日固有宗教の觀を呈する佛教と、全日に論ずべきに非らず。神道は固より我國固有の宗教なるも、一般に遺憾乍ら、各派信奉者の數に乏しく、唯り神道中天理教は、急造的の宗派乍ら、異常に急速の發展を遂げ、佛教の如き腐敗情落なく、然も殉教的的精神旺盛にして、神道佛教の各派中、最も規律統制ある、然かも比較的多數の信者を包容し、尙將來信者の増加を見るべき可能性

あるものの如し。

(ロ) 力強き宗教ではあるが著者は前にも述ぶるが如く、天理教に付ては最も認識不足なるものである。又之を研究せんこの考へをも有せぬ。隨て天理教に付ては全く白紙である。然し乍ら天理教が、過去数十年間に、燎原の火の如く燃へ擴がり、破竹の勢を以て開拓し、今日信徒五百萬を擁するに至つたことは、從來の佛教等が、久しく惰眠を食り、祖師の心を忘れて安逸に耽り、極樂淨土の紹介所たるの役目以外、何等積極的行動に出でざることは大に徑庭あり。天理教は新時代の要求に適合したるものか、實に奇蹟的發展を遂げたものである。立教後僅に百年に過ぎないが、新しき丈に幹部の者等も緊張味を持續し、教派も割れて居らず、天理教研究所の如きは、未だ一教派として其の存在を認めらるるに至らず、(天教直轄天倫教の如きも、一人一家の宗派にして事實一教派と見ることが得ず。)此点も勢力扶植の速かにして、擴大を早からしめしは勿論であるが、此は兎も

角、我邦現在に於ける大衆信徒を有する力強き宗教であることは、争ひ難き事實である。而して多數の信者を有する力強き宗教でなければ、到底思想善導に役立たない。天理教は其背后に、殉教的精神を以て、之を支持する大衆信徒を有する宗教なるが故に、最も有効に働き得ることは間違のない所だ。我邦の人口八千萬に對し、五百萬の信徒と言へば、僅に拾六分の一だ。然し全人口の約半數を、宗教に無關心の兒童と見れば、四千萬に對する天理教信徒五百萬、即ち八分の一の働き懸となる譯で、天理教の活躍如何によりては、相當の効果を、思想善導の上に波及し得るものと思ふ。此際天理教としては、自教百年の大計としても、亦現下甚だ慢心氣分となりて、一步を誤らば、今日佛教に見るが如き、情落の覆轍を豫防する爲にも、神氣を作興して、飛躍奮闘を試むべきではないか。

(ハ) 何が準備行為か

固より思想國難時に當り、思想善導上幾分の奇與をなさんとするに付ては、

相當の準備行爲を要するは勿論である。孰れは大衆信徒が、各自所轄教會の下に、結束されて、街頭に進出し、乏しき信仰に、若しくは何等の信仰を有せずして、彷徨して居る大方民衆に、呼び懸けねばならぬので、其以前に天理教の幹部は、自己の信者の心の蟻りを一掃し置く必要がある。此は何であるか、即ち教祖像の實在を知つて居る信者に、現存せること、並に其存否に付て、半信半疑を抱て居る者にも、其實在を明瞭にして、結すばれて解けなかつた心の惱から脱せしめて、此の思想國難時に、同胞の思想上の危機を救ふが爲に、全力を傾注し得る情態に置くことである。斯くして天理教の信者等は、立教百年祭、教祖五十年祭を目睫に控へて、教祖像の實在確認の歡を得んか、梅雨舞に久々太陽の光に恵まれたるが如き、清新颯々の気分と、自己の信仰上の渴仰を、醫することを得た満喫の感謝とによりて、精神上、信仰上に不満を抱て居る他の同胞の心をより良く十分に慰め、之を善導良化し得るであらう。

第七 國賊呼ばりをするものの根據に就て

繰返して断つて置く。著者は天理教に付ては、殊に門外漢で、何等教義上の知識を有つてゐない。然し天理教は現在兎も角、國法によりて、立派に神道十三派の別派となつて居る。之をしも國賊呼ばりする者あるは、寧ろ怪訝に堪へぬのである。固より天理教派の人達の歡心を覓むる爲に、斯く言ふのではないから、誤解なきを望んで置く。懸引のない處、教義の善し悪しは別とし、天理教は餘りに單純過ぎる宗教である様に思ふ。此點に於ては、耶穌教に對する自分の心持と全く同様である。然し是は信仰と趣味とを、混同したる自家撞着であることも能く承知して居る。要するに自分は、信仰を持たぬのか、信仰の念慮が甚だ乏しいからであらう。自分は趣味によりて、研究的に宗教に接觸したいと考へて居るので、此は明に間違つた考である。だから自分は、正しき信仰を未だに捉へることが出来ないので、畢竟恵まれない者の一人であるかも知れ

ない。自分の心持否趣味性より言へば、無論佛教を研究し、之を信仰するに至りたい。然し佛教は余りにも六つかしい。到底佛典を讀む丈でも、大變の年月を費さねばならない。恐く大多數の僧侶達も、佛典全部の素讀さへ、覺束ないと思ふ。元より大乘小乘に分れて、普通佛教信者は、小乘の入口所の御説教を聽かされて、有り難がつて居るので、此れでは佛教の本當の精神は、到底會得出来るものではない。

佛教は新様な六つかしい宗教であるから、日本に傳來して以來、最澄空海は更らなり、法然親鸞の研究の結果に基づき、之を祖述し、他派の説き足らぬ所を補足し、或は敷衍し、或は新説を提唱する等、研究の餘地も多く複雑多端、随つて一派を起し、又別派を生ずるに至り、今日我邦に於て五十有餘派を見るに至りしは、敢て怪むに足らざるも、結局佛教の眞諦を捉ふことは、普通人としては、先以て不能事なりと謂ふも差支ない。

宗教は畢竟信仰以外何もものないものであるから、簡単に信仰し得るものであることを要縮とする。随つて簡単に信仰の道に入り易き程、宗教としては永遠の生命を有す可く、多數の信者を吸収し得るものである。而して宗教其ものの本

義より見れば、信者の多數包容が出来るものを、貴しとしなければならぬ。此意味に於て天理教は宗教としての本義に適ひ、随つて多數の信者を包容しつ、ある所以で、同様の趣旨にて基督教も、宗教自体の本義に適ふものと思ふのである。

其れは兎も角、天理教を目して、國賊呼はりする根據は、御筆先や泥海古記などの片言隻句を捉へて、攻撃せんが爲めの悪聲に過ぎない様である。

(イ) 國賊なりとする理由は何か

處が此の天理教を目して、邪宗とし國賊呼はりをする者がある、今「國賊天理教」の著者が之を國賊だといふ理由如何にいふに、教祖美伎子は、猶太教の趣旨を、天理教に取り入れて居る。天理教は、猶太教の教義を、換骨脱胎したに過ぎないのである。猶太教信者は、地上より王冠と祭壇を奪却するを任務とし、彼等の眼中、王冠も法典も乃至國法もないのである。天理教教義中、最も大切な「貨物借物の理」は、畢竟個人の財産所有權を否定し、現勞農露西

亞の共產制度と、原理方針を一にするものである。教祖美伎子の作れる泥海古記、即天理教の創世記は、我邦の古事記や、日本書記等の神典國史を、無視せる外、「阿呆は神が入用や」と唱へて、信者の學問智識の吸収を阻止して、怪しき天理教の正体を、知らしめざる様にし、「律があつても心の定め是が第一じや」と訓へて、國法倫理を飴の如く嘗めてかゝり、「高山を崩し、谷底をせり上げて、世界をろくに踏均す」と言つて、階級打破の危険思想を扶植し、「堂宮壞ち柴にして、木佛金佛橋にする」と述べて、神社佛閣を咒ひ、教會には、正面に信徒參拜心得を掲げ、其兩側に教育勸語と、戊申詔書を掲げて、勸語や詔書を輕視し、信者に「上は神じや」と教へて、絶對服従を強要して、他日非望の用に供せんとすこなし、又御筆先の「此の世を創め出したる屋敷なり、人間創めもこの親なり」とか、教祖自作記録の一節中にありとせる、「云々人間をこしらへし時、母の雛型に用ひたる伊弉册尊の魂を授けたるなり」等を引用して、教祖は伊弉册尊の再來と信するは固より、其居住地即今の天理教本部の所在地

を、諾冊二尊が、始めて人類を造られたる處である云ひ、又「高山の眞の柱は唐人や、是が第一神の立腹」とか、「日々に神の心の急き込みは、唐人ころり是を待つなり」の御筆先を引合ひにして、僭越極りなく、我國體を呪ふものとして、之を國賊呼はりし、邪教扱をなして居るのである。

(ロ) 國賊呼はりの理由は尤もなるか

若も前述國賊呼はり邪教扱をする者の説が正當であつたならば、著者は如何に思想國難の場合であるとは言へ、斯かる國賊や、邪教に金棒を曳ひてはごうかご、相談は持掛けないのである。然し著者が、本著を試みんとするに當り、偶々天理教關係の書物中に、前記「國賊天理教」と見出を付けたものを見たので、一度は參考に讀んで置く必要があると思つて、繙いて見た處が、其國賊邪教視する根據は、大体上記の理由に據るもの、如くである。

勿論度々斷つて居る様に、自分は宗教に對し、殊に天理教に對しては、無智識である。本來思想國難に當り、著者としては、最も我邦に永い歴史を有する

佛教の奮起を希ふたのである。然れ共前叙の通り、現在の佛教は、殆ど無氣力に墮して、阿片中毒者の如く、中々墮眠から覺めて、第一線に立てないのである。假設立つものありとしても、個々別派の少數勢力で、超宗派的に、或共同目的に嚮つて、綜合統一され得べき訓練が、嘗て試みられて居らないが爲に、音響透徹の設備なき屋外で、數萬の大衆に呼び懸けるが如く、如何に其論旨の聽くに足るべきものがあつても、大衆の騒音に妨げられて、僅に演臺の周圍に占席せる少數者丈が、聽取り得るに過ぎない程度のもので、急速に効能が表はれ難い。結局目的を達することが出来ぬと同様の譯で、比較的強力の天理教に望んだ所以で、尤も佛教者中同感の憂を抱く者あり、既に全宗派の統一を計ることは到底困難なるも、せめては念佛を唱へる宗派丈でもが、規律ある共同行為により、痿靡不振の佛教を、積年の墮眠より覺さしめて、積極的に國家國民の福祉増進の爲に、貢獻せしめんこの「けなげ」なる決心の下に、念佛派の大團結組織の計畫あり、有力者の支持を得て、近く大に活躍を試みんごせるこ

こを、或確かなる方面より聞及んで居るが、此にて時世に適ひたる、結構の計畫として、我が意を得たるを喜ぶものであるが、到底早急の間には合はない。固より爲さざるには優るが、聊か盜を捕へて繩を縛ふの嫌があるので、著者が現在の立場から、天理教の奮起を望む次第であるが、國賊や邪宗であつては、到底之の重任を托す譯には行かない。著者は、如何に天理教なるものに、理解が無いとはいへ、此點に付て、少しも考慮を拂はぬ程、無責任である譯には行かぬので、前記「國賊天理教」を讀むこととした。而して此によりて得た乏しき智識に基いて、果して國賊か、又は邪教か否を識別せんご考へて、其書物の各部分の記載を、對照反覆研究した積りである。若も此研究によりて得たる智識の判断が、誤つて居つたならば、國賊天理教の著者に、他日訂正を願ふこととして、盲蛇に懼れずの諒を受くるかも知れぬが、著者の判断によれば、同著者の意見とは、不幸にして全然反對の意見に到達したのである。

(八) 先づ貨物借物の理に付て

右の内、天理教は猶太教から来たものだこの點に付ての意見は後廻し、先づ同著者の謂ふ貨物借物の理の教義であるが、元來人間の心は、鏡の如く曇りなきものなるも、兎角我慾の爲に心鏡を曇らし勝て、之が爲に色々の罪惡を醸成するものであるから、我慾殊に財産慾の爲に、人間道を踏外し、自分さへ良ければ、他人はさうあらうとも構はないと、貯め込み一方の主義で、一人一家を潤すのみではならぬ。知己隣人の急を見ては、之を救はねばならない。一身は無いと、神から許されたものでない。謂はゞ一時神から、預つて居るものを出せる譯で、畢竟人間は、互にもちつもたれつ、共存共榮のものであるこの教旨を、簡単に説明したもので、彼氏の説の如く、私有財産制を否認したるものに非ずと考へられる、尤も天理教々師の中には、本部よりの献金割當額に、相當する金を纏めるの必要上、随分無理に、信者に對して、献金を強ひる者があ

つて、其場合に、此の貨物借物の理を悪用する嫌がないと言へぬが、教義其のもの、精神は之を、實行する幹部教師等の悪用によりて、非難さるべき筋のものではない。彼氏も、御神樂歌の七下り目に、「六つ無理に何うせよと云はぬでな其處はめいくの胸したい」と、教祖が述べて居るのを見ても、教祖の精神が分るでないか。

(三) 泥海古記に付て

次に「泥海古記」によりて、勝手の創世記を作り、我邦の神典國史を排斥するこの非難であるが、教祖には失禮乍ら、元來が余り學問のなかつた人と聞いて居る。此人が讀むさへも仲々難澁なる古事記や、日本書記などを見たことがあるかどうか、教祖が此泥海古記を、自分で作つたものにして、所謂神憑情態で、泥海古記に書いてあるような事柄を、頭で感じた儘に、列らべ立てたものに過ぎぬのでは無からうか。殊に彼氏も、教祖は學問は無かつたが、佛教は元より神道も、猶太教も聞き學問で、心得があるを謂つて居るに見ても分る。

假に「泥海古記」を教祖自ら創作したとするも、色々の創世記が、頭の中で混亂して、不自然に綴合された迄で、殊更に我國の神典國史を排斥せんとして、作られたるものとも思はれない。失禮な話だが、學修なき聞學のみの人には、得て此種のことは有勝のことである。教祖は人格的宗教的には、非凡の人であつたには違いないが、其理由を以て、學ばずしては分らぬ事柄に付ても、學ばずして凡てを會得し、理解すべきであるとして、恐らくは覗いたこともなき、神典國史を排斥せんとして試みたこと断定するは、如何であらうか。此が儒教や佛教の場合に於ての非難でありとすれば、儒教の孔子や、佛教の釋迦は、孰れも多智多藝、學修備り居りたるが故に、一言の辯解も出来ないものである。殊に彼氏は「オセアン河畔」を以て、亞拉比亞人は「メツカ」を以て、印度人は錫崙島を以て、支那人は長白山腹を以て、我が國人は琵琶湖中の竹生島を以て、世界と人間との發祥地だと思つて居る。要するに、何の證據もあるのではない。皆

種々の理屈の上から、種々に考へて、大方斯うであらうと、勝手に極めて居るのである。天理教にて其通りだ。美伎子の胸中に蟠つて居た、一種の潜在意識が、何かの動機によつて、變態作用を起し、散歩中或地点に足を止め、竟に然う云ふ幻覺を起したものである云々と云ひ、又「云々美伎子の頭は、混成宗教の容器となつた」と、謂つて居るのに徴しても、分るではないか。

(ホ) 學問智識を與へしめずくに付いて

信者には學問智識をあたへぬようにして、「阿呆は神が入用や」と、教へたと謂ふのであるが、確か西郷南洲の言葉に、「權勢や名譽のいらぬ人間は大馬鹿者で、然し大馬鹿者でなければ役に立たぬ」と、あつたと記憶する。其れと同じ趣旨の教義かと思はれる。強ち大馬鹿者は、こき使ふに便利だからこの意味にのみ、無理に解釋する必要はない筈だ。

(ハ) 律があつてもに付て

次に「律があつても、心の定め是が第一じゃ」であるが、此は多少考へて見

る必要がある。正面より解釋すれば、如何にも、國法を無視する嫌がある。然れ共、斯かる言葉が、如何なる時機、如何なる場合に、發せられたるかを考へて見なければならぬ。彼氏の説く所によれば、教祖は何回もなく、牢屋に打込まれたもので、律があつても、心の定め是が第一」と訓へたことが手本となつて、天理教の爲に拘留されるようなことでもある。教祖の雛型を踏むの言葉としては、寧ろ當然ではあるまいか。何となれば、當時立教後間もないこと、其教旨がはつきり分らず、この宗教でも、立教の始めは全じ様に、國禁に觸るる邪教であるとか、國法を紊亂するものであるとか、見做されるのは立教者として、何人も踏まねばならぬ道筋である。然し其教旨が、能く諒解された後では、邪教でもなければ、國法を紊亂するものでもないことが明瞭になるのであるが、其れ迄の間は、仮令如何なる誤解の下に、嚴罰に處せらるることがあつても、凜乎として其教義を、はつきり分かるようにする爲に、何處迄

も闘はねばならぬ。是は實に宗教を擴める上に、已むを得ざる次第であつて、好んで國法に觸れたり、國禁を犯すものは謂へない。若も教祖が、牢に入れられた理由が、眞に罪過に値すべきものであつたとすれば、今日事實教祖を中心とする天理教の存在は、元よりあり得ない筈である。又「律があつても、心の定め是が第一」との如き心念があつてこそ、強き信仰が生まれるので、此信仰の下に、天理教の信者達が、死をも懼れず、勇往邁進するものであるとすれば、今日の如き思想國難時に於て、如何にも心強さを覺ゆるものであるまいか。

(ト) 高山を崩し、谷底をせり上げに付て

次に「高山を崩し、谷底をせり上げ云々」の御筆先は、勿論現在の社會組織若は政治の情態を指すものでないことは、説明する迄もなく明瞭である。彼氏も謂へるが如く、元來御筆先は、教祖七十三才乃至八十四才に至る十二個年間に製作せられしものとすれば、明治二年頃から始り、明治の十三年頃に出來上つたものと見なければならぬ。即王政維新の戦亂は、明治元年鳥羽伏見

の戦より、奥羽戦争、函館戦争を経て、漸く終熄し、明治四年廢藩置縣を見るに及び、始て事實上王政復古を齎したが、其時より二年前位から製作を始むるに至りたること、近く立教百年祭を迎ふることより推して、教祖の布教は、天保の九年、即徳川十二代家慶將軍當時に始まりしこと、換言せば王政維新前四十年頃よりであることも、亦推知し得るに十分にして、御筆先の文字として顯はれしは、大政奉還直後とするも、當時尙鳥羽伏見の戦雲を孕み、未だ維新の大業必ずしも逆睹し難く、又教祖は古稱を過ぎて、始て廢藩置縣、王政復古の實現を見たるも、教祖は王政維新の先驅者林子平や、高山彦九郎等が死んだ前後に生れ、蒲生君平、頼山陽、渡邊華山、高野長英、平田篤胤等の國士勤王家が、輩出の際に成人し、封建末期の鼻持ならぬ悪政の數々を、体験して、終に立教をなすに至りたる経緯に想ひ到る時は、教祖の思想信念は、前記券圍氣の裡に發芽育養せられ、久しく抑へ付けられた鬱憤が、漸く御筆先として、發表せらるるに至つたもので、其目標とする所は、元より徳川幕府で、當時氣息

奄々の情勢乍ら、尙幕府三百年間の扶植勢力は、俄に侮り難きものがあり、且つ容易に逆睹を許さざる王政維新を、しこげなければならぬこの強き信念に燃へて居つたに相違ない。彼氏が例を擧げて、証明的に用ひた前記御筆先が、果て何時頃の製作にかゝるやは不明であるが、要するに右御筆先は、前叙券圍氣の裡に醗酵されたる思想信條の發露であること、推測するのが穩健なる見方ではあるまいか、文字や言葉は、固より意思を發表する方法又は形式であるが、全じ言葉や文字でも、之を發表されたる時と場合とによりて、判斷を下さざる時は、發表者の眞意を誤解するに至ることは、往々にして之れ有るもので、發表の形式方法が、單簡であればある程、誤解を生じ易いのは當然である。殊に其言葉や文字を捉へて、非難を加ふる場合の如きは、尙且慎重周匝の注意を加ふるの用意を要する次第で、「高山を崩し、谷底をせり上げ」は、彼氏の説の如く「高山」は政府、「谷底」は民衆を意味するであろう。然し孰れの政府で、孰れの民衆かを考慮して見る必要がある。言ふ迄もなく、當時の政府は徳川幕府

を、民衆は其桎梏の下にあつた人民で、教祖も亦其一人であつたところの封建制度治下の民衆を指して居ることは、推測に難からぬのである。封建制度治下の民衆は士農工商であるが、當時は武士でなければ、人間扱されなかつた時代、四民平等は、此桎梏下の農工商民の共通の叫である。當時の武士に對してすら、一般民衆は頭が上がらなかつたので、斬り捨御免の情態で、一般民衆は簡單に、一番大切の生命さへも、武士の忿に觸れては取り上げられるので、况や封建の地方的棟領たる大名領主に對してをや、更に將軍に對してをやである。教祖が「高山を崩し、谷底をせり上げ」と謂つたは、至極當然である。彼氏同著の中に、「其れで故らに月日兩神の竜蛇の姿である」と云ふことに籍口して天竜王尊、天竜王尊」と我も唱へ、人にも呼ばしめたのだ。王政復古して百事改まり、明治四年の頃になつても、尙天竜王尊と呼んでいたが、恰度其頃一人の山伏が、美伎子を尋ねて來た、そうして種々のことを美伎子に聞いた結果最早時代は變つておる。天倫王尊てふ神名が、天輪峯から來たこと、なつた

からきて、別に誰も尤むるものもあるまい、故に天輪王尊と本名を呼び申す方が可からうと勧めたので、其れから美伎子も、公公然と、天倫王尊と唱へたり免れて、安心するに至つたこと、あるに見ても、徳川政府の逆政からだから、明治政府を謳歌せざる理屈がないのである。故に御筆先の政府は、徳川幕府を指したるものなること、又此御筆先も、明治四年前、即王政維新前で作たることも、推測に難からぬ譯である。然し當時因襲の久しき、一般民衆の頭は、封建制度の壓迫で、自由の何ものたるやを解せず、頗る卑屈の情態に陥つて居つたときに於て、田舎育で學修の無かつた、然かも女性の教祖が、第一線に立つて、男性的に「スローガン」を飛ばしたことは、流石に時世を洞察するの見識があつた譯で、なんとも敬服に堪へない。別に教祖は學問によつて、斯かる見識を作つたのではないが、孔子の謂はゆる、「未だ學ばずと曰ふと雖、吾必す之を學びたり」と謂ふの類である。

(チ) 堂宮壞ち云々に付て

次に「堂宮壞ち柴にして、木佛金佛橋にする」とあるを、神社佛閣を凡ふと云ふのだが、天理教は固より、神道であるから、神社を凡ひては、天理教其自身の打壊してある。此御筆先の後の句の木佛金佛に對し、前の句の堂宮は、其木佛金佛を容るる建物である。言ひ換へれば、木佛金佛を容るる建物を指して堂又は宮と言つて居るのだから、堂宮とある其宮は、今日普通に謂ふ宮即神社の意味にあらざることも自ら明かて、此所に謂ふ宮も、矢張り堂と俱に、佛敎關係のもので、少くとも、正當なる神社以外の淫祠邪祠の類と見るべきである。是れ佛敎渡來后、本地垂迹説を行基最澄空海等が唱導し、一時神即佛、佛即神と謂つたように、神佛混淆を來たし、爲に神体又は佛体を收むる建造物に付ても、堂宮の區別判然を欠くに至りたるものと思はる。神佛混淆の一例としては、神にして佛の如き八幡大菩薩、金比羅大權現あり、佛にして神の如き日限地藏尊、釋尊と唱ふるが如きが其れである。殊に佛敎の盛なるに及びて、神

ごも佛ごもつかぬ、

中間位の淫祠邪祠が續出したので、

意味に於ては、到底神社と稱し得ず、寧ろ佛類似のものとして、宮なる稱呼の下に包括し、堂宮と呼びたるものと思ふ。然らば何が爲に、堂宮を破壊して柴ごなし、其守本尊の木佛金佛を橋にして踏付くるかご云ふに、之は神道天理敎宣傳の立場からでもあるが、佛敎の渡來により、著しき文藝技術の發達を來たし、物質上の文明は大變進歩したが、佛敎は、上皇室より下庶民に至る迄之を信奉し、我邦古來の神道は、本地垂迹説によりて、神と佛との區別がつかなくなつた爲に、神道の根本に動搖を來たし、加ふるに學問は、僧侶の手引受の觀を呈し、僧侶はるらい者、僧侶でなければ六つかしいことは分らぬご云ふ様なことになり、何もかも僧侶に頼る様になつた。其處で僧侶の社會的地位も高まつて來たが、此等僧侶の内からも、亦名僧智識が續出したので、愈佛敎の勢力が益々盛となりて、僧侶にして政事に軼はり、果ては僭上皇位を窺察するものあるに至りしが如きは、論外とするも、其勢力を待みて、寺門に兵

を著へて、暴威を振ひし南都の僧兵の如きは、白河上皇さへ、思ふに任かせぬものこの御嘆聲を發せらるゝに至つた。其他一向宗の僧兵に至りては、跳梁更に甚しく、信長と兵を交ゆること拾余年、爲に數千萬人を誅殺されたが、少しも屈せず、再三の敕諭を仰ぎて、漸く兵を歇むるに至りしが如き、爲政者たりし當時の武將に對し、隱然一敵國の觀を呈して、武將達を手古摺したものだ。其處で此等武將達も、防衛上據なく、對抗的に其勢力を殺がんとして、色々苦心し、或は武力により、或は政略によつて、之を抑壓せんことを試みたもので、一例を舉ぐれば、信長は佛教の寺院を燒きて、天主教の爲に南蠻寺を建立し、秀吉は終身其地位を保つべき、本願寺門跡教如上人を遮に無に隠退せしめて、其異母弟阿茶丸を後釜に据へ、東西分立の端を啓き、家康は二雄の計に倣ひて、巧に籠絡し、終に政略的に東西本願寺の分裂を現出し、恒に佛徒の仰壓を念じたりしが爲に、佛教は次第に其勢力を失ひ、衰微の己むなきに至つたのであるが、其后徳川三代家光に及んで、島原の亂が起つて、耶蘇教を抑へる必

要上、之を信ずることを禁じ、

踏繪の法を行はしめて、佛教を國教とし宗門改めを命ずるに至りたるを以て、茲に佛教は再び擡頭して其勢力を盛り返し、將軍綱吉の頃に及んでは、生蓄類を憐むの佛心より、惹ひて犬を殺して人命を奪はるるが如き惡法を生じ、堂塔寺院の建築盛に起り、佛教の復興を來たし、爲に國用窮乏誅求甚しく、黎民塗炭に苦んだものだが、元來幕府の遣り方は、爲建制度の維持と謂ふことが最も大事の問題であつたのだから、此封建制度に對して、叛逆を企る者を、一番懼れて居つたもので、大名達に對しても、參覲交代を命じて無駄の費用を費やさせたり、日光東照宮の改築なども、二十年毎に遣つて、其普請方を有名なる金魚籤で極めて、籤に當つた大名に仰付けたものだが、此金魚籤に當つた大名は、莫大の入費の爲に、大低財産を棒に振つて仕舞ふのである。要は大名に金を持たず、封建制度叛逆の軍資金などに費はれては大變だとの懸念から來て居るので、大名や、大名の治下にある町人や百姓にも、金を持たしては、結局幕府が枕を高くする譯に行かぬと謂ふのだから、

人民が苦んだ所で、一向頓着はしない、然しこんな事ばかり遣つて、人民を苦めて居つたのでは、如何におごなしい人民共でも、此れでは遣り切れない、終には竹槍蒲旗で押し懸けん限りでもない、其間隙に乗じて、豫々封建制度に叛逆を試みんとして、機會を窺つて居る者が附け込んでは大變だこの心配もあるから、何か之を甘く緩和しなければならぬ、此は宗教の力を借るより道からである。現世では眞妙に罪障消滅を計らねばならぬ、左様にすれば來世は救はれると謂ふのだから、現世に於ける苦痛や壓迫は、來世を樂みにして辛抱し易くなる、其所で徳川幕府は、此の佛教で人心を收攬するに限ること、金が費へる、此金は大名や人民から取立てるのだから、叛逆の軍資金も容易に纏め難いと共に、人民共は現世は仕方がないから、來世の幸福の爲に、罪滅しを一生懸命にしようと言ふことになつて、誠に取扱ひに樂である。幕府として

は、一舉兩得の譯で、幕府の的らひ所も全く其處にあつた様だ。一方佛教の方から謂へば、待てば海路の日和云ふ事があるが、折角勢の良かつた我宗教の方、信長の如き亂暴者が飛び出して來て、したたかに擲き付けられて以來、武將達が佛教を眼の敵にして、邪魔物扱にして抑へ付けてるので、全く遣切れたものでなかつたが、漸く良い目が吹いて來た、結構なここと悦んだに違ひない。其所で互に利用し利用される心持となる順序で、徳川幕府と佛教とは、各其立場上の利益から算盤をはじいて、堅く握手をするに至つたものだ。其れですつかり段取りがついて、封建制度のかんぬきが確かり鎖り、押せごも突けども、之を明ける術なきに至つたのであらう。封建の門扉が、斯くも固く鎖されたから、雄志を抱て徒らに槽擲の間に駢死し、志氣暢ぶるに由なきに至つたも、己むを得ざる成り行きて、此の精神的不滿を癒さんが爲に、説くに現世の罪障消滅、死後の冥福、來世の應報を以てする佛教により、消極的満足を求めんとするも、亦勢の自然である。然し佛教は

現世に望を絶つの結果、安逸に耽り遊惰に流るるの風を助長するに到る譯だが斯かる時代に於ては、僅に佛教によりて、消極的精神満足を得るの外道なかりしを以て、隨て之を信じ、又之を信するが爲に、益々士氣を沮喪するに至つたもので、即佛教は消極的に精神満足を與へて、積極的に士氣を去勢し去つたものであると謂ふも不可なしてある。故に若し徳川三百年の幕政中、元祿以前光國の大日本史を修して、國體を明にすることなく、元祿年間赤穂四十七士の義舉なく、嘉永安政以前春滿、眞淵、宣長、篤胤等國學者の輩出して國本を明にすることなく、外史氏山陽の日本政記、日本外史に於ける尊王唱説の著作なく竹内、山縣、林、高山、蒲生、渡邊、高野等代表的勤王志士の蹶起なかりせば國民士氣の廢頹は、堤を決するの勢を以て、何處迄進んだか分らない。去れば篤胤は、眞向上段から儒教と共に佛教を排斥せしが、教祖も亦佛教を排斥せん志したもので、其理由は、本來徳川三百年の長き幕政は、一に封建制度に對する叛逆抑壓にありて、其れ以外の事は何も考へて居らない。善政をなす考

なごは無かつた。只だ封建制度を續けて行きさへすれば良いと考へ、人心收攬の必要上、佛教を握手し、其短所を遺憾なく發揮せしめて之を善用し、國民の士氣を全く沮喪せしめたるを以て、教祖は封建を嫌忌すること共に、佛教を目して、封建擁護の精神的武器たりし邪教として、之を排斥するに至りたるものなるべく、幕府倒壞の「スローガン」に次で、幕政擁護の佛教をも驅逐せんとの趣旨に出で、堂宮を壞す云々の標語を掲げたもので、勤王志士の面影に影懸せる強き發表を見るべきか、尤も教祖と雖、佛教の教義自体を排斥せしものに非ずと思ふ。唯だ佛教は徳川幕府封建擁護の具として、其短所を遺憾なく發揮し役立たるを以て、封建政治を打倒し、人心の一新を計るには、封建の犬であつた佛教を排斥して、我邦古來の神道を振興すべきであること考へたものであらう。且かゝる機會を利用する新宗教の立教者としては、勢ひ當時殆ど國民全部の信仰を有せし、腐敗墮落の佛教を目標に、徹底的排除を試むべきは、賢明なる遣り方である。是れ自己宗教の宣傳に都合よきのみならず、布教上に於て

も、其効果多きを期待し得るのである。故に佛教に對しては、極端なる排撃を加ふれば加ふる程、天理教布教上の効果を増大すべき順序である。然れども當時の佛教は、立教者たる教祖に非ずとも、當時の具眼者は、等しく之を邪教として指彈したるを疑はず。教祖が極端なる「スローガン」を飛ばせしも、亦怪むに足らない。

(リ) 勅語其他を輕視せりことに付て

次に勅語詔書を輕視す云ふも、教會の正面に信徒參拜心得を掲ぐれば、直に以て其左右に掲げらるゝ勅語詔書を輕視したり云ふことは出来ない。寧ろ反對に、勅語詔書の御趣旨を奉戴して參拜する様に、又參拜する所以のものは勅語詔書の御趣旨に外ならぬことを教へ、神即上なり、「上は神や」の教義に出づるのではなからうか、且參拜心得なるものを、單純に本部若は教會の考を表したるものを見るから、彼氏の説を生ずるのであらうか、奉祀管理人云ふ立場から出て居るものであることを考へた時には、其事へて居る神様の管理者

たる資格を以て、此參拜者心得を書いて居るものと認めることが出来るぢやないか、且天理教にして、彼氏所説の如き非望を遂げんとするの考があらば、外

見上は、却て斯かる意圖なきを粧ふを常とするものであるから、國体上最も非難を蒙り易き、勅語詔書の類に對して、殊更慎重の考慮を拂ふべき筈である。加ふるに一二の教會に、斯かる行爲あり、此は甚不都合の行爲なり、之を寛過するは、畢竟本部が勅語詔書を輕視するを證明するものなりと謂ふのならば、事實の如何は別とし、論旨徹するも、一教會には正面に信徒參拜心得を掲げ「あるに徴し、單に一二の教會を指して謂ふのではなく、洩れなく教會には、右參拜心得を正面に掲げあることを知り得べく、然り而此等教會は、右何人も亦自由に入し得べきを以て、此參拜者心得は、平穩且公然に掲示せられ居ることも亦明かなり。不都合は兎角平穩且公然ならざるものによりやすい、殊に斯の如く平穩且公然に掲揚さるゝを以て、眞に若し不都合の行爲なるか、若は不都合の意圖に出づるものなりとせば、警察又は監督官廳に於て、之が撤

去を命じ居るべき筈である。是によりても、左様な不都合のものでないことが明かである。

(ヌ) 上は神じやの点に付て

次に「上は神じや」と絶対服従を強要するは、畢竟將來彼等が非望を遂ぐる爲めの必要に出づるものなりと謂ふにあれども、要するに、鳥獸と雖、亦能く養ふ。敬せずんば何を以て別たんとするの趣旨に出で、「敬」の教義を説きて、凡ての信者が、各自上の人に對しては、家庭的にも社會的にも、神に仕ふるが如く、之を敬せよとの意味であらう、敢て非望を遂ぐるに都合よき盲從的服従を意味するものご解すべきの限でない。彼氏は「高山を崩し、谷底をせり上げ」の場合の説明に、是は階級打破を意味するものであると述べて居る。階級打破と絶対服従とは、兩立せざる觀念にして、自家撞着である。何となれば、階級打破は、治者と被治者との障壁の撤去を意味し、絶対服従は、支配者と被支配者との障壁設置を意味し、二者互に背馳し、兩立を許し難き觀念であるからである。

(ル) 再來を信じたるものごの点に付て

次に借越極りなきものごとして、掲げらるるものの中、伊弉册尊の再來を信じたるものなりとせる根據は、教祖自作の記録中に、母の雛型に用ひたる伊弉册尊の魂を授けたるなりと、謂ふのにあるが、所謂教祖が自身で作つたと云ふ記録を知らざる以上、其記録中より拔萃したる前記の字句丈にては、其文意を明確にすることが困難で、隨て批評の限に非ざるも、基督が神の子と謂ひしが如く、釋迦が佛陀と謂へる如く、教祖も亦神の子、又は神に近きものごとして信念を持つて居つただらうと云ふことは、想像が出来ない譯ではない。此信念は、何れの宗教に於ても、立教者又は開祖に共通の信條なるが、天理教々祖も亦た我等ご同じく日本人なる以上、我國獨得の國体上、歴史的に根據する我等臣民の立場より、上御一人に對し奉り、君臣の分を忘るるものでなく、只だ宗教界の分野に於ける教祖信念の言ひ表しに過ぎざるべし。教祖の人ご爲りは、彼氏も述ぶるが如く、幼少佛を信じ、若くして五重を受け、又教祖の念厚く、

己を空ふして人に施し、其舅姑に事へて孝、其夫に事へて貞、人に交りて信、
難に淹て義なりしの人格に願みて、學ばずと曰ふ。雖吾必ず之を學びたりと謂
ふべき君子人たりしを推測し得べく、經歷素養斯の如きの人物にして、而かも
齡四十を過ぎての立教に當り、俄に性格に變動を來たすべき謂はれがな。假
に若し神の子と信じたりとするも、我國は古來神の國と稱し來り、神州男兒な
ご、云ひもし、書物にもある、且つ昔は、家の系圖を喧しく言つて、自分の先
祖は是れ是れだと誇つたものだが、微賤にして系圖を有せざりしものは、尊門
家に頼んで、適宜作成して貰つた事例も澤山あるが、餘り喧しく騒いだので、
或人が始祖は皆同じことではないかとて、「吾も亦たかみむすびの後なれば云
々」この諷刺歌を詠んだこのことである。現に日本外史にも、平氏は桓武天皇
より出づ云々、源氏は清和天皇より出づ云々があるが、唯源平兩氏に限らず、
源平藤橘皆始祖を皇室に頂くものにして、我等日本國民の有り難く尊きは、一
に之が爲にして、此れが外國に類例なく、文字通の君民一体たる所以なると共

に、支那流の形容的でなく、文字通上御一人に對し、我等日本國民を赤子と稱
し得る所以であるから、外國の立教者が、突如神の子などと唱ふる觀念などに
比べては、霄壤の相違がある。然れども教祖亦決して、臣子の分を忘るゝもの
ではない。畢竟宗教的分野に限局されたる信仰上の信念に基いて、斯く言ふた
に過ぎないと思ふのである。

(チ) 人類創造の場所とせる點に付て

又天理教本部所在地を以て、諸册二尊が始めて人類を造られたる處なりとせ
るは、不都合だとして、御筆先の「此の世を創め出したる屋敷なり、人間創め
もこの親なり」とあるを捉へて、攻撃して居るが、單に文字上よりすれば、説
者の如く、之を解するが當然であるかも知れぬが、學問の素地が無かつた教祖
にして見れば、自己の生れ故郷の大和と云ふ所は、世間見ずの人の共通心理で
ある通り、如何にも良い處だと思つて居つたに違ひない。殊に神武天皇の御東
征によりて、始て我邦國土の平定を見、それから敢傍山の東南檜原に都し給ひ

御即位ありし時が、我國の紀元元年（西洋紀元と其意義に重大の相違がある。歴史家の言を稽りて云へば、羅馬の「オオガスタス」在世の間に、西洋歴史上の大樞軸とも稱すべき、されど其當時に於ては、市井の瑣事と見做されて居つた一事件が起つた、と云ふのは、對太國なる「ヘッレヘム」の一村に於て、基督の生れたと云ふことである。此事ありしは紀元前四年であるから、現今用ひられて居る西洋歴算は少しく實際と相違し居るので、正しく言へば今の所記紀元元年と云ふのは、其實紀元五年であると言つて居つて、西洋の紀元なるものは何を根據とせしものなるかは判断に苦しむ所であるが羅馬帝國に征服された諸國で、各國區々の宗教を有し、宗教的に、各國民の統制を計る必要上、基督敎を以て國敎と認むるに至りし如き事情に顧みて、后世の歴史家が、渾然基督の誕生の年を以て、紀元元年と定めたるもの、如くである。然るに其後基督誕生の年を紀元元年とする時は、歴史上、他の事實の年代を算定する上に違を生ずるに至り、正確に言へば基督の誕生は紀元前四年と云ふことになり、西洋紀元を定めたる趣旨は全く没意義となるに至れり。若基督の誕生を以て、絕對に紀元を畫するものであるならば、之に基きて其前後に發生したる事實の年代を決定すべき筈である。之によるも西洋歴史の紀元と、我國の紀元とは、本質的に相違せることが分かる。であることは、小學の兒童も承知して居る處で、其後元明天皇の和銅三年に、再び都を近江の滋賀より大和

の奈良に遷し給ひ、（此迄歷代帝都轉々せしが）爾來七代七十余年間皇居の地と定められ、奈良朝時代を畫するに至つたことも、歴史上有名の事實である。又此間佛教盛行は、文物制度が異常の發達を遂げたることも、且つ從來の皇居は御質素簡約の御趣旨に出で、其規模結構小且粗にして、皇威を示すに足らざりしが、漸く茲に皇居の地定まるに及び、其規模結構以前の比に非ず。臣民も亦其宏大美を仰て、敬虔の心益深く、皇威大に伸ぶるに至つた。由之觀之大和と云ふ處は、我邦の紀元を畫し、皇居の落ち着き結構の完備を來たせる土地に入りて、始めて異常の隆盛發展を見るに至つたのであるから、熱心なる佛教徒たりし教祖の腦裏に、如何に強く其郷土愛を扶植培養せしかを推測し得るに共に大和を以て事物凡ての原始、創生の場所と心得るに至つたことは、想像に難からぬ所である。隨て教養に欠くる教祖の腦底には、年代事象雜然混入咀嚼なき

一丸として嚙下された結果、抽象的に大和は事物原始創生の地なりこの強き印象を刻するに至るべきは、寧ろ當然ならずや。されば教祖が其講話をなす場合に大和と其一部たる自分の存在して居る場所との區別を逸し、言葉を強むる意味より、此處此屋敷と發表するに至りたるものならん。殊に前記せしが如く、御筆先は徳川幕府の桎梏に對する叛逆の精神が、幾分自由に發表し得べき時機に到來して、反動的に其鬱勃たる憤怒を爆發せしめたるものを見るべきを以て徳川幕府を目標として、何の權原に基きて王政を私するや、我邦の原始世の創めを知れ、關西の大和が國の始で、王權は此地に在るべきである。關東の東夷汝何する者ぞ、妄に之を恣にするの強き信念の發露であつて、女姓乍らも、案を叩き熱涙を拂つて、此處がそうじやが此屋敷のある所がそうじやがご、講話が熱すれば熱する程、エンフアサイズされて來るのも自然の勢であるまいか、説者が他の場所に於て述ぶる所によれば、天理教の信者は殉教的精神に富んで居る故に之を撃滅するには、三ヶ師團の兵力を以てしなければならぬとの中西

牛耶の言を信するもの、

如くである。若し果て之を信するごすれば、其殉教的精神の因て來たる所、果して何處にあるか、説者の言を籍りて謂へば、「貨物借物の理」の教義は、天理教の教義中其最も大切なるもの、一つであつて、此教義を巧に利用して、幹部が信者に對し、誅求を恣にせりごのことであるが、信者自身は搾取さる、ご斯の如く甚しきに拘はらず、殉教精神に富むご斯の如く盛なるは、如何なる理由に由るのであろうか、佛敎信徒に斯の如き殉教精神があるか、説者は或は斯く謂ふかも知れぬ、それは邪宗邪教なるが爲に、欺くに利を以てして、巧に信徒の心を眩惑し居るが爲めであるご、然し善者も天理敎徒の熱烈なる信仰的精神は認めて居るが、説者が信するが如き、強烈なる殉教的精神を有するものごせば、寧ろ驚嘆せざるを得ないご共に、其因て來る所、決して説者の説くが如き理由によるものではないご思はれる、何ごなれば貨物借物の理に基く搾取に甘んじて、其財産を空乏にし、終に本部の畜ひ殺しの態度に屈從するが如き徒輩には、斯かる熱烈なる殉教的精神は與へらるべき筋

合のものではないからである。著者も亦擯取の甚しきものあるを聞いて居る。然るに尙且つ斯の如き烈々たる殉教精神の存在することは本當に一つの大きな疑問であつて、説者の説くが如き、本部が非望をこげた曉に於て約束して居るさいふ利益を、目標とするものであるとするは、其信徒五百萬人を目前に、亂臣賊子を以てする計りで無く、其必然を期し難き利益問題に對して、支拂ふ犠牲の餘りに大なるに顧みて、何人も之を一笑に附せざるを得ぬ間違つた意見である。況や中西牛耶在世當時の天理教本部は、今日ご全じ様に、以前から教祖像を否定し來れるものであつて、解すべからざる不信を、其愛すべき信徒に續けて憚らざるものである。然かも之が過を改めず、妄りに部下教會の放言に委して顧みず、寧ろ自ら言はず、却て部下の名を籍りて言はしめて居るのである。孟子の謂ゆる「今之君子豈徒順之。從而爲之辭」(今日の人、只だに罪を續ける計りでなく、却て屁理屈をつける)と云ふものでなからうか、然るに拘らず此殉教的精神は彼等幹部の不信を裏切るこそなく、信者の信を持續しつゝある所以のもの

は教祖一人に對する崇敬思慕の熱情に外らぬので、

して、猶其徳を偲び其教を奉じ、更に其教義の爲に財を惜まず、死を怖れざるを知らば、如何に教祖の偉大なる人格の持主なりしやを想像するに難くはない得其民有道。得其心。斯得民矣。得其心有道。所欲與之聚之所惡勿施爾已。(其民を自分の民とするに方法がある。即民の心を得ることである。民の心を得るに方法あり、好まぬものはしむけない)と、孟子は言つて居るが、即教祖は信徒の欲する所の者は、之を與へ、之を聚め、凡ゆる物を擲げ出して惜まず、信徒の欲せざる所の者は、敢て無理にどうせいとは言はないから、其信者は心から悦服して、教祖の後繼者たる現管長、並に現在非難を禁じ難き本部に對しても、其信を繋いで居る次第で、非望を抱くが如き者に對し、一時的には兎も角、其死後に至りて迄も、思慕崇敬の如く熱烈なるものあるべきの道理がない。教祖は其人ご爲り、威武に屈せず、權勢を恐れず、其正しき信念の前には、千萬人ご雖我行かん、即ち后へは引かぬの意氣ご氣慨の持主であつたに違ひない。説者も取違へた意味

にて謂つて居るが如くに、教祖は「律があつても心定め是が第一」と教へて居る。此の強き心念が、信徒の熱烈なる殉教精神を、馴致涵養せることを説者も亦肯定して居ることを思へば、門外漢の自分が、決して天理教の爲に辯解をなすものに非ざることも分かる筈と思ふ。

(ワ) 高山の眞の柱云々に付て

次に「高山の眞の柱は唐人や、是が第一神の立腹。日々に神の心の急き込みは、唐人ころり之を待つなり。」とあるを責めて居るが、高山の眞の柱は申迄もなく當時の徳川幕府の將軍である。教祖の眼より見る時は、徳川將軍は癩に障はる東夷である。自分等と人種を同ふせざる毛唐人だ。此を最も神が立腹されて居る、神は一日も早く其れが斃るゝを待つこの意である。至極當然である。怒心頭に徹したる、然かも痛快を極むる、微笑禁じ難き輕妙なる言ひ表してある。此れ全く一點の私心なき公憤の發露にして、仁人にして始てなし得べき所のもので、論語に、子曰、惟仁者能好人能惡人と謂ふの類である。

(カ) 猶太教に出發せしやの點に付て

次に後廻しとした天理教は猶太教に出發したりとの點なるが、彼氏は之を確むる爲に曰く、天理教名は佛教の天輪聖王より來りたりと云ふも、其實は最初天主教を我邦に齎らせし耶穌坊主は、葡萄牙より千餘里を距つる切支丹國に當時居住の者共なり、此者等は猶太人ならざりしかと思はる。隨て天主教を傳へり云ふも、實は猶太教にして、然かも之を傳へたる坊主共の根據地たりし天輪峰に因みて、天輪教と言ひ、字音相通する天理教となりたるものなりとて、天輪峰の文字を古書より引用して、斯く説明せり。然れども假に、古書に此事實ありとするも、天輪峰より讀音相似通へる天輪王に轉化し、更に天理王尊を祭神として、天理教と命名するに至りたりと云ふは、果して如何か、殊に之を肯定するとしても、其所謂天輪峰に居住せし天主教の道人を、猶太人ならんとして、天主教と云つても實は猶太教なりとし、以て天理教は猶太教なりと断定するは、益々疑ふべきに非ずや。斯かる自由の想像は、彼氏一人勝手に想像に

耽り、之を樂む場合は格別、他を攻撃する場合に於ては、其證據確實なりと謂ふべからず、然かも天主教の我國傳來は、信長時代なりと同氏も謂へる通り、三百五十年前のことで、西曆紀元千五百五十年頃のことである。即耶蘇教の立教後千數百年を閱せるより考ふる時は、最初は天輪峰の道人は、盡く猶太人なりしとするも、既に立教後千數百年を経過したること、天輪峰が猶太國に在りしこの故を以て、直に彼等渡來の道人を猶太人とし、因て以て天主教に非ざる猶太教を傳へたりと肯定するは、更に疑はるべきに非ずや。且古書の根據は、葡萄牙國王と其臣下との問答に出發せるにより、葡萄牙語か、西班牙語か、佛蘭西語か果た又英語かにより綴られたる文章の翻譯に基くものなるべきを信ず。隨て所謂古書にある「天輪峰」の譯字は、字音等より出發し、古書の著作者の創作にかゝるものと謂ふべく、且斯かる古書の如きは、「國賊天理教」の著者の如き、涉獵讀書家にして寧ろ始て見出し得べき書籍に非ざるか、天理教祖の學問素養なきは同著者も明言せる處、教祖が斯かる古書の事實に基き、

天輪王なる文字を擇びだしたるものとするは、却て甚だ無理なる説明方法にして、寧ろ牽強附會の説に自ら陥れるものに非ざるか、斯かる無理なる説明をなすよりも、同著者も謂へるが如く、佛典より出でたる「天輪聖王」に根據するものなりとの説明が、教祖の熱心なる佛教信者なりし點よりして、合理的且自然的のものとの聞き做さるゝに非ずや。佛教信者の教祖として、學問素養なくとも、多年の耳學問によりて、天輪王の有難く尊きを知得し、「賢劫」の初め人の壽命は所謂無量壽、身長一千里乃至二千里、形容端嚴、五体の膚色光明を稱び、食する所のもの地味地餅、然も香味具足し、甘露の如く、又密の如し、未だ兩道によりて汚物を体外に排泄するの要なし。爲に体輕く、能く空中を自在に飛行し得たり、漸くにして穀類を食するに及び、体重く身光隱沒、黒闇を生じ、日月星辰の出現を見るに至り、又田を分ち産を定めて稼食し、相互の殺奪を懼れ、田主を採び、收穫の六分を貢納す。田主は即轉輪王なり。此轉輪王の祖先は、最尊高貴天輪王にして、人壽無量壽より八万載に下る迄の間に出現し、出生の時海水減じて未實現はれ、道の闕き一由旬、地平にして軍の如く、優曇華道を交て生じ、七寶千子具足し、快樂極なし。天輪王より祭神の總稱を天理王尊とし、天理教と命名するに至りたりと考ふる方、自然且

合理的ならずや。

更に彼氏は謂へり、奈良の中井は天倫教會を組織し、美伎子の意志を基礎として、造られたりと云ふ教義なるものは、極めて合理適法にして、純然たる神道式なりと、此れによりても、教祖の教義自体は、既に中井氏の組織せる天倫教々々の基礎をなし居るのであるから、彼氏が天理教々祖教義の攻撃は、大部分其意義を失ふものに非ずや。

彼氏又曰く「御神樂歌」の七下り目に、「六つ無理に何うせよと云はぬでな、其處はめいくの胸しだい」とあるのに、「上は神やはいはいと従はにやならぬ」と云ふ教義を拵へて、所謂絶対服従を強て居るのではないか、斯の如きことを仔細に詮じ來つたならば、今の天理教の中には、美伎子の意思は、萬分の一も残つてはいないであろう云々」と、此によるも、天理教祖の教義を、さまで攻撃する者にあらざる如く、寧ろ現在の天理教其ものを非難するにあるを知る可く、若し夫れ現在の天理教を攻撃するものならんには、彼氏と異なる目標に於

て、著者も亦彼氏と同一歩調に出でんことを云ふ爾。

更に附け加へて置きたいのは、教祖は神社佛閣を咒ふこの前記彼氏の説に對し、教祖は決して神社を咒ふものではないと著者が説明したので、佛閣は之を咒つたかと云ふに、必しもそうではない。只だ當時の佛敎を排斥した爲に、堂宮壞ち云々の御筆先が出た迄であることも、彼氏の著書の他の部分により之を知ることが出来る。即ち彼氏は、天理教祭神を天理大神と呼ぶに至つた経緯として、「竹内某が大阪市南區炭屋町に「天輪教本部」を造り、三島の附近針ヶ別所にも類似のものが出来、美伎子の假埋葬所であつた勾田の善福寺の前にも、荒木某の手に依つて、矢張り「天輪教會本部」が出来ると云ふこと、なつて來たので、美伎子が曾て「理は神やで」と云つたことに因て、「天理王尊」と神名を改め、教會を「天理教會」と稱するに至つた所が、尊名を有し給ふ神等は随分澤山居られるから云々、天理大神と呼ぶこと、なつた」とあるが、勾田の善福寺と云ふは、彼氏著書の他の箇所に出て居る教祖が五重相傳を受けた寺ではな

いか、其寺が假埋葬所であつたことし、且つ教會本部が其寺の前に出来る空氣に進んだことすれば、教祖の心持を付度して、教祖が五重相傳を受けたこと云ふ寺院に假埋葬もし、又其寺院の前に天理教本部をも造らんとするに至つたものに非ざるか。隨て教祖が佛教の教義に對する叛逆者に非ず、時世を救濟し、時代の要求に必要な信念を作らしめん爲に、當時の佛教を排斥したるに過ぎざることも判明し、神社は固より佛閣を、咒ふなどこの彼氏の非難は、勿論當らぬことなる譯で、著者が彼氏の所見に反對して、「堂宮壞ち云々」に付説述したる所のものは、決して天理教の爲に辯するものに非ざることも、自ら明瞭なるべしと思ふ。

叙上自分の説明する所は彼氏説く所に、殊更反對せんが爲に反對を試みるものでない、又之を試むの必要なことも、只だ自分の考ふる處を率直に發表した迄である。

(ヨ) 非難する場合特に注意を要す

秦の始皇は害の方面より見て、書籍を焚かした、近頃獨乙の「ナチス」は赤化を懼れて同く之を焚いた、孟子も謂つて居る様に、盡く書を信すれば、書なきに如かずである。是は至極尤のことである。著者が誤つた考や、正しからざる頭で書くこともある。然らずとするも誤解を蒙り易き書き方であること、著者の眞意に反して解釋さる、場合もある。然し著者の生存中ならば、誤つた解釋を訂正し得る機会もあるが、著者の身後に於て問題を生じたる場合などは著者が其誤つた解釋を訂正し得る機会がない爲め、或は終に著者が眞意に反する解釋の下に、誤解の儘に葬られ、著者の爲にも氣の毒だが、之が爲に世道人心に悪影響を及ぼすこともあるのである。故に著者は餘程注意をしなければならぬは勿論、讀む人も心して讀まねばならない。況や發表の形式が單調で、何れの時代を指して言表はして居るか、判然せぬやうな書き方、加ふるに其謂ふ所辭禮を欠き、謂はんご欲する所を十分に盡くすに足るべき修辭の心得なき著者に於てをやである。又之を讀む者も、之を綴りし者の人物

人格、時代の空氣、如何なる場合の發表かを、豫め察知するを要するものである。對話者間の話ですら、往々聞き間違をなすことさへあるのであるから、書籍によりてのみ、其著作者の意向趣旨を知らんとする場合には、尙且吞込違は免れぬ、殊に著作者の發表形式が簡單で、辭禮を欠き、修辭の心得なき場合に於ては、尙更であるから、書籍を文字の儘に丸呑にする位ならば、寧ろ書なきの害少なきに優るに、孟子も戒めたのであろう、故に書を讀む者も、表裏縦横紙背に徹して、考察を要すべきは勿論である。殊に著作者に對し、反對の意見を有する場合、尙進で其反對理由に基て、非難を加へんとする場合に於ては格別慎重に、自己の反對意見其自身が過ち居らざるや否を、注意深く考察しなければならぬ。尙且反對意見の發表者が、著述によりて之を發表せんと欲する場合に於ては、特に一層の注意を拂はねばなるまい。

此趣旨よりせば、説者は教祖を以て學問文章に於て、自己同等若くは以上の者と見たること、何時如何なる場合、場所の發表であるかに付て、餘り多くの省

察をなさず。且現在の天理教布教の情態等を見て、直に以て盡く教祖の言行教旨に出づとせるの誤に坐せるもの尠からず。(之を區別して説明せる箇所もあるが)若夫れ斯の如くならば、現在の佛教より見て釋迦を嗤ひ、法然、親鸞、日蓮や、最澄、空海を罵るが如きものであつて、畢竟嗤ふ者、罵る者の罪に非ずして何ぞやである。

然し更に斷つて置かねばならぬことは、自分は天理教に理解なきものであることである。實は若し天理教に付いて、幾分の智識を有するに至りたりとすれば、其れは本著をなすに付、偶ま彼氏の「國賊天理教」なる著書を、参考上見るに及びて知得したるものが、其の總てあると云ふも差支ない位であるから彼氏の所説に對して批評を加へたる部分に對し、彼氏からか又は第三者より、自分がしたと同様の注意又は非難を受けるやも知れないから、其含を以て讀者も、亦之を盡く信ぜずして、相當批判的見地に於て讀了せらるべきことを冀ふものである。且前叙の次第にて、彼氏の著述に貢ふ所甚多きものあることを多

謝するご同時に、敢て盡く書を信ぜず、却て反對の意見を作爲したるを誇るものでないことを吳々も斷つて置く。

然れども叙上説くが如く、自分は彼氏の書物に書いてあることを、再三再四少くも熟讀玩味して、却て天理教其のものは、彼氏の説明する所丈けでは、決して之を國賊視し又は邪教視すべきものに非ざるの信念に到達したるものであるが、自分は全然門外漢なるが故に、彼氏の説を惡むものでもなく、寧ろ他日彼氏が、尙一層周匝の用意を、豊富の參考資料、又は考證材料を以て、彼氏の信ずる所を述ぶるの機會あるべきを望むものであると共に、茲には彼氏の著作の御蔭を蒙つて、他の目的に出て、進て本著を爲し得るの勇氣を有するに至つたことを感謝すと云爾である。

第八 現在の天理教は果て教祖の衣鉢を襲ぐものか

天理教々祖の人物人格に付ては、自分は前掲の意見を有するものであつて、

學問の素養こそなければ、個人ごしても、宗教家ごしても、立派な人物、人格の

所有者たることを疑はぬ。隨て教祖説く所の天理教の教旨も、亦決して或る者の説をなすが如き、不都合なるものに非ざることも、十分推測が出来る。畢竟忠臣は孝子の門より出づて、「國賊天理教」の著者にして、尙且「美伎子が宗教好きであつたことは事實らしい、彼が十一二の時から、朝夕佛前で禮拜供養を怠らなかつたこと云ふし、中山家へ嫁入つて後も、其れを怠めず。纔か十九才の時に、老女達に混つて、勾田の善福寺で五重相傳を受けたこと云はれてをるから、然う思はれる」と云つて居るに見ても、幼少時代より初老に至る迄、宗教で頭を固ため、且つ身を修めて來つた人であるごすれば、其人の如何なる人物なるやは、大体に判別が出来る譯で、殊に學問の素養が無かつた人丈けに、頭の變はる機會が鮮ない、謂は、實生から素直に培養成育した松柏である。其志操の堅實さも窺はれるのである。然かも女性である。此文の材料で、田舎の物堅い老媪を畫き出せるのである。其人が説いた所の宗教であるごすれば、國体に悖

戻し、人道に背馳する様な教義は、何處からも湧て出ない筈である。考ふる方が、安當ではあるまいか、然かも其人は言忠信、行篤敬の人である。必ずや其の説く所、教ふる所も、世道人心に裨益するものありて、何れの所、何れの國にも行はるべく、所謂蠻貊の邦に於ても、信奉せらるべきものであらうと思ふ。然し今日の天理教は、果て教祖の精神教義を遺憾なく受継いで、布教宣傳をして居るや否は、門外漢の自分には確かには分らない。去れども第三者の話聞くに「貨物借物の理」が可成り極端に實行されて、信者も半面は随分困つて居ることである。だが殉教精神が今尙盛なるが爲と、信徒の大家心理に引摺られて、個々の信者は、苦み乍らも誅求に應じつ、あることこで、見聞に乏しい著者も、之を肯定しない譯にはゆかない。此が好んで施與を惜まなかつた教祖の趣旨に叶ふものであらうか、此の意味から現在の天理教は、教祖の衣鉢を襲ぐことを忘れ、宗教的立場より離れて、興業的に脱線するものこそ謂はれても致方はあるまい。

(イ) 土地建物會社か

然り而して誅求によりて得たるものは、本部の建造物の建築や、其の敷地の買収に、大部分を費され、歳々年々、本部の建物や、土地が増加しつ、ある一方で、第三者から見ると、餘計な御節介乍ら、天理教は、其の信徒の財産を徵發して、本部の土地建物に換へることを、其の業務と心得て居るが如く、其終局の目的奈邊にあるやを知らざるも、何時でも、土地建物會社を建設するに足るべき、準備を有して居ると嘖つて居る者もある位である。

(ロ) 何時も春風吹く本部

尤も聞く所によれば、天理教祖の理想は、天理教を世界的宗教とするにあるので、此趣旨に出でて、少くも本部を中心として、八町四面の敷地を有し、之に多数の信徒參拜の設備、其他の爲に、必要なる建造物の建設をなさんとするものにして、着々現に其擴大を計畫しつつあるに由ること話で、然かも本部に於ては一定年限の計畫の下に豫算を組み、之に基きて實現を期すること

である。

之を聴けば、成る程首肯さる、一面、今日の如き非常時經濟の折柄、上下
擧て苦しんで居る場合でも、彼等信者は、他の事は兎に角、教會に對する献金
に付ては、如何なる無理を敢てしても、之を懈らぬのである。否懈る時は喧
しく強制せられて、據なく應じて居るのであるこのことで、税金は滞納があつ
ても、献金には滞納を見ない爲に、本部の豫算には狂ひがないこの事で、此所
計りは、此經濟難關に拘らず、恩給取や月給取と同様、收入減の嘆聲を發する
必要なく、何時も春風駘蕩、世は太平を謳歌し得るのである。

然し之を以て強ち悪いとは非難しないのである。何となれば元來が信仰關係に基く献金であるからで
ある。元來人間には、如何なる人にも、道樂即趣味があるので、此趣味道樂は、人間の五体を養ふ
に必要な營養物と同様、若し以上に必要なものがある。之が爲には、時間も、努力も、金錢をも費
して厭はぬのである。即人間は只自己の職業や、職務に従事して居れば、満足の出來ると云ふもので
ない。是は人間の人間味ある所以で、趣味性の然らしむる所である。尤も特別の人、即例外的には
自己の職業、又は職務其のものを、自己の趣味性と、全然合致せしめて居る者のない譯でも無いが、之

は殆ど稀なる例外である。又其職務、又は職業に對しては、非常な努力勤勉で、時間の觀念も正確であ
る人が、其趣味に對しては、耽溺且時間觀念などは、全然著に近いものもある。先代の安田善次郎翁な
どが方に通例である。人も知る勤儉努力一代の翁をなした人傑だけに、行を慎み、慾に克ち、躬行實
踐の人であつて、酒も好きであつたが、晩酌をやると、ついつい、其量を増し易いので、翁は定量を二
合に達するや、復た定量に引下げて、克己心の強さを示し、流石は安田翁だと思はしめたが、翁は固
所が、翁に取つては、他に此程楽しい趣味は無かつた様である。尤も翁も、書も、相當にやつたもので
「勤儉」の二書類や、大黒像の書櫃などは、安田關係の職員達の家庭では、有難がつて大切にしたもの
だが、翁の有せし趣味の中では、圍碁に優るものがなかつたらしく、圍碁を始めると、全然あの謹嚴正
確其ものの如き人が、全く二重人格かと思はれる程だらしが無くなる、打出すと、夜を徹しても辭せな
い。否時間觀念が麻痺するので、お相手を命せられた安田銀行員達は、實に閉口したものだ、殊に翁
に随行出張した場合、旅館では夕食後必然の行事として、圍碁が始まる、尤も隨行者に其心得なき時は
殊に出張先で、お相手を物色して置いて、翁の需に應ずることに準備が出来て居る。支店長達は、結
局むづかしい話を聞いて、氣苦勞するより、碁をうつて貰つて居る方が都合もよいので、お相手を豫

め獲得して置く、處が行員連も、白羽の矢が當ると、閉口するが、一面非難は憎くさも憎しなつかし
で、兎も角御相手の副産的利益として、翁の認識を辱ふする譯で、痛し痒しで辛抱したものである
左様な譯で、如何なる人にも趣味はある。故に信仰も、一種の心靈的趣味と、見做し得ない譯でもな
い。だから其信仰の爲に、何程献金をしようと、他から彼是れ批判の限りではない。

然し普通一般の場合に於ける趣味に對して拂ふ所の犠牲は、歡んで、躊躇な
く、享樂的に之を費すのであるが、天理教信者の献金に於ては、大部分は苦ん
で、據なく、義務的に支出するので、其點に於ては、兩者趣を異にするのみな
らず、趣味に費したる犠牲は、今後の活動に對する動力ともなり、又は動力發
生に必要な「ガソリン」にもなるが、天理教信者の大部分が、支拂つた献金
の犠牲は、今後の活動上の不活潑、若は障を齎す結果、怨嗟を生ずるに至るな
きを保し難い。只だ殉教的精神に鞭打たれて、僅に之を忍ぶのみである。

(ハ) 本部では分かるまい

然し此間の消息は、或は本部の幹部達は知らぬかも知れない。何となれば、
教會、支教會、又は宣敎所の理事者等は、本部よりの献金割當に基き、自己管

下の信者に献金を求めて、本部よりの割當額に達せしむべく、有ゆる努力奮闘
を試みて、如何にしても、其割當額に對する辻褄を合はせる必要上、信者に無

理を強ひて、機會を捉へて、「心定めが第一じゃ」とか、「貨物借物の理」を悪用
し、唯だ献金割當額に、到達を目標として、吸々たることは、保険の外交員が
割當募集額を目標として、保険加入を勧誘すること、全然同一様式である。其間
信者の痛苦は、眼中に置く余裕がないのである。又献金割當額の徴收成績如何
は、直に教會以下宣敎所等理事者の成績となり、本部の眼鏡に映るのだから、
此等理事者は、本部の覺の悪からざることに、自己成績の手腕を誇らんが爲
に、決して其管下信者の苦痛などは、本部の耳に入れない様に力めるのである。

(ニ) 年中行事

然かも献金割當は、本部分中の行事であり、割當額の蒐集は、教會以下宣敎
所等の不斷の勞務である。否寧ろ教務の大部分を占領するものである。故に第
三者は、天理教は何時にても、土地建物會社を建設するに足るの準備を有すこ

言へるも、自分は天理教本部は、天理教を驅りて、保險會社に改造せんとするものに非ずやと謂はんのみ。

自分は好て斯かる惡まれ口を叩く必要はないが、其目的の如何を問はず、年中行事の誅求行爲は、決して教祖の教旨本義に、合致するものに非ざるを信ずるものである。教祖は己を空して人に施し、人の欲する所與へざるなきを憾む程、施與を好んだ人だと言及んで居る。假に教祖の理想が、八町四面の敷地と之に相應する建造物を、世界的宗教として、宣傳上必要としたりとするも、尙且出來得る限、其目的達成を急ぎたりとするも、斯は是れ理想にして、天理教本部の幹部等に對する指導方針、又は鞭撻の趣旨に外ならず。且教祖は無理を力めて避くることを、其教義中に戒めて居るのである。即ち自然の情勢に任せ、不斷の努力を拂ふと云ふにあつたのではあるまいか。然るに今日の現状は前叙の次第である。果て本部が知らぬのであるとしたならば、最高幹部等の不用意に歸するもので、宗教に執はる者として、余りに迂愚と謂はねばならない

知つて之を省察せざるものとすれば、其不都合や許す可からざるものである。

孟子曰はすや、是故明君制民之產。必使仰足以事父母。俯足以畜妻子。樂歲終身飽。凶年免於死亡。然後驅而之善。故民之從也輕。今也制民之產。仰不足以事父母。俯不足以畜妻子。樂歲終身苦。凶年不免於死亡。此惟救死而恐不贖。奚暇治禮義哉。故に明君は取立を爲すにも、父母妻子を養ふことが出来、豊年ならば一生樂に暮らせ、不作でも餓死することもないから、正しき道を遁むことが出来る、今日は豊年の時でも、一生苦み不作の時、餓死を免れない。此れでは死な無い様にと其れのみ苦勞する故に、禮儀を學ぶ暇がない。

眞に其の通りで如何に信者が殉教的精神に富むと雖、誅求極りなければ、終に其信仰より離るゝの己む無きに至ることも亦當然である。

本部の幹部者の知るに知らざるを問はず、此點は大に猛省を要する所であつて結局幹部者が余りに功を收むるに急なるが爲に、深く察せざるに由るのであるまいか、若斯くの如くんば、宋人其苗の長せざるを聞ひて之を掘ぐと同く稿死せざるを冀ふも亦能はざるもので、結局宣教上の退嬰を見ざるを得ぬことと思ふ。

以是觀之、今の天理教なるものは、教祖の教義本領の精神を祖述するものに非ずして、單に其形體を保持するに過ぎず。然かも一步を誤らんか、折角の教祖教義を誤解せしむるに至るかも知れ無い。故に曰く、現在の天理教なるものは、決して教祖の衣鉢を襲ぐものに非ず、但門外漢の觀察であるから、其當否を別とし、幸に他山の石とせん事を望むのである。

第九 寧ろ奚ぞ祀らざる

本部の幹部も、心の中では、甚だ苦に病んで居り、信者も亦立派な教祖殿を見るにつけ、知つて居る者は胸を痛め、半信半疑の者は噂の御木像に思ひ惱んで居るのだから、近く二大祭典を舉行する筈の今日、祀らぬは益々罪の深いことである。従來の行懸りや、理屈は抜にして、天理教自体の向上發展を、此の二大祭典を契機に考へても居る場合にて、速かに其實在を肯定して、御祀する段取りに運ぶことである。彼是に形式的の問題に、頭を費す暇に、先づ御木像

を御祀することだ。是が信徒の信を繋ぎ、殉教精神を保持し、併せて教祖並に信者に對する幹部の贖罪ともなる筈だ。

(イ) 免罪符を發行した法王

天理教の信者が殉教的精神に富めるは、固より教祖を思慕崇敬するの念厚きに由るや論なき所なるが、現在誅求の苦を忍び、猶其殉教精神を持続しつゝある所以のものは、天理教幹部並に教會等の理事者が、比較的身を持するに力め浮華輕佻奢侈淫蕩の風聞少きが爲に一上は神や一の教義を畏みて、兎も角も表面的には、鳴りを静めて居るのであらう。若し夫れ今日の佛教の僧侶の如くであつたならば、其殉教精神が強き丈反動的に、如何なる「シヨツク」を來たすやも知れない。且つ信者の「ボケツト」は盡くるなきの泉ではない。而本部の献金割當に基く教會以下の理事者の献金蒐集は、盡くる所を知らない。如何に熱心なる信者でも、背に腹は代へられぬ羽目に陥るは當然である。如何に理事者等が貨物借物の理を説いても、何時迄も御尤では行けなくなる。否自己防衛

上警戒を加ふるに至るであらふ。さすれば本部の財用が不足を來たすに至るも亦當然である。此不足はさうしても、政黨者が其黨員其他に、利益交換で覺むる如く、其信者に之を覺むるの外はないのである。茲に腐敗情落が生ずるのも當然である。殷鑑遠からず、佛敎では其財用を得んが爲に、信者に役名を與へて、喜捨せしめなごして、自ら墮落に導き、終には今日の如く信を信徒に失つたのである。唯だに佛敎のみにあらず、基督教に於ても、其例がある。

乃ち法王ノオ十世の時、財用不足の爲め、歴史上著名なる免罪符「インデルヂェニス」を發行したる事がある。申す迄もなく、羅馬法王の權力は、當時殆んど絶對的のものであつた。歐洲の帝王は、政治的にも、宗教的にも、法王に對して頭が擡らなかつたものである。法王の怒に觸れて、塞校既足の儘で、雪中に立縛けて院を入れた獨王ヘンリー四世もある位であつたが、豫て著敎の腐敗を察して、羅馬の屋根瓦は總て惡魔に見へると叫んで居つた「ルーテル」が、此免罪符の發行に憤慨し、學僧「エック」との立會演説に於て、法王と雖、言行に一致し、能はず、但し聖書の本文のみは正當であると述べに至つた。此の「ルーテル」の言論に對し、獨帝「チャールズ」五世は、異説なりとして、之が取消を要求したが、彼「ルーテル」は「余は斷じて取消すものにあらず、余の説を以て、誤れりとするも

のあらば、宜しく聖書によりて之を立証せよ。自分は良心を有す。敢て自己の良心に背いて、自説を變改する事は出來ない。嗚々神よ自分は此見地を護り、此れ以外になすべきものを知らない。神よ助け給へアーメン」と、胸を叩いて絶叫したと云ふ事であるが、此が動機となつて、終に宗教改革に導いたと謂ふのは、當然の順序である。

大体天理敎は、立敎僅に百年足らずで、今日の隆盛を見て居る基督教は。立敎後三百年も經て、漸く頭を擡げるに至つた。我國に入りしは、信長時代なりしも、數百年後漸く今日の勢力を張るに至りたるに過ぎない。佛敎に於ては、渡來の當初より、争て天皇皇后の歸依せらるゝあり、當時の爲政者、權勢家も亦之を信奉し、頗る恵まれたる情勢にありしも、奈良朝時代聖武天皇の頃に至る迄、尙百七拾有余年の歲月を閱して居る。然るに天理敎は、僅かに無名の一老嫗の唱導にかかり、然かも神道別派として認許を受くるに至る迄、最初より多少の苦闘を續けたるにせよ、異常の發展を來たし、寧ろ早熟の憾なきか、孟子に、五穀者種之美者也。苟爲不熟不如。蕪稗夫仁亦在乎熟之而已矣。
(五穀は種のうるはしきものなるが、良く熟せねば、稗や蕪にも劣る。仁も亦よく熟せねば駄目だ)こ

あり味ふべきに非ずや。畢竟天理教の早熟は、佛敎の如き多數の宗派なく、僅に他に、事實一門一家の宗教たる天倫敎の存在あるに過ぎざるが爲に、何等の壓迫妨碍を蒙る事無く、然かも信者の殉教的精神の犠牲に恵まれ、温室の生育を遂げたるによるものと謂べきも、此れは決して天理敎其自身の幸福では無い。謂ゆる敵國外患無き者は國恒に亡ぶ。憂患に生きて安樂に死するを知ることは、誠に至言であつて豈戒めざる可けんやである。」

此は兎も角、天理敎は余りに順調の發達を遂げた爲に、省察を施すの機會なく、漠然經過し來たれるも、此際深く内省し、雨降らざるに腐戸を網糵して、信者の捧ぐる殉教的精神に酬ゆる覺悟と準備を怠らざる事を望むもので、斯くてこそ信者の天理敎本部に對する信を繋ぐ事が出來よう。信者さへ其信を繋いで居れば、其殉教的精神は更に燃へ盛りて、更始一新、敎祖の敎義茲に昭々乎として明かに、内は以て信徒の懣悦を求め、外は以て世界的宗教への進出に志す事が出來るであらう。又快ならずやと思ふ。

此の見地よりして、現在の天理敎に對し、最も先に且つ最も重要なものとして特に覺めざるを得ざるものがある。何ぞや、曰く、奚ぞ祀らざるやの点である。然らば其祀るべしと云ふもの、果して何を指すか、曰く、他なし。天理敎祖像是なりである。

(ロ) 私の心のある處じや

敎祖は其木像の出來上りし時、「此姿のある所は私の心のある處やで」と言ひ又病篤く終に再び起たざるを知るや、「私の無き後は私と思ふてお呉れ」と、附け加へたとの事である。斯る事實の眞否に付ては、自分は知る由もないが、中井氏との間に、紛争を生じたる敎祖像が、製作されたる動機を願する時は、其像に對し、特に説明を與へずとも、又は身後の吾と見るべしとの申渡なくとも、其子孫又は信者は勿論、苟も敎祖を事實中心とせる天理敎の幹部等は、當然此心得を持して、大切に祀るべきである。先般竣工を告げたる敎祖殿に、祀らるべき何ものよりも、率先して祀るべきである。然し現在は何せん本部手許に

保有せられて居らぬ事は、遺憾に思ふ。然かも此の教祖殿には、三百萬圓の巨資が投ぜられたに見れば、他日の機會に教祖像を祀らん事を庶幾して、遠きを行くは必ず遲き自りす。又高きに登るは必ず卑き自りすとの考慮に、出づると思はれぬでも無い。然し別項所掲の如く、天理教本部が、錦生支教會の放言を黙過し去れる事を思ふ時に、其心意を疑はざるを得ぬのである。何となれば、苟も教祖の木像問題である。管長の肉親に關係の問題である。況や彼等の教祖に關係の重大問題である。若しも同支教會の發表が、粗漏杜撰であつたならば、何とする。眞に申譯のない次第である。番に申譯なしでは濟まぬ問題である。同支教會管下の信徒は更なり、一般信徒に對しても、何の辭か能く謝せんやである。故に同支教會が、斯かる發表をなすに當りては、物の順序上、且被監督者たる同支教會の立場上、上級教會たる敷島分教會を経由して、教會本部の差圖を仰ぐべきものである事は、曩に教祖像として、全支教會より敷島分教會を経て、本部に差出せし同一順序手續に出で、本部承認の下に、錦生支教會が

宣言をなすに至りしは、推理上當然歸着する所である。故に表面は、全支教會の宣言であるが、裏面は、本部自身の宣言と見るが相當であらう、仮に然らずとも、全支教會の放言に任かせて、顧みざるに徴し、少くも本部も亦、同支教會の意見と全一見解を有するものと、見ざるを得ざる結果、教祖像に非らずとして、之を將來に於ても亦、祀らざるの考なるべしと思惟されるのである。然し單に表面の事實を以て、直に決定を下すは早計淺慮と云はねばならない。何となれば、既に當時法廷の問題となり、新聞に迄掲げられた問題である。然かも事苟も教祖尊像關係の問題である。今仮に數百歩を譲りて、似ても似付かぬ然かも異性の木像なりしにせよ、之を中井氏に返還するに至りし以上、何故之が轉末を、明に本部自ら其信者に告げて、誤解なきを期せざりしか、漸く其後數年を経過したる時、忽如前記支教會の前記宣言を見るに至りしが、何故其際遅れ馳せ乍らも、全支教會の名によらず、本部自身の名を以て、之が宣言をなさずして、かかる重大問題に對し、一支教會の宣言に委ね、之を顧みざりし

か、既に事件發生當時に、本部自身宣言をなさざりしが爲に、信者中誤解を抱き、誘惑さるものあるを慮れて、全支教會が敢て宣言の必要を見たる際だ云ふのだから、尙更信者に對し、本部自ら進んで宣言すべく、且木像返還當時別に宣言をなさざりし譯をも書き添へて、根本的に疑惑を拂拭すべきである。然るに此事なかりしは遺憾である。若し順序を誤て、同支教會自ら之が宣言をなすに至りしもの仮定しても、續て其宣言を裏書する意味に於ても、且本部並に下級教會の監督規律の關係上は勿論、問題の重大性に顧み、必ずや本部自身も亦、一言なからざるべき筋合である。然るに終に此所に出て、今日迄二回も、宣言の適當なる機會ありしに拘らず、徒に一支教會の宣言に委して顧みず、風馬牛不關焉の態度に出づるもの、果して何の意ぞや。此の点を閉却しては、俱に教祖像の問題を語るに足らざるものである。此所迄説き來れば、讀者の大部分は、最早進で蛇足の辯を聴く迄の必要もなく、教祖像關係は判明したと叫ぶであらう。然し讀者の何人もが、著者の説く所を肯定するに至るべき事

を望んで、敢て數言を費す事とする。

(ハ) 若し偽物ならば何故表立ちて本部自ら教祖像を否認せざるか

即事件が法廷の問題となりし直後に、何等かの宣言をなすは、中井氏の反感や、世間の話題を繁からしめ、信徒の疑惑を擴大し、自ら墓穴に導くを懼れたるによるとするも、其後數年一支教會の宣言を見、尙且黙過し、一言の之に及ぶなきは、甚だ物足りぬ次第乍ら、本部としては、最早中井氏方面も左様騒ぐまい、然かも奇り々々信者の疑惑を耳にし、打棄て難く、去りて改て本部自身宣言をなす時は、何故最初問題の當時、宣言を敢てせざりしかに付、更に疑惑を増大するを以て、本部としては歯牙にかけらるに足らざる問題なりとして、何處迄も押通すの優れるに如かず、然し錦生支教會としては、假令論ずるの價値なき些事なりと雖、事奇も教祖像の問題にかかり、然かも同支教會より經由本部に提供の關係上、本部に對する申譯的の意味をも含ましめて、宣言するが

本部は絶対沈黙して、信者並に外部に對しても、成程本部は何等齒牙に懸けて居らぬ事を思はしめ、本部にして既に然りである。して見れば、畢竟中井氏の打つた芝居に過ぎないのであらう、こゝ、信者をして自ら心を安んぜしめんと圖りたる、本部以下の實は苦肉の一大演劇であつたのである。尙一言附加して置くが、絶対に本部が沈黙を續くる所以の最も大なる理由は、將來は是非共、或機會には再び取戻して、御祀をしなければ相濟ま無いからである。恐らく腹の中では、一支教會の宣言は全然反對に、身を切るような思で、恐縮しきつて居る事を推測するので、本部幹部等の意中を解剖したならば、恐らく下の如くであることを、著者は信するのである。

(三) 本部幹部の意中を解剖せば

彼等は謂ふ、我等幹部の者は、夢寐にも教祖像を忘るゝ程未だ盲碌はして居らない。否其處どころではない。教祖の御靈は常に洋々乎として、我等の上に在すかと思へば、又我等の左右に在ますと云つた様な譯で、其御靈は四六時中

隨時我等の前に格たせらるるのであるから、忘るる暇はないのである。

夢に周公を見ざる事久しと嘆いた孔子よりも、我等は遙に恵れて居ると全時に教祖像の事は念頭より離れたる事は無いのである。然るに據無きに出でて、仮りに今日迄、御木像否認の罪を犯し、尙其過を改むる事能はざるのみならず又從て之が辯解の辞をなすを悲むものである。教祖殿は立派に出来上つたが、之は形の上の孝行であつて、決して教祖の志を養ふと謂ふべき眞の孝行ではない。鳥獸でも親を養ふ事は知つて居る。教まはずば、人間と鳥獸との間の孝行の區別は何處にあるか、鳥でも親鳥の爲に、其巢位は造るであらう、如何程教祖殿を立派に造り上げて、大切の教祖の御木像がなくては何かせん、處が其御木像は、悲しい事にも人手に渡つて居る。取戻したいは山々であるが、今信者達に騒がれては、取戻の爲に莫大の金員もかかり、且つ取戻の上にも面倒を加ふるので、遺憾乍ら涙を呑んで、信者諸君に對しても、あの御木像は似ても似つかぬ男性の木像じゃと虚言を言つて、知らぬ顔の半兵衛をさめ込んで居る胸の

苦しきは、如何様であらう、さう云ふ次第で、實は中井氏の手に、御木像を其儘に渡しきりて、恰かも忘れた様に打棄ててあるが、此れでは決して教祖を敬まつて居ることは申せない譯である。上古未だ葬る事を知らなかつた當時、親が死んだので、其の子が之を谿に棄てた、後に之を視るに、狐狸蠅蚋の囓食に委されて居り、子の情として之を視るに忍びず、早速走り歸りて、藁裡を携出し之を裏返しにして親の屍体を掩ふたこの事であるが、似ても似つかぬ異性の木像だとして、之を排斥して打棄て、ごんな祀りをして居るか知れない中井氏の方へ置きざりにして居るのは、狐狸に食はれたり、蠅蚋につつかれて居る親の屍体を視乍ら、眼をつむつて知らぬ顔をして居るご全様であつて、藁裡を反へして之を掩ふ丈の人情味さへも、解せぬものご謂はれても致方が無い。別段痛もなく、用を足すに差支なくとも、指が屈して信びないごすれば、秦楚を遠しごせずして、名醫の許に走るのが人情だが、目ご鼻先の處にある教祖像は之を顧みようごもしないご謂はれても、申譯の言葉が無い。雞や犬が何處かへ行つ

て見へなくなるご、大騒ぎをするが、大切な心が何處かへ放れて、飛んで行くて居つても、之を尋ね求めんごする者は少ないご全様、我々に此の上もなき大親の爲には敵履の如く、天下を棄つる大舜に比ぶべくもないが、親を棄つる事敵履の如きものがあるご罵られても致し方がない。教祖像を中井氏の手に委棄して置いて、何の教祖殿であるか、果して誰をか祀らんごするのであるか、中井氏の手許で、心ならずも、一門一家の天倫教に、寂しく祀られて居らるるごは、立派な宗器を陳ね、時食を薦めて、其靈を安んずる所以のものではない。定めて心寂しく思召す事であらう、罷役の孔子が病氣の時、其弟子の子路が、孔子勤役の時を偲ひて、氣の毒に考へ、世間の体裁上、子路の自辨で看護人を附けた所、孔子が病いくらか癒へて、之を氣附いたので、子路に向て、お前は久しい間詐を行つて居つた、自分には今日下僕がない、然るに有る様に装ふて居る、自分は誰れを欺かんごして居るのか、自分か下僕を使つていない事は、

誰でも知つて居るではないか、して見ると自分をして天を欺かしめんとするか、且つ自分は自分の本當の召使に非ざる、其下僕の手に残なんよりは、寧ろお前達二三子の手で、看護を受けて死する事を悦ぶと謂つた事があるが、孔子の心持を推測すに付けても、教祖は定て自分等の手で、一刻も早く其木像を祀つて貰ひたいと思つて居らるるであらう、そのみならず教祖の心は、一体お前達は誰を祀らんとて、左様な巨額の費用を投じて教祖殿を建築したのか、費額三百萬圓と聞くさへ世人は驚いて居る、事實は二千萬圓近くも支出して居るではないか、尙更勿体ない事である。此れも信者の膏血の結晶である。仮設ひ自分が本部の手に祀られて、教祖殿に据はるにした所が、斯かる贅澤な物は入用じやない。殊に自分は今も三十年來、依然として中井氏のかかり人じやないか、世間の体裁をつくる爲には、余りに無用法外の散財だ。子路が自辨でつけた看護人を視てさへ、孔子は吾をして天を欺かしめんとするか、寧ろ汝等二三子の手に死せんと謂つたじやないか、自分は天理教の教祖として、孔子の率ひ

一三六
た門弟子に幾萬倍する信徒を有して居るが、斯かる無駄の散財をして、自分をして信徒大衆を欺かしめんとするのか、お前達が小節に拘泥する爲め、自分は三十年來禁錮同様の浮目を見て居るが、此は中井の我慾の爲め許りではない其れは尙忍ぶべしであるが、信徒大衆に接觸したい自分の臨終の頼みをも反古にして、此等の愛すべき信徒を、何時迄欺かんとするのか、自分が信徒大衆の許に祀られんと欲するは、孔子が其弟子の手に死なんと思つたよりも、切なる望であると思つて居らるるだらう、こ、そぞろ冷汗の腋下に流るるを覺へて、恐懼と謝罪の外はない。」との、無聲の懺悔が、著者の心耳に響くのである。本部幹部等の心持は、他日早晚明白の事實として顯はるる事を疑はない。然し只だ今日迄の如く、手を束れて居るのでは、漠然時機の到来を待つ事となるので、それでは眞に親の心子知らずである。「心定めが第一じや」この教祖の一貫透徹せる教旨を猛省して、赤子の心を保せんとするが如き心持を以て、如何にして早く之を取戻す事が出来るかに付て、研究すべきである。然らば中らず

と雖、遠らざる解決策に導く事を信ずるものである。若し徒に時機の到来に任せて、相變らず何等無計畫無方針に経過すれば、瞞過し得たりとせる幹部、其他の考を裏切つて、信者の疑惑は益深く、培養成育せしめられ、本部に對する信頼は終に失墜して、天理教其自身に對して、信仰上重大問題を惹起せざれば幸である。信の重んずべきは、生命よりも大なるものがある。生命は最も人の大切にす所なるも、人間は必ず一度は死を免れぬが、信は絶対的之を捨つるを許されないものである。故に「必不得已而去於斯二者。何先。曰去食。自古皆有死。民無信不立」(どうしても此の二つの中で、一つを取りのけなければならぬ場合は、食物をすてしまへ。昔から誰れでも一度は死を免れない、人民にとりては、信賴する所がなかつたら、一日も立つてゆく事が出来ない。)と云ひ、又「桀紂之失天下也。失其民也。失其民者失其心也。」(暴君が天下を失ふのは、其人民を失ふが爲めである。人民を失ふと云ふのは、人民の信賴する心を失ふと謂ふ事である。)と云ひて、信義即誠の失ふべからざる事、信先づ之を失ふて、而民心を失ふべく、將に以て天下を失ふに至る、

孟子は教へて居る。自分等より見れば、現在の天理教なるものは、財を以て身を發せず、身を以て財を發するかに見ゆる程、金を一番大事に考へ、金さへ取ればの遺り方で、誅求之れを力めて居る。天理教の爲に計れば、今の幹部は聚歛の臣である。寧ろ本部より掠める盜臣あらしめんである。尙信者に最も大切なるものは、信仰上の信其ものである。之をも久しく失はしめつつあるが、信者は誅求の結果、食を失ふて死するも、信仰上の信に生きる事が出来たならば之を悔ないかも知れんが、食を失ひ、信をも失ふに至りては、信者は何處に立つ瀬があらう、斯くては終に信者の心をも失ひて、天理教自身も亦、其天下を失ふに至る事、恰も桀紂が天下を失ひしご全様の羽目になりはしまいか。

(ホ)

殊に信者等は永く教祖の徳を偲び、思慕崇敬を禁ぜざるものである。然かも今日教祖の面影を知るものは極て少数者であらう、大多數の信者は、夕に其面影を拜する事を得ば、旦に死するも悔なきものであらう、此は人の情である。

否信仰上に於ては更に思慕崇敬の甚しきものがある筈である。今日信者の殉教精神は、決して本部誅求の訓練であるべき道理はない、只だ教祖の高徳を思慕崇敬するの甚しき、其管理人たる本部の誅求を、眼をもちて僅に忍ぶに過ぎないのである。然るに今の本部なるものは、かかる可憐純眞の信者より、其食を奪ひ、併て其信をも失はしめんとして居る。否失ひつつある。蓋そ其不仁の甚しき、天下又其類を見ざるものである。教祖の志に反する事も亦太だしく、決して教祖を祖述する所以でない。然かも御木像を取戻して信者の渴仰を醫するに付、尙時の経過を待つより道なしと眺めて居るのは、果て何の心ぞや。時が必然的解決する事を考ふるものは、自己の努力を用ひないものである。勸業債券の三千圓に當籤せん事を望むものは、偶然を期待するの最も甚しきものである。然かれども此偶然の期待すら、少くとも一枚の債券を、豫め買取り置くべき多少の努力を要するもので、此の努力さへ拂はずして、其當籤を希ふ者は、種を下さずして收獲を求め、網を入れずして漁獲を欲するものである。種を下

さず、網を入れず、唯り誅求を慾にして鮪く事を知らず、益々信を失ふて、徒に時の到るを俟つ、愚も亦及ぶ可からずである。

然かれども「他人有心、予忖度之」と云ふ譯でもないが、幹部の眞意は斯の如く愚なるものではないと推察するものである。此の故に、既に立教百年祭教祖五十年祭を機會に、他日を期して祀るべく、巨費を惜まず教祖殿を立派に建てたに徴しても、其志は窺はれるのである。然し物有本末、事有終始、先后する所を知らねばならない。其本乱而未治者否らずである。先づ問題の御木像たる事を、信者に知らしむる事が第一根本である。即ち之を祀るの心あるべきを先づ明にすべきである。斯くすれば、祀るに當りての障碍は、自ら除かる、ものご信する。若し斯の如くならば、未だ祀らずと雖、之を祀れりと謂ふも可なりである。本部が時機を待つに非ざれば能はずと考へて居る障壁は、事實其れ程之を壊倒すべく困難でないのである。能く事物自然の理を窮はめ、其知を盡くさば、必ず豁然貫通し、一大癌腫と考へられたりし障碍も、一夜造りの紙

張りの城壁であつたことが判かるに至るかも知れない、未だ事物の表裏精粗を知ることを力めず、徒に能はざるなりとして之を放擲するものであるので無からうか、決して大山を挾んで北海を越ゆるが如き六づかしいものではなく、明を用ひず力を用ひざるが爲に左様に思はるゝのであつて、長者の爲に枝を折る者か、人に語つて之を能くせずと謂ふの類に似かくはなからうか、此れは能くせざるに非ずして、無精をして、手を差伸べて枝の所迄持つて行かぬが爲めである。然し乍ら今日迄黙殺を續けて居る問題である。今俄に己を直ふして、御木像は教祖像に相違ない、正しき發表をなさんは、本部の体面如何にも苦痛である。否かかる苦痛は忍ぶべきである。去れども却て、徒に他人の繼續的保有を永引かしむるを懼るるのであらうが、著者を以てすれば、左様な心配はないと思ふのである。先年中井邸に、社殿を造りて教祖像を祀りたる時に、天倫教の信者ならざる天理教の信徒が、其子を預言して中井の邸前に群集跪坐したのである。今日本部が中井氏保有の御木像を、教祖像なりと發表したらんには

其こそ大變な勢で、信徒が天倫教の中井氏方面に流れ込むであらうなごと、之を嫉み之を憂ふるの必要はない。宗教は興業でない以上、入場者否信者の多寡は問題ではない。然れども親の爲には、天下の大をも、簡単に棄て厭はざるもの、舜の如きを求むるは、求むる方が寧ろ無理かも知れない。入場者否信者の減少を憂ふるならば、之を豫め防ぐの方法は多々益々辯するのである。只だ之を祀るの心定めが第一なのである。今更信者に對する面目を、立場上考慮するなどは女々しき極である。今の本部の幹部は、蠶に耳を掩ふて鈴を攘んだもので、信者が知らぬと思ふて居るのが不明も甚しいので、信者は只だ日月の蝕の如く、何時かは元通りに、圓く明るく更まるを俟つたに拘らず、常闇の情態に陥らんとするを悲しんで、岩戸の扉が開けられるを、今尙萬一の希望として捨てないのである。然かも幹部の過誤も、固より私利私慾の爲ではなかつたことを熟知して居る丈に、仙臺萩の政岡の愁嘆場ぢやないが、金山の干松ならぬ教祖像、一度は必ず歸りますすこもあらうと待焦られて居るのである。幹部が誠

天理教では来る二大祭典は、最も重大なる意義を有する祭典である。天理教の信徒大衆を本位に考へたならば、「わき役」の天理教も、「して役」の不都合を想して、何とか此の二大祭典迄に、持役を勤めて、此を契機に世界飛躍を志せる天理教に、旅券を渡しやるの雅量を見せて貰ひたい。

(イ) 一家一黨の教團

天理教の別派とも見るべき天倫教は、神道十二派中の一なる大成教の直轄下にありて、未だ獨立の存在なきも、十柱の神を主神とし天理教の教祖の教義に基き、十柱の神の畫像、教祖直筆の御筆先二卷、(共に故天理教大教正橋本清の同教出奔の際携へ來りたり云ふ)並教祖木像を、信仰の對象物件とせる教團なるが、同教會は、明治廿九年の認可にかゝり、其教會本部は奈良市中井勝治郎氏邸内にあるものとす、別に分教會又は宣教所の如きものは、未だ設置の運に至らず、全教會の管長は中井勝治郎氏其人である、尙全教會は設立日尙淺く且つ布教宣傳に對する施設計劃の見るべきものなく、一家一黨の宗教たるの觀

を呈し、信者名簿の記載は兎も角、事實上は指を屈するに足らざる極て少數の信者である、隨て教團としての活動も、殆ど見るべきものなく、寧ろ單に前記信仰上の對象物件の保管をなすに過ぎざるものと謂ふも、可なりと信するのである。

天倫教が宗教教團として、一向其活力を有せざる斯の如く甚しき大原因に付ては、事實上天理教の教義を教義とし、何等天理教と區別すべき教理上何物をも有せざるが爲に、既に天理教信者たるものは、之に奔りて其教義を聽く要なく、新に天理教を信奉せんとする者は、既に宗教として獨立の存在を有せる天理教の教會に道を聽けば足る可く、隨つて天倫教に來りて教義を聽かんとする者無く、爲に之が施設さへなすを必要とせず、終始一貫一家一黨の信者によりて信奉を續け、一家一黨以外更に信者の増加を來さざるの情勢にして、萬年一家一黨宗教たるの奇觀を呈するものである。

(ロ) 結局現狀維持

尤も曩に天倫教奉養會なるものを、大阪市に組織し、會員を蒐め、以て斯教の發展を計劃せしことあり、四國邊の地方銀行頭取にして、本願寺問題當時、句佛師復活の爲に黒幕の一人として活躍を試みたる石田某の賛助により、攝州伊丹の近郊、現在の綠ヶ丘土地株式會社所有地を包含せる廣大なる地區を敷地として、茲に天倫教會本部設置の計劃を立て、石田の出捐により、全敷地買収に付多額の手付金を支出し、盛大なる地鎮祭迄舉行せしも、石田某の前記銀行對責任横領事件突發の爲め、壯圖空しく失敗に歸し、據なく依然現狀維持の情態に在るものごす。

全教會の管長中井氏は、齡古稀を越ゆるも、選擧壯者を凌ぎ、以前京阪神を懸けて俠名を轟かしたる大親分丈に、氣骨稜々、自己の主義主張の前には一歩も譲らず、威武も屈する能はず、富貴も亦淫するに足らず、凜乎たる氣概を有し、流石は當時の油勝式を墨守するが、一面多情多恨、慈悲善根深く、孤獨を憐み、鰥寡を劬はり、義の爲には死を思はず、況や財をや。既にして曩に、不

審議の黄縁により、天理教祖像が自己手許に保有さるゝに至り、總て橋本某の齋せし十柱の神の畫像、並に教祖御筆先を併せ有するに及び、不審議極まる奇縁を思ふと共に、橋本某等の衷情清節を偲び、且天理教本部の主義方針が、教祖本義に悖戻するもの甚しとなし、奮然起て、一面教祖教義の眞髓を鼓吹し、世道風教に貢獻し、他面自己往年の生活は、決して精神的には俯仰天地に恥ぢざるも、余りに狂狷に過ぎ、君子の齒せざる所なるを願ひ、頓に道心を發して、懺悔の生活に入らんご志し、北畠治房男並に奈良縣生駒郡の大庄屋たりし上村某の後援援助の下に、自ら奉祀の任に當らんご志し、自己の邸内に社殿を設けたるも、結構の社寺建築法規に違反し、撤去の已むなきに至りしが、更に屈する所なく、素志を持する愈堅く終に現在の天倫教會を組織するに至りたるものごす。

(ハ) 御神輿は少しも動かぬ

然れども同氏の性格並に往年の經歷上、派手好みなるこ、段階的成功を迂遠

なりとして一舉目的の達成を企圖し、前記石田某の賛助を受くるに至る迄に、既に多くの私財を費したが、此方針を以て終始したるが爲め、齟齬支障百出、終に其目的を達し得ざるに拘らず、誘ふに利を以てせる徒輩の爲に乗せられ、散財出費甚しく、産を傾けて尙不足を來たすの已むなきに至つた。隨て法人並に己人對借財の累計は、蓋し恐らく數十萬金を下らざるべしと思はれるのである。殊に前記石田某の過失に歸因すを見るべきも、曩に伊丹郊外天倫教會本部設置費調達の爲め、同人に託したる割引用手形が、同人刑事事件勃發に累され右手形は既に割引済現金交付を受けたるものとして、一錠の受取なきに拘らず返還義務負担の余義なきに至りたる額約十萬金に達する等の不幸に遭遇し、同人手許の關係は頗る窘迫を免れざるに至りたるもの如くである。尤も元來の義侠に因りて、從來他人貸付の金員も亦尠からざるやに聞及ぶも、借主が進で返金せざる以上、敢て返金を求めず。自分も苦しければ人亦苦しかるべし。世間は相身互らやとの觀念の下に捨てて顧みざるの風がある。我欲にのみ捉はれ

て居る人物と看做すのは甚しき認識不足である。

中井氏の苦節を續け、今日尙奮闘を辞せざるは、驚嘆に値するものである。又市井の徒に出でて、衣冠束帯の窮屈を忍び、成否を超越し、七旬に余る齡をも厭はず、素志の達成に努力せるは、其矜恃堅固を見るべきも、既に三十年の久きに亘る努力は、其間有ゆる經驗を体得し、試練に遭遇し、其目的達成の不能、並に目的達成の必要條件も、悉く呑込まれてある筈だが、此等に對する檢討が不十分であるが爲に、お御輿を昇ぐ連中は入り代り立交りするが、結局一步もお御輿は進んで居らぬと云ふ始末である。

中井氏をして教祖像を保有せしめたる松峯某、十柱の神の御神体、並に教祖御筆先を齎らせる橋本某兩人の希望に對しても、中井氏が併て之を祀らざるを得ずと考へたのは一應當然の經緯の如くであるが、天理教本部より見る時は計畫的挑戰とも見做されるので、茲に兩者間溝渠を生ずるのも自然の勢で、天理教方面よりは、教祖像を目して似もつかぬ異性像なりとして、自己教派の勢力

を天倫教派に奪取せらるるを防衛せんご極力否認し來つたのであるが、教祖像こそ全く迷惑千萬の話である。天理教方面で否認すればする程、天倫教方面では飽く迄も之を祀らんごし、中井氏が之を祀らんの熱意は三十年間一日の如くである。處が不幸幾多の支障の爲め、今日尙一家一門教派の觀を呈し、痿靡振はざるご甚しく、大に祀らんごして太だ祀らざるの結果を招きつつあるは、果して何の故ぞや。

(二) 別派の新設に累さるるか

中井氏の計畫が余りに派手好みご、功を急ぐが爲めに然るか否、必しも之が爲めのみにあらず。之を祀るに別派の、天倫教を新設し天倫教の下に之を祀らんごすることが、教祖の意思に反するが爲めご、天倫教名義なるが爲に、天理教信者の之を憚かるに因る。元來天倫教は十柱の神の畫像、御筆先、並に教祖像を祀らんが爲にのみ新設せられたる不必要の教派にして、斯かる別派の新設に自ら累せらるるものご謂ふべきである。何となれば、二教共に教祖を同

くし、最初一方に蒐めし十柱の神の畫像、其他を、他方に移したりと云ふに過ぎざるが故、茲に毫も新しき宗派を特に設くるの必要なく、之を設くれば、理由なく兄弟關係の二派に於て、互に鬭争を事とするの外なく、何等の利益を件はざるを以てなり。故に中井氏としては、別派を設けず。不審議なる資縁に顧み、只だ善良なる管理者の注意を以て、之を護り、之を祀るを以て、其任ご心得ふるに止めたりしを可さす。余りに義氣ご街氣に過ぎ、自己面目上別派名稱の下に、之を祀るに至りたるものなるが、今日より之を見れば、中井氏ご雖、其可ならざる所以を認むるであらうが、行懸上之を改めず。却て之を祀るに支障を招くものに非ざるか、然れども、中井氏の一徹は、敢て自ら省みず。財を投じて惜まず。自ら率て窮乏に陥るも尙屈せず。然れども、自己の私財に任せて祀らんごせし時代は兎も角、既に今日に於ては、祀らんが爲に貢ひたる借財も夥しき金額に達せりと聞及んで居る。然かも此等借財は、祀るに及びて返済すべきを條件とした結果、祀るが爲には、先づ之を決済するを要する痛し痒

しの苦境に陥り、祀るに祀り難き實情である。

齊の宣王は、宗廟の祭に當り、鐘に響ぬる儀式の必要上、今や牽かれ行く牛が、穀糠として罪無く死地に就くを見るに忍びず、羊を以て之に代へしめた所人民は牛を愛みて羊を代用したと考へた。即利益損得の問題から出發したと思つた。何等他人から求むることなく、一片惻隱の心から出發しても、斯く誤解さるのである。然かも一國の王であつて尙且然りである。中井氏が祀らんが爲に、借金の決済を申出ると、借金の有無、並に其原因如何を研究もせず、直に以て教祖像を賣物にして、金錢を貪るものと思惟さるゝのは寔に己むを得ぬことである。爲に折角祀り得べき機會も、此迄度々あつたが、右の次第で話が纏まらずに、流産に了つた實例も少くないのである。

中井氏が天倫敦の下に廣く祀り得ざるは、教祖の悦ばざるが爲か否かは別問題とし、何れにしても、早く信徒大衆と共に、之を祀らなければならぬ譯だが現在の如く、事實上一人一家の宗教の對象物件となし居るのみにては、益々教

祖の趣旨に悖馳するものであらう、教祖は病篤く死を覺悟するに至るや、自分の死後は教祖像を自分と思ひ呉れよとの頼みなりし由なるが、之は言ふ迄もなく、信徒大衆に弘く拜まして呉れよの希望であることは推測に難らぬ。然るに現在中井氏の志にも反して、一人一家の宗派の觀を呈する天倫敦の教祖像として、信徒大衆の參拜に適せしめざるは、教祖の精神に反する計りでなく、天理教信徒大衆の渴仰を空しく抑壓して、顧みざるの不仁である。今日本部が己むを得ずとして教祖像を否認し、教祖並に其信徒に對し、罪過を冒せること何ぞ擇ばんやでやる。

(ホ) 到底六つかしき問題

斯の如く中井氏は、橋本某並松峰某の意思を尊重して、教祖像を祀るの必要上、前叙の如く祀るに付きての甚しき矛盾に陥れるものなるが、中井氏にして必ず飽く迄も、天倫敦の下に之を祀らんせば、此は到底困難の問題である。此の点は中井氏も、今日では大分判かつた様であるが、根本義として、天倫敦

のもてて祀るこの觀念を先づ棄てることである。次に祀るに付ての支障たる債務を決済することであるが、若し之を決済し得ずせば、其債権者等と圖り、祀らざれば決済も不可能なるを告げて、親しく懇談し、俱に之を祀るの方法を講ずべきである。若し之れが出来ないならば、宜しく之を天理教本部に祀らしむべき筈である。中井氏は或は謂ふであらう、強ち、特志者が祀るに付ての出捐をなさずとは限らないと、然れども若し特志者の出現を期待して、終に之を祀り得ざる場合、若は偶然伴にも、かゝる特志者を見出し得たりとするも、既に今日迄數十年間、祀り得べかりし機會をも幾度か逸脱したるに省みて、更に復た將來の偶然を期待せんことは、餘りに淺慮輕率であるまいか、之を是れ考ふることなく、漠然特志者の出現を庶幾せんは、教祖並に天理教信徒に對し益々罪過を重ねるのみに非ずや。祀るを條件として借財せし方面に對しては、説くに誠意を以てし、條件の變改を願ふの己むを得ざる理由を盡くせば、之を理解せざる筈が無いと思ふ。債権者達も亦祀らざれば、終に返済を受くるに困

難であることは、實は十二分に承知して居るのだから、之を祀ると云ふことは自他俱に救ふの道であるまいか、尤も此は中井氏としては、可成り辛く且面目も潰れることであらう。然し一徹自ら用ひたことが、今日の罪過を敢てし、十數萬の財産を傾け盡くし、然かも多額不義理の借財をも生ずるに至つたのであるから、此上我を張り、益々祀らざるの責を加ふるを避くべきである。若し此決心さへ堅むるを得ば、祀るに付ての支障は除去せらるゝ筈である。大体斯かる信仰上重大の問題に對しては、何時迄も自己嗜好昔愆客としての体面に捉はれて、自ら動きの取れぬ自家撞着を知りつゝ、之を改めざるは愚も亦甚しきのみならず、畢竟教祖像の祀を愈々遷延せしむるに至るを如何せんとするか、中井氏たるもの、虚心坦懐一大猛省をなすべきではないか。

(一) 妻女の心も空しく

曩に某電鐵會社と奉祀交渉中、中井氏妻女は、一日も早く信者大衆の渴仰を醫せんと、病中頗る氣を揉み、當時全會社の要求によりて、天理教本部との緊

争關係の証明を求むる爲め、奈良區裁判所に付取調中なりしが、三十年前のことにて、記録が容易に見出せず、(全會社顧問辯護士の方面にても匙を投げたる様の次第にて)一同氣を揉んで居つたが、終に訴訟に非ずして仮處分手續なりしことに氣付き、漸く調べ出し、全裁判所の証明を受くるに至りたるが、此報を耳にしたる妻女は、斯くてこそ教祖像が、始て信徒大衆に仰がれ給ふべしと病を忘れて非常に満足せりこのことなるが、心の緩みか、此の裁判所の証明を得た後僅に二日、終に幽明境を異にするに至つたのである。然るに折角九分九厘迄運びし話も、結局之を祀るが爲に決濟を要すべき前叙債務の爲に累され、復た破談の己むなきに至り、同氏妻女最後の期待さへ之を裏切るの結果となり氣の毒に堪へざるものがある。尤も全會社との奉祀交渉は、最初は中井氏が相變らず天倫教名義の下に、祀るべきことを主張したが、結局天理教祖奉安殿の如き名目の下で、祀ることとしてはこの話も出たのである。茲に中井氏に一言を呈したきは、阪手某、松峯某、乃至橋本某等は、如何なる運命に終りしやで

ある、阪手や松峯も、極て正直律義のものであつたこのことなるが、其子孫さへも離散不遇の境界にあるとのことだ。橋本某に至りては、折角携へて出奔し來りし十柱の神の畫像と御筆先を棄てて、東京に出で、終に晩年甚恵まれなかつたと謂ふに非ずや。黄縁的解釋をなすが如きも、教祖生前奉祀の十柱の神の畫像や教祖の御筆先並に教祖像に關係ある橋本某其他が、一人も不審議に恵まれぬ生涯を送つたことは、考へて見る必要があると思ふ。阪手が不幸の運命に斃れしは、西南の役に出征、名譽の戦死を遂げしものとすも、既に出征に蒞み、生還を期せず、教祖像の祀りを其友松峯に托したりこのことなるが、何故其際本部に之が献納を圖らざりしか、松峯も亦既に一旦之が奉祀を錦生支教會に托したりとすれば、中井氏に負ひたる更生の恩誼に酬ひんが爲めであつたとはいへ、教祖像の讓渡書の中井氏に手交するが如きは、自分の受けたる恩誼に酬ゆるの念に急にして、事實自己の私し得ざるものを以て、恣に謝意を表するの具に供し、亡友阪手の寄託によりて自己が之を預かれるものなるを、全然忘

却するものと謂ふべく、橋本某の行動の如きに至りては、仮令自説の容れられざるにせよ、教祖が崇拜せしむ十柱の神の畫像、並に教祖御筆先を無斷携帶出奔して、教祖像を偶々所有する中井氏に合祀を托するに至つたが如きは、其心意の奈邊にあるを問はず、決して天理教に忠實なるものと謂ふを得ざるべく畢竟中井氏は、全人等の心持を汲みて、本来の義氣と縁縁に顧み、天倫教の下に、十柱の神の畫像、其他を併せ祀らんごせるに至りたるものなるが、著者より之を見る時は、教祖が中井氏を以て、託すべきに足る人物なりと見て、一時的便法に出でて、其散逸を懼れ同人手許に、偶々蒐集せしめたる教祖心靈の作用によるに非ざるか、然るを全氏は、斯の如き天理教に絶対必要、且大切なる信仰上の對象を併有するに至りしは、畢竟教祖の心靈が、自己に之を祀るべきの大任を、降したるものなりと思惟したるこそが、元來大なる過誤に非ずや。既に之を併有するに至りたる際、深く敬虔の心を以て、果してかゝる大任に當るに足るべきや否やを猛省すべきに非ずや。敢て天理教に拮抗して天倫教を設

け、本家は此所じやと言はぬ計りの宣傳行動は、甚だ面白からざるに非ずや。

(ト) 同様の話を耳にした

著者の親友某の家庭に、祖父遺愛の家寶を繞つて同様の挿話がある。其の先考は教養もあり世間的にも立派な紳士であつた。職を司法官に奉じて終始した人である。彼は其嫡長男と生れたのである。彼の祖父は某藩の武士で、祖父は武藝百般に通じ、殊に槍術の名人であつた。父の兄は都合あつて相續せず。父は二男の身を以て、其父の隠居により相續した。然し長兄の立場に全情し、父の歿後に於て、長兄に自己の相續した家屋敷を與へたが、某の祖父在世中は、父が相續した家に、祖父母を始め伯父並に其家族も全居した。父は仕官の身で、任地が轉々するのと、祖父母が在世中の故を以て、家寶は其儘祖父母の手許に置いたものだが、其内祖父母も歿し、伯父も亦死し、父も數年後續いて幽明境を異にするに至つた。尤も父は故郷の家を其長兄に譲つたので、東京に住居を持つたが、殊に長兄の許に置いてある某の祖父遺愛の槍、其他の武器を取寄する積りであつたが、槍は何分嵩張る爲に持運びに不便で、さりとて細からげにして運送屋に托送せしむるは、尙も武士の魂に等しき、殊には祖父秘藏遺愛の家寶に對し、甚しき無禮なりとして、他日適當の機會に、とついつい其儘にしてあつた處、父が歿したので、引渡しを伯父の家族に要求すると、あれは自分の家に久しくあつたものだ。あなたの御父さんは、家屋敷ぐるみ、あなたの祖父の魂であつた槍其他も、自分方に譲ら

れたものである。今頃左様な話はおかしいやないかと謂ふので、事の意外に驚いた某は、辟々として家督相続の意義、父が伯父に對して取りたる兄弟の位やら、父が家督相続に對して考へて居つた信念やら、其家督の取寄に付粗末なき取扱を欲して居つた爲に、父生存中終に果さざりしこと、且つかゝる武家の家督は當然宗家に保存すべき筋合なること、尙彼は祖父から最愛された孫であつたことを説いて、法律的にも、常識的にも、當然自分が保有すべきが順當で、返戻を受くべきものであると、理を盡くして説いたが、伯父の養子は、武勳の舊家であるの故を以て、縁組をなすに至つたものらしく、又此等の家督は彼等が保有し得べくと、眞然と考へたものらしく、今其大切なる家督を引上げられては縁組の根柢が無意義に歸するとでも思つたのであらうか、此家督は必しも自分を相続する者に、相續せしむべしといふ養父の遺言を聞いた者がないから、あなたは本案の相續人だが、此は渡すことが出来ないと謂ふ挨拶であつた。成る程其養子の養父即某の伯父は、相續者であつたには違ひないが、相續ではないが、前記の養子は、其養父たる某の伯父が、相續者たる資格を、以前有したりしことに扱はれて、某が其伯父を相續したるものと考へたのであらう、それは兎も角も、余りに非常識な挨拶に、彼も非常に憤慨し、飽く迄之を争ふ考を持つたのであるが、つまりは血で血を洗ふこととなり、祖先並に祖父や、父伯父を引合にする問題であるのと、子孫なればこそ、槍其他の武器を啞しく嘔き立てるも

の、客観的價值から言へば、二足三文である。爲に之を換價處分する様な愛は更にないと、筋違なるは、兎も角祖父の孫や、其養子が家督として尊重すると云ふのだから、此等の槍其他の武器に別かるるは、本人としては精神上堪へ難く、且家督相續者たる立場の責任上も、誠に相濟まぬことではあるが暫く形勢を視ることにしたとの話だ。

天理教の教祖像問題に筆を執りつゝ、あつた著者は、此話を聞いて、教祖像なごが中井氏の保有に歸した経緯は大分違つて居るが、兎も角一度は眞に本部に於て祀られてあつた此等のものが、法律上などの關係から、據なく今日中井氏の手に渡つてあるとしても、斯かる信仰の對象物である丈に、経緯は別として本部の幹部等は、前記の某と同様遺憾千萬のことであらうと思ふ。尙且某は第三者對關係を考慮する必要がない丈、別に体裁を作る必要はないが、本部は信徒大衆に對する苦しき立場上、其處に自ら無理な小策をも弄するに至つたのであらうが、此は絶対無策の大策であつたことを思ふて、今更乍ら一層遺憾に存するのであると共に、中井氏側も、天理教信徒幹部の思を他所に振舞つて居る

のは、人道上よりするも面白からぬのみか、宗教上信仰の對象物件たる丈に、一倍甚しき罪惡で、良い加減に中井氏方面も、過去の罪障を消滅すべきではないか、去りて天理教本部の幹部等の罪惡を、固より不問にする譯でないことは云ふ迄もない。

(チ) すつかり抜き取られ無理な工事も是非なし

今日中井氏と雖、既に其非を悟つて居るだらうが、天理教本部では此等信仰上大切な對象物全部を奪はれて居るので、據なく必死の覺悟を以て闘争を續け、此等對象物件は、天理教として、必ずしも缺くべからざるものにあらずと云はねば收まらぬことゝなつたが、信者の氣を腐らせない爲め、努めて教祖殿の新設、其他盛に工事を營み、建造物の美觀宏壯に眩惑せしめて、信者の心を此の方面に引付け、遮二無二に押切り來りしも、之が爲に信者に對する苛飲誅求は益々甚しくなり、信者は全く塗炭の苦痛に悶ゆるのみならず、本部が飽く迄も教祖像を否認し居れるが爲に、信者は本部に對して益々不信疑惑を増

し、本部自身も亦此等建造物の宏大美觀の外觀に反比例して、信者から其内幕を見透さるゝの危機に立つものである。

(リ) 寢首を搔かれぬ用心

中井氏側は固より信者と云ふ軍隊の力を殆ど有つて居らないが、何時寢首を搔くかも知れぬ忍術傳授の御巻物を持つて居る。之の御巻物は前記十柱の神の御神体である畫像、や正眞の御筆先、並に教祖像である。之の忍術を以て巧に天理教の本陣に忍び込んだならば、寢首は樂に搔かれるかも知れない。然し乍ら、これ程威力ある術を以てするも、術を用ゆる者が適者でなければならぬ。今日迄三十余年間に、一度たりとも中井氏方面から、天理教本部に對し、謙信が一騎打で信立の肩先に斬付けた程の威力が、何處に發揮されたか、正宗の銘刀も持手によるのである。然か言へば中井氏の手腕を疑ふものゝ如きも然らず人各能不能がある。斯かる忍術使は中井氏には不向で、立入るべき分野でないのである。中井氏は矢張本來の大親分として、當初橋本某が出奔して同人に

頼り来りし時に、本部と橋本某との間を斡旋し、曩に自分手許に保有するに至りし教祖像を添へて、本部へ手渡をなし、仲直りの勞を執り、何處迄も天下の大親分を以て任すべきであつたのではあるまいか。斯く出られては、本部も中井氏の前には頭が上らず、三拜九拜して其徳に服し、悦で之を受けて橋本某も更に東京に奔る必要もなく、本部自身も亦心ならずも、信者の眼を欺かんとして、信者の膏血を絞り、無駄の工事に金錢を費しなごして、今日却て其不信を招き、其疑惑を増して居るが、斯かる憂も起らなかつたであらうと思ふ。

(又) 保存の勞苦を忘るべからず

然れども幸にして中井氏の手許に保有せらるゝことは、其保全上安全を期するに足るものである。殊に三十年に亘る長日月の間、完全之を保有し得たるの勞苦は、天理教史上に忘却すべからざるものである。天理教本部の幹部は、御蔭で信者に對する面目も保有し得るのである。教祖の徳を偲ぶと共に、中井氏の勞苦を感謝せねばならぬのである。中井氏も天理教幹部が教祖像保有の勞

苦を感謝する丈の言行に出でたならば、俠骨稜々橋本其他の爲に出發せし義氣を以て、彼等天理教幹部に應ふべき筈であると思ふ。然れども現在では、雙方が其所迄に碎け合ふ所か、天理教本部では心にもあらず教祖像を否認し居るが爲に、中井氏側よりは悪魔視さるゝと同様に、本部側では中井氏の行動を以て、教祖像を弄ぶものである、甚しきは之を賣物にせんとするものであるとなし已むなく飽く迄も否認して、時機の到るを俟たねばならぬと考へて居ると謂つた有様である。

(ル) 手渡したい考ではあるまいか

中井氏の立場から云へば、本部が恭敬感に中井氏に其勞を謝し、其功に酬ゆべき相當の順序方法を以て湊んだならば、同氏も御護り甲斐あるを悦で、之を手渡したいのではなからうか、然るに本部は、自己自らは言はざるも、部下教會の放言に任かせて、暗黙に教祖像を否認し去らんとして居る。これでは中井氏の腹の虫が納まらぬのも無理ではない。

(チ) 此機會に思案せよ

天理教が大をなすに至れば至る程、其對象物件の全部を保有せざるの傷が、外部に大きく顯はれて来る筈だ。教祖殿の遷座式が此の間行はれて、信者の参列するもの約三五十萬人だつたこのことだが、教祖殿が立派になればなる程、教祖像を祀らんの熱望は、信者は勿論天理教幹部の焦慮であらう、殊に教祖五十年祭立教百年祭も踵を接して迫りつゝあるのではないか、此時機を逸せず、天理教幹部も懺悔して、信者に謝し、教祖に罪を待つべきである。中井氏も亦此機會に、十分解決案を考慮すべきではあるまいか。

第十一 何時にても引渡し得る情態に於て之を祀るも亦可なり

現在天倫教の祀るが如く祀らざるが如き祀り方は、甚だ感服が出来ない。兎も角大に祀り得べき情態に措かねばならない。隨て天倫教下に之を祀ることは

其自身矛盾である。何となれば、

天理教の信者が天倫教信者とならねばならぬからである。若し中井氏手許で祀るごすれば、別段天倫教の肩書を用ひず、天理教祖像として祀ればよいではないか、中井氏自身が管長の肩書を有する關係に天倫教を設くるの必要はないのであるから、意義なき天倫教は、之を廢教とするも可なりではあるまいか。

本來天理教に於て、前記畫像其他を蒐め祀る可きが最も自然に適へるものたるは、何人も之を疑はざるも、現状にては本部の否認によりて、中井氏側は之が引渡を好まず。本部は又中井氏が、天倫教下に之を祀らんとせるが爲に、殊更ら否認の外なしとして、據なく争つて居る。故に中井氏側より、之を否認せる天理教本部に祀る可く受取を望む譯にも行くまい。其處で時機到來すれば、何時にても引渡し得べき情態に於て、即天理教教祖像奉安會の如き名目の下に祀るべきだ云ふのが著者の考である。斯くすれば、天理教信者も自由に参拜

が出来来るであらう。前にも述べた如く、天理教と天倫教との確執に付消息に通ずるものは、兩教長老の身後に於てのみ渾和を見出され、天理教に教祖像の復歸を見るに至るべく、此等長老は、互に個人的感情に捉はれて、信仰上の大計を忘れ、且信徒の心を顧るの襟度なく、俱に頑迷相容ざるを以て施すに術なく然れども既に孰れも古稀を越ゆるを以て、早晚自然の攝理によりて、兩教渾和の時機到來すべし。徒に促進を圖りて、却て益々溝渠を深むるの要なしとて、現在には到底其不可能なることを肯定し、此肯定に基きて、兩教の渾和を期するは結局尙早なりとする者、兩教關係者中當に二三の人のみに非ず。是を以て中井氏も、亦自己の手に於て祀るべきを思ふも當然なれども、只だ之を祀るに付て、天倫教下に祀らんとするは、結局祀らんとして祀らざるの結果に了るを如何にせんやである。故に若し現在仮に渾和の道なしとせば、前述天理教祖像奉安會の如き名稱の下に祀るべきを可とす。即天理教信者の自由參拜に適せしめんが爲である。然して自ら渾和の時機を待ちて、天理教本部に移し祀らるるの

機會を促進するは、此場合最も適當の措置なるを信するものである。

(イ) 奉祀關係を或人に託したが
爰に久保田某あり、故中西牛郎と教外の親交あり、中西が天理教本部に病んで斃るるや、親戚側として葬儀萬端の世話をなしたる關係より、松村大教正も面識あることにて、中井氏保有の教祖像の經緯を聞くに及びて、中井氏に懇談、本部をして祀らしめてはと勸説之れ努めたものだ。當時中井氏も、前記石田某との奉祀計劃瓦壞の後なるに加へ、其妻女久しく病床に呻吟し、其他百事手違を生じ、爲に家庭は憂鬱に閉され、中井氏自身も少からず神經を病み、畢竟教祖像を祀らんとして然かも祀らざるの崇なるやに思惟し、愈々厚く日夕祭祀を怠らざりしが、祭壇に額も心氣自ら悸き、痛く苛責の鞭を加へらるるの思にて煩悶措く能はざりし際にて、恰も病苦を抱くものが、之を劬はりて見舞ふ者に、苦痛を訴へて自ら慰むるが如く、中井氏は、自分も斯く思惟せざるに非ざるも、現在の天理教幹部は、教祖像を否認し居り、然かも或一部は、己人

的に自分との間の感情問題に捉はれ、融和を計るに由なし。故に本部に引渡さ
んと欲するも能はざるの情態である。然かも奉祀に付今日迄、政黨者流の努力
せしもの二三のみならず。去れども多くは利權の獲得に急にして、教祖像を弄
びたるの嫌あり。爲に自分が迷惑を受たること鮮からず。結局奉祀の妨となる
のみなれば、奉祀に付ても容易に手を下し難く、唯り心を傷むるのみとの述懐
があつたので、久保田は親く中井氏の述懐に耳を傾けたが、本部をして俄に之
を祀らしめ難きの事情を知るに及び、然らば或期間、一時我々の手にて之を祀
るの外なし。徒に祀らずして自ら悶々を加ふるは、甚だ愚なるのみならず、教
祖を崇敬する所以に非ず。本部の否認は、其罪過天人俱に容さざるものあるも
子も亦之を祀らざれば、天理教信徒は終に其渴仰を醫するに道なく、其實在を
知悉せる者は失望し、其實在を冀ふ者は半信半疑の儘に終らんのみ。本部の信
者に對する不信不仁、教祖に對する不敬不遜は論外なるも、子も亦決して其罪
を免る、能はず。固より子に不信の事實なし、然れども祀らざるが故に、天理

教信者をして失望せしめ、又は半信半疑を抱かしむるの点は、天理教本部の否
認に基く結果と何等擇ふべきなし。乃ち天理教信者に對する不仁に至りては、
甲乙なし。教祖に對する不敬不遜に付ては、手段に積極的消極的の相違こそあ
れ。分量の差等を見出すものに非ず。謂ゆる作爲によりて罪過を冒すか、不作
爲に罪過に陥るかの區別あるのみである。宜しく進んで祀るべし。吾に一策あ
り、乞ふ安じて一任すべしと、中井氏も久保田を以て、是迄の如き政黨者流と
選を異にし、眞に託するに足る人物なるを惟ひ、長き眠より覺めたるが如く、
身も心も輕き思ひをなして、欣で之が奉祀一切を全人に托するに至つたのであ
る。

(ロ) 某電鐵會社との交渉

久保田は中井氏の快諾一任を多しし、中井氏、天理教本部、並に信者の爲に
漸を追ふて福音を齎らすべく、兎も角先づ教祖像を祀り、天理教信者中其實在
を知ると、半信半疑の者こそ問はず、弘く祀りて、欣で自由に參拜し得るの手

段ご設備をなさんと決心し、某大電鐵會社に縁故深き安立某の紹介により、奉祀上の敷地建物の寄附を覓めたる處、全會社も參拜の爲めの乗客數に眼を着け利益事業たるを思ひ、之が寄附を内諾するに致りたるも、天倫教下の奉祀は到底天理教信者の參拜に不都合なるを以て、之が調節に苦心の結果、久保田が天理教の教師、奥谷某と懇意の間柄なるを以て、同人に教祖像關係の一切を告げて相談したる處、奥谷も是迄自分は事實を知らざるが爲に否認し來りたるも、斯かる事實ある以上は、自分も之が奉祀に付ては助力を惜まざるべし、宜しく天理教宣教所を新設し、教祖像奉安殿を宣教所の地續に設くべし。さすれば宣教所新設手續一切は、自分に於て勞を執るべしとて、態々某電鐵會社に久保田と再度相携て出向き、奉祀方法に付説明する所あり。全會社は之を最上の方法と考へしが、斯くては天理教宣教所所屬教祖像奉安殿の外觀を呈し、中井氏の意志に副はざる所ありしを以て、結局財團法人天理教祖像奉安會の下に、天理教祖奉安殿を設けて祀ることとし、奉安殿の奉仕は天理教佐瀨教師身を以て引

受くべしとのことで、全氏は久保田の熱心なる運動と、結局は天理教本部に移し祀るべきも、一時の己むを得ざる過程として不取敢便宜祀ることの趣旨に共鳴し、苟も教祖像の奉祀に付て本部に於て彼是の論議あらば、之が爲に教職を失ふも亦悔ゆる所なしとのことなりし爲、久保田も大に力を得、前記電鐵會社もそれならば良しかるべしとのことにて、茲に契約の運に進み實現を見るべき善なりし處、突然其際中井氏より教祖像を奈良より大阪に遷すに付ては、從來奉祀關係の債權者に對し、相當の挨拶をなさざる可らずとの申出あり、右電鐵會社との間には、遷座の費用負担に付ても、多少の行惱あり、折衝中の折柄、到底かゝる大金、然かも突然の申出に對しては、交渉の余地なく、久保田は其部下と約一ケ年間、所謂手辨當にて多額の出費を徒消したるに了りしは、最近の實例である。前記奈良區裁判所の繫争証明(天理教本部と中井氏との間の)は、當時某電鐵會社の要求により下付を得たものである。因に佐瀨教師は、松村大教正の創設にかゝる高安教會の出身にして、全教正も佐瀨教師の如何なる人物

なるやを知悉せるが、實に野心も私慾もなく、只教祖像に奉仕の一念純情に出
發せるに外ならず。尙同教師は、天理教が未だ微々として振はざりし頃、私費
を投じて大阪道頓堀の芝居小屋で、他宗の神官や僧侶達の來聽を求めて、天理
教大演說會を開會したることもあり。天理教の爲には、殉教的精神を以て終始
し來れる人物にして、純理の前には何ものをも犠牲とするを厭はぬ人物なるこ
こは、本部幹部の熟知せる所である。

久保田某は磊落私慾を挾まず、自己信念の前に邁往する人物なりと聞く。惜
むらくば斯かる人物が、無我無慾一諾を重んじて、中井氏の爲に其精神的懊惱
を去り、天理教信徒の爲に信仰上の渴仰を醫せんとし、凡てを犠牲にしての奮
闘を無益に了らしむるに至りたるは、返す返すも遺憾の極にして、斯かる問題
の解決に最も重要な素質は、私心我慾なく、純情なる犠牲精神を有するにあ
り。久保田の如きを失ひては、復た同型の適任者を他日に見出すに至る間、中
井氏も復た所謂祀らんとしして祀る能はざるの嘆聲を繰返すのではなからうか。

第十二 豈信徒の満足を冀ふのみならんや

天理教本部は時利あらずとして、敢て自ら教祖像を否認し、中井氏は之を祀
らんとしして祀る能はず。之が爲に教祖像は宙宇に迷ふの情態にあり。随つて信
徒中教祖像の實在を知れるもの、並に半信半疑實在を冀ふもの、俱に教祖の高
徳を偲びて、渴仰の念堪へ難きを察するに余りあり。公正なる第三者よりすれ
ば、天理教本部並に中井氏の天倫教側共に、不仁の甚しきものあることは、上
述既に盡くしたりと思ふ。然れども翻て其内情の核心に觸れんか、兩教幹部俱
に、熱淚滂沱の苦惱あるを見遁す譯には行かない。天理教幹部も、決して徒に教
祖殿に巨費を投じ、看板を以て内容の貧弱を掩はんとするものでもなく、先づ
外容を整へて、時機を待つて内容を充實せんと欲するものであらう、其充實を
志す所の内容物体が、頗る斯教として大切重大のものなるが爲に、敢て巨費を
投じて惜まざるものなるを信するのである。天倫教側に於ても、天理教側が教

祖像を否認するが故に、何處迄も實在を主張し、自ら之を祀らんとするのであつて、苟も天理教側に對し妥協態度に出でんか、終に或は天理教本部は、其体面上並に從來否認し來りたる行懸り上、之を祀らざるべきを懼るゝからである。畢竟信者大衆の渴仰を絶對に癒して、誤りなきを欲するの同情によるのである。ここを思へば、兩教幹部達の腹の中は、双方俱に可成り苦しいのである。兎も角も本部の否認に拘らず、半信半疑を抱けるの信者は、若も天倫教主張の如くであれば、何ぞ夫れ幸なるかな。冀くは實在せんことを切望するに謂ふであらう。既に實在を承知せる信者は、天倫教が薄弱乍らも、時々烽火を擧げんとするを見ては快哉を叫び、未だ紛失若くは滅失し居らざるに對し、衷心安堵の思ふ本部反省の一日も早からんことを冀ふであらう。

(イ) 案するよりも生むが易い

然し兩教幹部も結局は早晚融和し、終に本部に祀り得るの機會あるを豫期して居る。然れども融和の時機幸に到來するも、其間に風火水災等の禍が生じて

現在の儘に何時迄も必然保存せらるゝことを信じ難きを如何にせんやである。故に此等幹部中、兩教の巨頭が何れも七十歳以上であるから、彼等の身後を待つて敢て遲きに非ずやと言ふ者があるが、果して何の心ぞやと詰りたい。且現在の不可能的外觀に脅へて、今日彼是するは兩教間、却て溝渠を深めて取返し難き結果に導くを懼るゝもの鮮からざる模様であるが、是れ事物の達觀に至らざるものである。此等兩教の巨頭は孰れも、年齒七旬を過ぎて、頭も困惑し、自ら妙策の持合せなきが爲に、焦慮しつゝも手を束ねて居るので、眞に適當の解決策あらんか、悦で之を獲んとするや勿論である。然かも之が解決策は、天理教側にありては、單純に教祖像の實在を肯定し、天倫教側にありては、事情を論ぜず廣く祀るの一念より、本部をして祀らしむることである。然れども老人共は、若い者の如き氣輕さを持つて居らない。殊に彼等兩老は、多年己人的感情の經緯を有して居る。他人が介在し手取り足取りして、兩者の接近を促進すること必要とする。之が促進の勞を執るものは、兩教の信者であらねばな

らぬ。天倫教の信者は前にも述べし如く、一家一門の信者であるから、話が極りさへすれば、直ぐ纏るのであるが、大衆五百萬の信徒數を有する天理教の方面に於ては、信者の意思を表示するにも、信者所屬の宣教所、支教會、分教會等の手を経る等夫れ夫れ形式を要することであらう。愈々信者が天理教幹部巨頭の轉向を促進するにしても、其巨頭の手許に信者の意思を到達するには、余程の手數と時間を要するのである。或は本部の眞意を正解せずして、信者諸君の眞意を本部に傳ふるを躊躇し、若は之を傳ふるを妨ぐるが如き不心得の分教會、支教會、並に宣教所の理事者がないことも限らぬ。然し本部や分教會其他は教務上に於ては「上は神ぢや」と教へて、信者には所屬宣教所又は支教會分教會等の命に従はしめ、宣教所は支教會、支教會は分教會に、分教會は本部の命に従ふ可き順序ならんも、宣教所支教會分教會は更なり、絶對的權威者たる本部其れ自身と雖、信者諸君を離れては、其存在を失ふことゝなる位のことは熟知して居るが、只だ余りに信者諸君が殉教的精神の熱烈なるに出て、味噌も

杓子も一所に鵝呑にするが爲め、本部の幹部は固より、分教會支教會宣教所の理事者をして、釣針に餌さへ附けて置けば、其質量の如何を問はず、信者は必ず喰ひ付くこの觀念を助長したるの嫌なきか。故に本問題は、信者諸君が信仰上の重大案件なるを以て、茲に其熱烈燃ゆるが如き殉教精神を發揮して、敢然其非を改めざる本部の幹部に向て、鋒を執て争はねばならぬのである。然し此の心配も實は無用である。何となれば本部の幹部自身は、當初から一日も早く教祖像の實在を信者諸君に告白したのであるが、事情が之を許さなかつたので、今日に及んだのだが、豫期に反して長きに過ぎ、本部も實は當惑の態であつて早く告白し得るの機會を待つて居るのである。

(ロ) 此の次にはこの期待

愈立教百年祭教祖五十年祭を好機に、三百萬圓の巨費を投じて、教祖殿を新設して見た處が、信者から教祖殿に祀るに最も適應せる教祖像の話を持出しそなものであるに、何の沙汰もない。先程教祖殿の遷座式が舉行せられ、三五

十萬に垂んとする信者が、全國より本部に押懸けたのであるから、今度こそは誰かが申出るであらうと期待をかけて居つたが、未だに申出がない様子だ。大鐵は此多數信者の參拜で、乗車賃収入概算七八十萬圓を儲けたこのことだが、電鐵會社の經營者や、其株主を悦ばす丈けでは、信者諸君の信仰上の大渴仰を醫する譯に參らないのみならず、本部の幹部は大鐵の大當りに反比例して、大失望をしたであらう。然し尙教祖五十年祭や、立教百年祭を控へて居るから、遅くも其時迄には申出があるだらうと、最後の期待を懸けるであらうが、此等の續出接踵の機會を逸しては、當分良き機會を捉ふることは甚だ困難で、本部の幹部も終には信者諸君に覺むることを斷念するかも知れない。

(八) 中井氏は面目を忘るゝものではない

信者諸君が教祖像の實在を本部をして肯定せしめんと欲する熱意の發表方法は、單に教祖像に絡む經緯を知りて、著者の所説が果して尤であるか否を先づ判斷し、大に聽くべきの價值ありとすれば、其所屬教會若は本部に向つて、

直接に其意見を徴すること共に、信者諸君の希望を披瀝して、一日も早く教祖の尊像に接して、信仰上の渴仰を醫せんと欲するの趣旨を以て、本部の幹部を鞭撻することである。否幹部は今や遲しと之を待構へて居るのであるから、欣で信者の言を容れて、信者諸君と共に、一日も早く目的達成を圖るの舉に出づるであらう。而して始めて焦れ抜いた若くは萬一の望を繋ぎし信者諸君が、教祖の面影を拜するを得たならば、信者諸君の意悦は如何に大なるものであらうか著者は之を想像して感に堪へないものがある。然かも時方さに、經濟並に思想の國難非常時である。力強き宗教の活躍によりて、思想の善導少くも悪化を防止せんことを望むや切である。天理教は少くも、此使命を果たす意味に於て、現在我邦に於ける宗教中、最も適任者であることを認めるが、其天理教さへ、一つ間違へば大なる危機を孕んで居るのではないかこの老婆心から出發して、天理教本部の反省を促がさんと欲するものなるが、本部の反省は一に其信者諸君の鞭撻に俟たねばならぬものがあるので、是非信者諸君の奮起を希望す

る。斯くて本部の反省を齎らしたらんには、天倫教方面の中井氏も、必ずや無理解の話はしないと考へらるゝものがある。中井氏に私心私慾ありと假定しても、今日ならば本部が御木像を否認するによるこの口實あるも、本部にして反省し、教祖像を肯定したる場合、中井氏側が故意に教祖像の引渡を拒み、又は之が引渡に付て不當簽敷要求をなさんか、直に大親分たりし中井氏嚙昔の面影も、假面の如く剝離して、名もなき一介の車夫馬丁に變せんのみである。然し中井氏の任俠豈其れ私利私慾の爲に其面目を潰して迄、五百萬の信徒に背くが如き行動をどうして採れようか。

斯くして茲に天理教信徒諸君が多年の渴仰を醫することを得ば、著者も亦甚だ満足である。之によりて天理教本部も積年の苦惱より脱し、信者と共に教祖を期かに仰ぎ得て、斯教の根基を固め、信者に對する不信と教祖に對する不敬により、一大危機に瀕せし同教を將に倒れんとするに支へて、茲に一轉期を畫し、更に世界宗教への進出に志すと共に、此非常困難時の思想善導に役立たば

當に天理教信者諸君の満足を贏ち得たるのみならず、併て思想國難の安全辯を見出したこととなるが、搗て、如へて、此れに刺激せられて、前記念佛派團體の出現を早め、併て他の神道並に佛敎各派が、多少とも風を望んで思想善導に盡くす所あらん乎、本書の目的は大牛達成せられたりと謂ふべきである。然れども天理教並に天倫教幹部の考が著者の心を裏切り、若は彼等は裏切さるも、天理教信徒が奮起して幹部を鞭撻せず、徒に對岸の火災視して不關焉を極めこむならば、吾又何をか言はんやである。

第十三 兩年祭の意義と活動と題する 冊子を読み

著者は本著を脱稿したる際に於て、或人から参考の爲に一讀する様にこの好意を以て、兩年祭の意義と活動と題する小冊子を惠まれた。此は昭和八年一月五日改訂發行版の松村吉太郎氏の著作で、此書を息も吐かず欣んで讀了した

から、前記見出の下に少しく書添ゆることとする。此の書は流石に天理教本部の最高幹部たる全氏の著述丈に、同書中に記載の先般巨費を投じて建設せる「教祖殿建築の意義」なるものを明確に了解することが出来た。即之によるこ、今回新設の教祖殿は、従來の教祖殿の建築と異なり、祭典に際し一時に多數信徒を收容するに狭いからこの單純なる理由以外、教祖存命の理が建物の上に顯揚さるるにありこし、所謂教祖存命の理に付き諱々説明せるが、一言にして之を盡くせば、教祖の肉体は亡びたるも、教祖の靈は生前全様に活躍さるるのだから、生前全様に心得て、御仕するに適當する設備の必要に出たので、此迄とても度々御指圖を仰ぎて、風呂も設け火鉢や蒲團も設備丈はしたが、實際に風呂を沸したり、火鉢に火を入れて差出すと云やうなことは致さなかつたので、是は恐縮に堪えなかつたが、今回の教祖殿は、總て御存命中全様に御仕致得る趣旨に出でたのだから、重大なる意義がある建築であるので、此の普請を仕遂げぬやうでは道の話をごう聴いて居るのかと思ふのであると云ひ、又御指圖だと

謂ふ「さあく、それは尋ねるまで、存命中の心であればよい、存命中どうし
てくれ、のこしおいたる言葉の理、始めかけにやならん。」とか、「存命同様の道
を運ぶなら世界うつす、又々うつす云々」などを引用して、存命中全様に仕ふ
べきこと、存命全様に運べば存命全様の理を映すと仰せらるるのであつて、誠
に有り難い事であること、隨て若し此普請の金が足らぬ様なことがあれば、自
分一人で引受ける、まさかの節は此身を百々に裂き千々に千切りてもやり遂
げるの覺悟であるとの趣旨で、松村氏は切言して居るのである。

(イ) 差し控ゆる筈だつたが明確に

此の説明を読んだ著者は、實に尤のことである。斯くてこそ眞に教祖の心と
合致し、教祖の志に答ふるものであると思つた。隨て「寧ろ奚ぞ祀らざる」の
見出の下に、本部幹部等の意中を解剖して述べた著者の説明は、強ち我田引水
的のものにあらざることが分かる筈だ。教祖殿は教祖存命中と全様に御仕した
い積で、教祖殿を建てたのだから、身後には自分と思つて祀り呉れこの教祖資

縁付の御木像を、此新設教祖殿に御祀したいこの考は、想像に余りあるのだから、其御木像に對してどうして不都合の言葉を發することが出来よう。だから錦生支教會の謹告による放言は、全くの方便的の出鱈目であつて、本部幹部等の胸中は恐懼に堪へぬのである。殊に前記御指圖中の「さあく」それは尋ねるまで、存命の心であればよい、存命中どうしてくれ、のこしおいたる言葉の理始めかけにやならん。」は、教祖の御部屋には火鉢も蒲團も出さねばならぬかと尋ねた時の御指圖だと松村氏は述べて居るが、尋ねる迄もなく當然のことで、凡ては存命中の心を以て仕へ、教祖存命中こうして呉れ、ああして呉れと申遣したる言葉を、着々實行しなければならぬこの意なるべし。風呂も設ける位ならば、火鉢や蒲團も尋ねる迄もなきことと思はるれども、用意周到の意味で尋ねたものか、其邊は分からぬが、教祖は尋ねる迄もなく當然のことなりと答へ尚進んで生存中申遣したる言葉を、着々實行に移せと指圖ありたるものの如し松村氏は其の私見として、三度神饌は捧げて居るが、御生存中の様に御飯や御

菜を差上げたいと思ふこのことである。本部の最高幹部たる松村氏が、此れ丈の考を持つて居ることは、至極結構のことで、此の點は信徒諸君も俱に悦ぶ所のこしおいたる言葉の理」を、實行しないのであるか、其れとも彼の御木像にか其御木像は教祖が、明治の初年に一七日間斷食修業彫刻せしめて、明治二十年以降全三十九年の初頃迄、本部で御祀りせしもので、松村氏を始め本部の幹部でも、今尙四五名の老人達は十二分に承知の筈である。教祖殿の建築に付、松村氏はまさかの場合には、この身を百々に裂き千々に干切つてもやり

きる覺悟だこ、いふのだから、存命の理を徹底さす上よりも、縁縁深き教祖化身の御木像を、此の教祖殿に祀らねばならぬ順序であるに、此點に付何等言及なきは甚だ遺憾に堪えぬ次第で、差控へ置く筈であつた點を書き加へることとする。其れは曩に教祖像が未だ本部手許に祀られし當時中井氏が天理教本部

へ取戻の腹で、數回出懸けて、拜まし呉れと頼み出で、漸く同行者を却け、同氏一人丈にて拜まし貰ふこととなつたが、其際中井氏は、懷中より全氏宛松峰よりの讓渡証を差出し、引換に其御木像を持歸らんごした。驚いた本部の役員數名が總掛りで之を奪還し、直に丹波市の警察署に此の旨を届出たので、中井氏は警察に引張られ、時の署長佐川福太郎氏に懇々説諭された爲、自分も法の力に依る外なしと感じ、終に前記の通り奈良の區裁判所に、御木像の假處分申請をなした結果、本部より引渡を受くるに至りたるものなるが、御木像が本部員によりて奪還さるる弾みに、御木像の手先を毀損したが、中井氏も此の點は痛く恐縮して居るこのことである。殊に本部より該假處分事件に關し、口頭辯論を経て和解となり、木本源吉氏を介して中井氏に手渡す際、數ヶ月間交換利益の提供を以て、本部へ引渡を求めたる事實なかりしか、當時本部の財政は到底今日よりは想像も出来なかつた程貧弱なもので、調金に就ても余程苦勞をしたことだらうが、當時木本氏は奈良銀行の頭取であつたから、其方から借入

れたものか、話が纏つた時には借入れることになつて居たものか、其所迄は立入る必要はないが、當時としては少からぬ金員の提供を以て申込んだものである。此の事は特に信者諸君の爲に明確に致して置く。

(ロ) 本部幹部の心の普請

松村氏は同書「神殿建設の意義」の下に於て、「お道の普請は世間一般の普請とは其意義が違ひ所謂助け普請だ」と云ひ、又「そこで道の普請と助け一條とは、切つても切れぬ關係がありますのみならず、形の普請は心の普請となり、心の普請は形の普請となる。」と云へるが其所謂助け普請の是非は別問題とし、形の普請は心の普請、心の普請は形の普請となるこの言葉は至極尤もであつて一刻も早く先づ以て、助け人である本部幹部等の心の普請を希望するのである。教祖像を否認し來ること三十年の久しきに及び、尙依然として之を改めず、殊更錦生支教會の放言を默過するのは甚だ遺憾である。

(ハ) 自分自身の心の立替

更に同書の「我が國の現状」の下に、「今や道も教祖五十年祭を迎へて、立替へらるべき時機に達し、之れと立合ふてどうでも世界の人心を立替せねばならぬ機運に向つたのであります。我々道の者にとつて之れ位面白く、之れ位有り難い旬は又ごなからうと思ひます」とある。之に由るに、日本人は愚か、世界の人々の心を立替すべき使命の下に働くの覺悟が窺はれるのだが、他人の心を立替する爲には、自分自身の心を立替することが先決問題ではなからうか、本部幹部等は久しく欺き來つた信者に對して、其心を立替へて教祖像を否認し居れる罪を謝すべきである。

(二) 今が納消の時機

次に同書「各自の決心と覺悟」の下に、「されば教祖五十年祭は道の立替、立教百年祭は心の立替、我が國の現状は世の立替でありまして、今日我々はこの三大立替の時機に直面して居るのであります」と云ひて、前記よりも更に進んで、世の立替の必要迄を説いて居るのは誠に結構で、かゝる大使命を有する天

理教本部の幹部等であるから、小節に拘泥するの場合ではあるまい。「我が國の現状」の下に於て、同著者も「今や我々の眼前には全生涯を通じて、二度と會へない重大なる旬が迫つて居ります。若しこの旬を外しては再び取返しはつかないものであります」と云つて居るのであるから、小事に拘りて大事を逸してはならぬ。本部幹部の中には、天理教獨立運動の際、中井氏側と見られたる小川某の爲に妄りに告發されて、未決拘留數十日の飛んだ災難に出逢つた氣の毒な人もあるこのことであるが、此は所謂道の爲に苦しんだもので、謂はば教祖の雛型を踏まして貰つたご辛抱も出来る筈だ。又かゝる苦闘の爲に、今日道の人からも、亦世間からも羨やまる、地位に進んで居るので松島の瑞巖寺の和尚が伊達政宗から受けた侮辱の下駄を、却て自分の立身を來たさしめたものごしなる譯で、仮に全人が中井氏側であつたごしても、中井氏を恨む所か、中井氏をも或意味に於て、大恩人ごすべきであるかも知れない。此は宗教家ごしては

殊に斯くありたいと思ふ。中井氏側に於ては、小川某は決して自分側のものでもないが、彼の窮状を見るに忍びず、同情を加へたに過ぎぬのであるが、小川某から告發を受けた本人は自分の使喚にかゝるものとして、痛く之を恨んで居る。所が其人は本部の大幹部の一人であるが爲に、今日に至る迄も、本部と自分側との融和を妨げて居ると云つて居るが、萬一にも左様の事あらば、私怨の爲にお道の大事を廢するもので、其人の意見が多く用ひらるゝ丈に、他の幹部に優りて其罪も大なる譯である。今日の此機會を逸し、復た何れの時を期すべさか、或時機には必ず一度は、お木像否認の罪を謝すべきで、それは最初からの覺悟である筈だ。然かも彼等の考へた已むを得ざるに出でた便法の苦衷は、信者も之を諒とするであらうから、生涯に復たさ逢ひ難き此機會に納消すべきである。

(ホ) 一見見誤ることの出来ない程はつきり

斯くてこそ教祖像が新設の教祖殿に祀らるることになるので、教祖殿を今回

特別の意義を以て建築したる趣旨にも適ふのであり、且つ教祖存命の理にもびつたり副ふ譯であると思ふ。實は著者は信者諸君をして、教祖像を祀らしめた一の一念から出發して居るのだが、諸君の信念を強める爲に、諸君が教祖の身のやうに考へて居るかも知れない本部の幹部諸氏に、甚だ強く當るのを、何か爲にする所があるのだとして、却つて誤解さるゝを恐れたので、本項を書くに至る迄は、成可くは同じ攻撃であつても、手心を加へた積りである。然し松村氏の此冊子を見て、同氏の二大祭典を控へての決心、並覺悟、神殿や教祖殿建築の趣旨、並に熱意を知ると共に、三大立替の機運に逢着せること、此時機を逸しては吾人生涯復たさ出會し得ずとの説明を肯定すればする程、流石は大宗教の大宰相たる全氏の抱負と矜持に敬服すると同時に、教祖殿の建築に付ては、自分一人の力でも遣つて見せる、自分の身体はたさひ百々に裂き千々に千切るも辞せない迄、教祖を熱愛崇敬の余りに出でた切なる言葉に拘らず、此大宰相並に其下にある他の本部幹部等が、かゝる大切なる場合に於てすら、未

だ教祖像を祀りて最も適切に、存命の理によることを考へてゐない様にも見
做され、斯くては中井氏の謂ふ一大幹部の私忿の蟻りが、未だに解消せられざ
るやにも思はれ、必ずしも本部幹部の意向を善意解釋するのみでは、此二大祭
典を控へて、信者諸君をして教祖像を拜することを得せしめ、一大渴仰を醫せ
んと志す著者の熱望も、或は否恐くは水泡に歸し徒勞に終るを虞るゝので、今
一段信者諸君の心証を強めて置きたい。乃ち本部幹部等が教祖像の問題に觸
れない譯は、門外漢の著者には窺ひ知り得ざる理由があるかも知れない。然し
左様な理由は松村氏の説明によりても、今日かゝる大切の場合に於て到底有り
得る筈がない。若し其理由ありとすれば、著者が斯く繰返し適確なる根據によ
り説明したる正眞の教祖像を、曩に彼等が主張せしが如く、絶対に似ても似つ
かぬ男性の木像であるこの不敬極まる曲言で押通さんが爲である。而して此の
曲言の根據が、中井氏側の推測による大幹部の一人の私忿に基づけるものなり
とせば、其者は方に獅子身中の虫と謂ふ計りではなく、信者諸君の大敵たる不

心得者で、終には大宗教たる天理教を毒殺するに至るものである。信者諸君は
宜しく従來の盲從的態度より目覺めて、自己宗教愛護の爲と、自己信仰上の信
念に出發して、此大切の時機に烽火を擧ぐべきである。大体前記風呂迄立てよ
このお指圖ならば、火鉢や蒲團は當然差出すべき筈なるに、此の義に付きてさ
へ御指圖を仰ぐ本部幹部等が、何故かゝる喧かましき教祖像問題に付て、お指
圖を仰がぬのであるか、錦生支教會の謹告中にあるが如く、本部より「教祖に
似たる所無之且頭に海老折あり、之は男子の人形ではないか、斯くの如きもの
は本部に於ては不用の品なり」とて、返却したりせば、かゝる際こそ御指圖
を仰ぐべき場合ではあるまいか、右謹告中に、本部にても一應御指圖を仰いだ
がと云ふ様のことが顯はれて居れば、信者も得心すべく、外部の人が聞いても
首肯するかも知れない。遅くれ馳せ乍ら、殊に今日大切の場合である。信者諸
君に安心させる爲にも、お指圖を仰ぎて之を發表するの勇氣が欲しい。本部幹
部等に此の勇氣があつたならば、眞に痛快事だと思ふ。若し著者の言が誤つて

居つて、彼等の言ふことが正しければ、著者は信者諸君を欺いて、大宗教の天理教本部に嚮つて、何等か爲にする所に出でて嫌がらせを言ふものと謂はれても、更に辯解の言葉がないものであるが、此点は絶対に安心を願ひたい。成る程教祖像は僅に四寸計りの坐像であるが、男女性の判断が不明確なものでもなく、何人にも女性像なることは一見見誤ることの出来ない程はつきりした茶筌鬚の羽織袴の姿である。但し聊か言ひ憚るが、決して美白の持主ではなかつたことも明らかである。兎角美人は薄命としたもので、如何に堅固の志操を抱くも周囲の誘惑に導かれ易く、到底宗教の教祖なご云ふ王座には上れぬものである。

(へ) 御神体たる畫像並に御筆先に就て

序に附言して置くが、天理教の主神たる十柱の神は申す迄もなく

- | | | | | |
|------|------|------|------|------|
| 國常立尊 | 面足尊 | 伊弉諾尊 | 伊弉册尊 | 國狹槌尊 |
| 豊斟渟尊 | 大苦邊尊 | 惶根尊 | 大日靈尊 | 月夜見尊 |

の十尊であらせらるゝが、此神々の御神体たる畫像を中井氏が保有し奉つて居ることを前に記したが、其畫像は果して如何なるものであるかは、本部幹部数名以外の天理教信者の大部分は、此亦教祖像同様に知らないであらう、中井氏の謂ふ所によれば、教祖は此畫像を日夕伏し拜みて祈禱を續けられたとのことである。此畫像は五幅あつて、各幅二柱の神々の御畫像が收められたとのこと神体は大体龍神の御姿である。御顔丈が人面であり其他は龍体である。御尊面足尊と拜すべき御神体は白色龍神の御姿で、其他の神々の御姿は青、緑、濃青、濃緑、緑に赤の混色と謂つた様に、神々別に色別されて居るが、果して何れがごの神の御神体に渡らせらるゝやは知る由もないが、仰ぐも莊嚴敬慕の感を深くするものがある。何れも百年以前に製作されたもの、様である。次に教祖直筆の御筆先であるが、此は巻物として二卷ある。何れも朱引きの罫紙に總平假名で認められたものである。果して直筆か否かに就ては未だ考証上の根拠を見出し得ないが、明治の初年頃に此御筆先の紙質と同じ朱引きの罫

紙のあつたこと丈は間違はないこのことである。
 著者は教祖像を目標として出發したが、不審議なる奇縁で教祖像が中井氏手許に保有された後、天理教本部の當時の實権者たりし大教正橋本清によりて、前記御神体や御筆先が俱に持出され、中井氏手許に併せ保有さるゝに至つたこと説明した關係上、信者諸君の爲に參考迄に前記説明を書き添へて置く。

信仰と思想の
 大 問 題 旅寝の天理教祖像 了

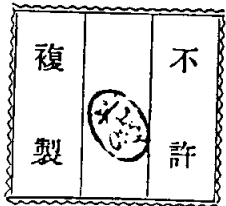
昭和九年十月十四日印刷
 昭和九年十月二十日發行

定價 金壹圓五拾錢

著者兼 發行者 藤 田 俊 一 郎
 大阪市住吉區帝塚山西五丁目二十四番地

印刷者 吉 田 源 三
 大阪市北區老松町二丁目十一番地

印刷所 合名會社 吉田印刷所
 大阪市北區老松町二丁目十一番地
 電話北三〇二二・五八五七番



發行所 六 全 莊
 大阪市北區木幡町六番地
 電話(北)四八七五番